

令和2年

# 第2回北杜市議会定例会会議録

令和2年6月 9日 開会

令和2年6月25日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 2 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 9 日

令和2年第2回北杜市議会定例会（1日目）

令和2年6月9日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 令和元年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第3号 令和元年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第4号 令和元年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第5号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第8 報告第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第9 報告第8号 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第10 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第11 承認第7号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第12 議案第45号 北杜市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第46号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第47号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第48号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第49号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第50号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第51号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第52号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例及び北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第53号 北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第54号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について  
 日程第22 議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）  
 日程第23 議案第56号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第24 同意第1号 北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件  
 日程第25 同意第2号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件  
 日程第26 同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第27 同意第4号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件  
 日程第29 請願第2号 18歳・22歳北杜市民の個人情報を防衛省に提供しないでください請願書

## 2. 出席議員（20人）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 栗谷真吾  | 2番 池田恭務   |
| 3番 秋山真一  | 4番 進藤正文   |
| 5番 藤原尚   | 6番 清水敏行   |
| 7番 井出一司  | 8番 志村清    |
| 9番 齊藤功文  | 10番 福井俊克  |
| 11番 加藤紀雄 | 12番 原堅志   |
| 13番 岡野淳  | 14番 相吉正一  |
| 15番 清水進  | 16番 野中真理子 |
| 17番 坂本静  | 20番 千野秀一  |
| 21番 内田俊彦 | 22番 秋山俊和  |

## 3. 欠席議員（1人）

- 18番 中嶋新

4. 会議録署名議員

17番 坂本 静  
21番 内田 俊彦

20番 千野 秀一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市 長	渡辺 英子	副 市 長	土屋 裕
政策秘書部長	小澤 章夫	総務部長	山内 一寿
企画部長	清水 博樹	健幸市民部長	浅川 辰江
福祉部長	伴野 法子	森林環境部長	宮川 勇人
産業観光部長	中田 治仁	建設部長	仲嶋 敏光
教 育 長	堀内 正基	教 育 部 長	中山 晃彦
上下水道局長	大輪 弘	会計管理者	板山 教次
監査委員事務局長	坂本 孝典	農業委員会事務局長	土屋 智
明野総合支所長	浅川 和也	須玉総合支所長	堀込 美友
高根総合支所長	植松 宏夫	長坂総合支所長	興水 伸二
大泉総合支所長	八巻 弥生	小淵沢総合支所長	小泉 雅人
白州総合支所長	中山 和彦	武川総合支所長	清水 能行
政策推進課長	浅川 豪	総務課長	加藤 郷志
財政課長	加藤 寿	市民課長	平井ひろ江
介護支援課長	白倉 充久		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水 市三  
議 会 書 記 津金 胤寛  
〃 進藤 修一



開会 午前10時00分

○副議長（清水進君）

改めまして、おはようございます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

本日、議長 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により本日は副議長の私が議長の職務を行います。よろしく願いをいたします。

令和2年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに北杜市の初代市長であります白倉政司様が5月10日にお亡くなりになりました。白倉様におかれましては、合併という大変な時期に市長に就任され、厳しい財政状況を立て直すため、「財政の健全化」を一丁目一番地に掲げ、国・県との太いパイプを生かし、市債残高の削減と基金の積み立てを行い、約485億円の改善を実現されました。

また、地球温暖化対策にいち早く着目され、国の「大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証実験」の委託を受け、自然エネルギー政策に取り組まれてまいりました。

このほかにも、第2子以降保育料完全無料化や移住定住策に力を注がれるなど、北杜市が抱える課題に、果敢に取り組まれ、白倉様が北杜市に残された功績は、枚挙にいとまがないほどであります。

議会を代表し、これまで市政に貢献していただきましたことに感謝申し上げますと共に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、昨年末に発生した新型コロナウイルスは、世界的に感染が拡大し、国内では東京都をはじめとする主要都市を中心に感染者が増加し、4月16日には日本全国に緊急事態宣言が発令されたことにより、外出の自粛や経済活動の自粛が求められるなど、社会全体が混乱する事態となりました。

先月、すべての地域で緊急事態宣言が解除されたとはいえ、いつ元通りの生活を取り戻せるのか先が見通せない中であって、市民の皆さまには、不安な日々を送られていることと思います。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、医療現場では、感染者の治療だけでなく、院内および外部への感染防止に苦慮され、大変なご苦労をおかけいたしました。医療に従事する皆さまに対しましては、これまで感染拡大防止と感染者の治療に、日夜を問わず、大変なご苦労をいただきましたことにまず感謝を申し上げます。

また、執行の皆さまにも、本年2月3日には、感染者発生に備え、新型コロナ感染症対策課長会議を立ち上げ、県内で感染者が発生すると同時に新型コロナ感染症対策本部を素早く立ち上げていただき、感染症の拡大防止に取り組んでいただきました。

特に、県内の感染拡大を抑え込むため、4月24日に、長崎知事が「苦渋の決断 今はまだ、山梨に来ないで宣言」を行ったことに伴い、市の主要な産業の一つである観光においても、ゴールデンウィーク期間中であったことから、経済的な影響は大きいものであります。

市では、国の第1次補正予算に盛り込まれた特別定額給付金の実施と併せて、市独自の対策を講じていただき、商工会に加入している事業者に一律5万円の支給や、相談窓口の開設を行うなど、北杜市議会が立ち上げた新型コロナウイルス感染症対策本部において取りまとめ、4月

24日に市長に提出した議会の提言を踏まえ、市民への経済的な支援や不安解消に取り組んでいただきました。

今後、第2波の感染拡大も心配されるところではありますが、一日も早く新型コロナウイルスが終息し、市民の皆さまが穏やかに暮らせる日が来ることを心より願うばかりであります。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました諸議案について慎重、公正なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の出席議員数は20人です。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

最初に諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告8件、承認1件、議案12件、同意4件、諮問1件です。

次に監査委員から、令和2年4月および5月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告があります。

峡北広域行政事務組合議会議長 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

#### ○9番議員（齊藤功文君）

朗読をもって報告とさせていただきます。

令和2年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 齊藤功文

令和2年第1回議会臨時会が5月27日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、池田恭務議員、井出一司議員、福井俊克議員、原堅志議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案は、契約案件2件、損害賠償案件1件の計3案件です。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、契約案件についてです。

はじめに、議案第14号 高規格救急自動車購入契約の締結についてです。

この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

内容については、白州分署に配備する高規格救急自動車で、指名競争入札で行われ、契約相手方は日産プリンス山梨販売株式会社、契約金額は2,926万円です。

次に、議案第15号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についてです。

この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

内容については、韮崎消防署に配備する消防ポンプ自動車で、指名競争入札で行われ、契約相手方は有限会社中村ポンプ工作所、契約金額は3,498万円です。

次に、議案第16号 損害賠償の額の決定についてです。

この損害賠償の額の決定については、地方自治法の定めるところにより議会の議決を経る必



要があるため、提出するものであります。

内容については、損害賠償の相手方は、住所 韮崎市龍岡町下條南割635番地。氏名 株式会社大丸金属 代表取締役社長 林省秀。

損害賠償額 23万1千円。

損害賠償の理由 賠償の相手方とは、峡北広域環境衛生センター（以下「センター」という。）から搬出される破碎困難物（鉄くず）の売買契約を締結している。

相手方がセンター他から買い受けた鉄くずを12月末に県外の受入施設へ持ち込んだところ、放射能が検出されたことから全量返品措置がされ、持ち帰った事案が発生した。相手方が返品された鉄くずを調査したところ放射能が検出された鉄くずが「家庭用ラドン発生器」であることが確認されていた。

2月にセンターが売り渡した鉄くずの中に同様の「家庭用ラドン発生器」が混在していたことを相手方が発見し、放射能の測定を行ったところ放射能が確認されたことから、全量返品措置がされた鉄くずについてもセンターから搬出されたものとの結論に至った。

このことから、相手方から運搬に要した不要な経費についての損失補償を求める申し出がされたことから、相手方へ損害賠償を行うものである。

支払い方法 損害賠償（返品に要した運搬費用）については、相手方が指定する口座へ峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計から支払う。

以上3議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で令和2年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

○副議長（清水進君）

次に、山梨西部広域環境組合議会から報告がございます。

山梨西部広域環境組合議会 原堅志君、報告をお願いいたします。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

朗読をもって、ご報告とさせていただきます。

令和2年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会報告書

令和2年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会が、3月30日、中巨摩地区広域事務組合議場において開催され、齊藤功文議員と私の2名が出席しました。

議案の審議に先立ち、正副議長の選挙が行われ、議長に中央市の福田清美氏、副議長に甲斐市の長谷部集氏が就任されました。

監査委員には北杜市の早川昌三氏、南アルプス市の矢崎俊秀氏が選任されました。

また、公平委員には韮崎市の藤原芳洋氏、早川町の望月公八氏、富士川町の川手貞良氏が選任されました。

提出された議案は、組合が設立され、最初の議会でありますので、専決処分の報告及び承認を求める件についての承認案件21件、予算案件含む議案25件、人事案件5件であります。

なお、令和2年度山梨西部広域環境組合一般会計予算総額は、1億7,232万円で、職員11名分の人件費、財務会計システム等の使用料、公用車をはじめとする各種機器のリース料、その他各種計画の策定業務委託料が主な内訳であります。

以上、承認案件21件、議案25件、人事案件5件につきましては、いずれも原案のとおり

認定および議決、ならびに同意されました。

以上で報告を終わります。

○副議長（清水進君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

---

○副議長（清水進君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

17番議員 坂本 静君

20番議員 千野秀一君

21番議員 内田俊彦君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

---

○副議長（清水進君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月25日までの17日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月25日までの17日間とすることに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第3 報告第2号 令和元年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの26件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん改めまして、おはようございます。

令和2年第2回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

5月10日、初代北杜市長の白倉政司様をご逝去されました。

衷心より、哀悼の意を表したいと存じます。

北杜市が誕生した平成16年から、3期12年にわたり、常に、市民や議員の皆さまとともに

に歩み続け、「後世に負を残さない」、「持続可能な自治体」を基本に、財政の健全化を一丁目一番地に掲げ、急激に変化する社会情勢と市民ニーズに対応するとともに、行財政改革を確実に進められました。

いつの時代でも、市民が「希望」を持ち、「ロマン」を追うことが必要。厳しい時代だからこそ「夢」を持つことが大切であるという考えの下、常にチャレンジ精神と改革意識を持ち、地域の特色を活かす中、自ら求めて汗をかき、多くの魅力ある施策を打ち出し、市民に夢や希望を与え、高い志に向かい歩まれ、北杜市の盤石な礎を築いていただきました。

また、「ベンチャー自治体」、「一流の田舎まち」、「夜空が美しい杜 月見里県 星見里市」など、「夢」のある多くのアドバルーンを打ち上げ、北杜市の名は、全国に知れ渡ったところがあります。

「ふるさとを知ることで愛する」、「愛することで更に知る」、「市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、『ふるさと北杜』に生まれ、育ったことに誇りと自信を持ってほしい」、「ふるすとは北杜市だ」という人をたくさんつくりたいと考え、常に「愛郷・愛民」を大切にし、北杜市の礎をしっかりと築き「新しい扉」を開いてまいりました。

一方で、職員に対しては、「小さくとも光り輝く北杜市を創る。職員一人ひとりが灯す光が、市民に喜ばれ感謝される。そして、ふるさと北杜市を照らす大きな光となり、やがて北杜市は、一味違う光り方になる。」と呼びかけ、自らが先頭に立ち、強いリーダーシップで、職員をけん引していただきました。

生前のご功績に対し、市民の皆さまとともに感謝申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

このような偉大な功績を市民全体で称え、顕彰し、郷土の誇りとしてその名を後世に伝えるため、このたび、「北杜市名誉市民」に選定し、本定例会において議員の皆さまの同意をいただきたくご提案することといたしましたので、ご理解をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、「ふるさと北杜を守りたい、励ましたい」との思いから、「支え合いの輪」も広がっております。

マスクや消毒液などの寄附を通じて、中学生や市民をはじめ企業、団体などの皆さまから、多くの温かい「お心」を寄せていただいていることに心より感謝し、御礼を申し上げます。

本市においては、長い臨時休業が続いた小中学校について、感染予防を徹底した上で、先月25日から再開いたしました。子どもたちが元気に登校する姿に励まされながら、市民の皆さまも、少しずつ元の生活に戻りつつあると感じておられることと思います。

感染予防に対しては、大変ご不便、ご負担をおかけしておりますが、市民お一人おひとりの責任ある行動により市内での感染拡大は抑えられており、心より感謝申し上げます。

また、医療現場の最前線で自らや家族の感染リスクを防ぎながら、大きなプレッシャーの中で「大切な命」を救うため、日々懸命に努力されているすべての医療従事者の皆さまに、心より尊敬と感謝の念を表します。

「東京アラート」や北九州市をはじめとする、全国各地での第2波の兆しなど、新型コロナウイルス感染拡大の収束には不透明さを増しており、引き続き、「オール北杜」で感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

市内に目を向けますと、世界規模の感染拡大によるインバウンドの消失、県をまたぐ外出の自粛による国内旅行の減少の影響により、観光客が激減し、相次ぐ宿泊予約のキャンセルや来

店客の減少、特に飲食業、宿泊業、交通事業者などの売り上げは大幅に低迷しております。

その影響は、卸売業から美術館などの文化・芸術まで多方面にわたる業種へ広がり、市内事業者の経営は、かつてない厳しさとなり、事業継続が難しくなりつつある切実な状況が日を追うごとに増しております。

市民の皆さまにも、これまでに経験したことがない不安やストレスを感じた生活が続いております。

こうした厳しい実情を目の当たりにし、日に日に変化する状況を的確に把握するため、市民の皆さまや、観光関連事業所や飲食店、食品スーパー、コンビニエンスストアなどの小売店、病院、学校など市内事業者の皆さまを、私自身も訪問し、膝を交えて現状や今、必要な対策について、意見交換を重ねてまいりました。

その中で、「持続化給付金の相談支援や商工会を通じた5万円の応援金は、スピード感をもって対応していただき事業者支援の気持ちが伝わってきた。大変ありがたかった。」との声をいただく一方で、「経営が上向かず廃業も考えている。」、「収入を絶たれ出口がまったく見えない。」、「今の状況では収束まで持ちこたえられない。」、「事業を継続できるかどうかの岐路に立っている。」、「先が見えない今の状況で借入れは怖い、店を閉めるしかない。」といった不安や絶望の声を数多く耳にしました。

加えて、「先が見える、今後の営業に希望を感じられるような支援を打ち出してほしい。」、「市が新たな支援など一緒に頑張っていく姿を示してくれれば、新たに資金を借りてでも事業を継続する気持ちも湧いてくる。」など、市の独自支援に期待する声もいただきました。

また、市民の皆さまからも、「外出の自粛や学校の休業措置が長期化していることにより、食費などの生活費が増加し、家計への負担も大きくなっている。」、「職を失ったが、求人もなく、収入が安定しない中、生活が苦しい。今の生活を支えてほしい。」など、待たなしの状況が伺える苦しい声が届いております。

こうした多くの皆さまの切実な実情を身にしみて強く感じ、市民、事業者の皆さまが、この苦境を乗り越え、未来に希望を持ち、ともに生き抜くためには、「今ここで思い切った対策を打ち出さないと、ふるさとを守れない。」、「このままだと、第2、第3の感染の波が訪れた時に、北杜市民の生活を支える事業者の皆さまがもたない。」、「今まさに、この時期に実効性のある対策を、躊躇なく果敢に実行していくことが、最善の策である。」と判断し、国や県の緊急支援策と併せた中で第2弾となる「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」を打ち出したところであります。

今回、取りまとめた「応援プロジェクト」においては、感染の長期化や第2波、第3波の到来、また、いつ起こり得るか分からない自然災害による被災箇所の復旧対応など、様々な面に目を向け、しっかりと将来を見据え、全庁を挙げて検討を行い、市民サービスが滞ることがなく、市民の皆さまが安心して暮らし続けることができるよう、十分な財源を確保する中で、支援策の規模をまとめたところであります。

この支援策には、「財政調整基金」、「まちづくり振興基金」を大きく活用することといたしましたが、今後も、事務事業の不断の見直しや、有利な財源の確保に工夫を凝らすなど、基金を積み戻す努力も行ってまいります。

引き続き、気を引き締めてしっかりと市政運営に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症による経済への影響から立ち直るには、今ここで立ち止まるわけ

にはいきません。

今後も、全庁を挙げて全力で取り組み、一日も早く市民、事業者の皆さまが笑顔を取り戻し、「元気なふるさと北杜」が復活できるよう、鋭意努力してまいります。

なお、本プロジェクトに対しましては、今月1日の「市議会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、「全員を対象とするのではなく、本当に困っている人だけの支援を優先すべきだ。」「規模が大きすぎる。」など、様々なご意見をいただいたところであります。

しかし、これまで市民や事業者の皆さまからいただいたご意見、ご提案を踏まえ、十分に検討を重ねてきたところであり、「今ここで思い切った支援をしなければ市民生活を守ることができない。明日はない。市内の経済は動かない。」「明日の北杜を守るには、今、市民が全員でその基盤となる地域経済を回すことが必要である。」と判断し、関係補正予算案等を提出させていただいたところであります。

この思いを受け止めていただき、ご理解のほどをお願い申し上げます。

今回のプロジェクトにおいては、疲弊した市民生活を取り戻すとともに、本来夏場を中心にしたインバウンドや国内旅行など観光面での復活が見通せない状況にあることから、市民の皆さまの市内での消費を拡大させ、経済の循環を図り、市内事業者に再び活力を取り戻すことに重点を置き、早急に取り組むこととしました。

その大きな柱として、市民お一人おひとりの消費活動こそが、市内の経済が循環し、北杜の経済を支え、強固にしていくものと考え、地域の振興券ともいえる、全市民1人当たり5万円の商品券「心がつながる応援券」を通じて、市民への生活応援を、事業者への応援につなげてまいります。

市民、事業者の皆さまが共に支え合い、そこから生まれる「絆」から、豊かさが実感できる暮らしを目指すとともに、市民の皆さまには、市内での買い物、飲食、観光に、改めて目を向けていただき、「ふるさと北杜」を知り、親しみ、魅力あふれるわがまちを見つめ直すきっかけとしていただきたいと考えております。

また、学校の長期休業、不要不急の外出の自粛などにより、家庭内で過ごす時間が増えたことに伴い、生活費が増加していることや、第2波、第3波への備えの準備、新しい生活様式への転換を応援するため、全市民1人当たり3万円の「心がつながる応援金」を通じて、家計への負担を支援してまいります。

なお、応援金の給付の時期については、国の「特別定額給付金」、「心がつながる応援券」の給付後、市内の経済状況や市民生活の状況、感染の状況を見ながら、すぐに出せるよう決定してまいりたいと考えております。

「子育て世帯への応援」においては、子どもたちの感染予防に、ご苦労、ご負担をおかけしたすべての子育て世帯に対して、5千円の「お母さん・お父さん応援給付金」を、さらに、子どもたちとの時間を大切に、家庭で子育てを頑張る世帯には、「おうちで保育応援給付金」として、5千円を上乗せしてまいります。

「子どもたちの学びの支援」においては、今回のような学校の長期休業となった際などにも、子どもたちの学びを止めず、生活リズムを維持することができるよう、遠隔授業や家庭と学校を結ぶ、教育環境を整備するため、「GIGAスクール構想」として、児童生徒1人1台端末、家庭でのWi-Fi環境の整備を進めてまいります。

また、国や県のガイドラインに沿った、学校での感染予防を図り、子どもたちが安心して学

び生活することができる教育環境を確保するため、トイレの改修を進めてまいります。

「医療提供体制の整備」においては、市民の大切な命を守るため、感染が拡大したときでも2つの市立病院・診療所が連携した中で、一般の患者の受け入れが円滑に行える体制を強化するとともに、医療従事者の皆さまの負担軽減、院内感染予防を強化するため、両市立病院に医療資材、医療機材を整備し、安全・安心な医療体制を確保してまいります。

第2弾のプロジェクトには、このほかにも現時点でやるべきことをしっかりまとめたところであり、「コロナショック」ともいうべきこの難局を、市全体で総力を結集し、乗り越えてまいりたいと考えております。

また、今国会での成立を目指している国の第2次補正予算案において、迅速な対応が必要なものは、本定例会に追加の補正予算として、提出させていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の皆さまも気持ちが塞ぎがちである中、明るい報告をいただいております。

令和2年春の叙勲では、様々な分野で、その功績が顕彰されております。

長年、地域医療の発展にご尽力いただいている元北巨摩医師会会長の大泉町在住、中島琢雄様、警察官として地域の治安維持に長年ご尽力された元山梨県警察本部刑事部長の高根町在住、伊東春福様、また、危険業務従事者叙勲では、元峡北広域行政事務組合消防司令長の明野町在住、大柴栄俊様、元警視庁警部の小淵沢町在住、鈴木忠様が、それぞれ受章されました。

一方で、春の褒章では、長年不動産登記の専門家としてご活躍された、土地家屋調査士で、武川町在住の小澤源七老様が、受章されました。

皆さまの受章は、長年にわたる功労が称えられたものであり、受章された皆さまに心から敬意とお祝いを申し上げます。

例年、この時期には「ほくとっ子」の活躍も多くご紹介をさせていただいているところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大予防の影響から、各種大会等も中止となり、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しております。

子どもたちの笑顔は、北杜市を明るくしてくれます。一日も早く子どもたちが普段の生活を取り戻し、市民、事業者の皆さまが笑顔になるよう、職員一丸となり、全力で取り組んでまいります。

現在は、新型コロナウイルス感染症の対応を重点的に進めているところではありますが、市民サービスの向上を目指す取り組みも止めることなく進めております。

今月から全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートの各店舗において、マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書、所得課税扶養証明書の取得ができるサービスを開始したところであり、8月から市民税や固定資産税などの市税等の納入について、キャッシュレス決済による新たな納付方法がスタートできるよう、準備を進めております。

引き続き、市民の皆さまが住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、報告案件8件、承認案件1件、条例案件10件、補正予算案件2件、同意案件4件、諮問案件1件の、合計26案件であります。

はじめに、報告第2号から報告第8号までの7案件につきましては、地方自治法施行令第145条第1項および第146条第2項ならびに第150条第3項の規定により、継続費繰越

計算書、繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書を、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、報告第9号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、承認案件につきましては、ご説明申し上げます。

承認第7号 「北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めること」につきましては、「山梨県後期高齢者医療広域連合」において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給を早急に実施することに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件につきましては、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第45号 「北杜市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

災害救助法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 「北杜市税条例の一部を改正する条例」についてであります。

地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 「北杜市手数料条例の一部を改正する条例」についてであります。

情報通信技術の活用による、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、「個人番号通知カード」が廃止されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号 「北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」および議案第49号 「北杜市介護保険条例の一部を改正する条例」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなど生活が厳しい状況にある当該世帯の経済的負担を軽減し、一層の生活支援等に取り組むため、市の応援施策として、国の減免基準に基づき、保険税、保険料を減免することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 「北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号 「北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の要件を緩和するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号 「北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例及び北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例」についてであります。

市が設置する山小屋について、多様化する施設の利用形態に柔軟な対応を行うとともに、荷揚げ代等の上昇による施設管理費の増加に対応するため、使用料等を見直すことから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号 「北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例」についてであ

ります。

国庫補助を受けて整備した市立学校について、財産処分制限期間内の有償貸付による財産処分に対する国庫への返還金を法令および国の通知により、基金に積み立てる必要があることから、当該積立金の用途を定めるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号「北杜市体育施設条例の一部を改正する条例」については、白州体育館敷地内のサンドバレーコートに、新たに屋外照明を設置したことから、照明使用料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第55号「令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）」および議案第56号「令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く状況の中、市民生活、市内経済の再生・復活を図るとともに、甲陽病院・塩川病院における医療体制の強化や医療職員の負担軽減を図るため、第2弾となる「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」を打ち出すこととし、必要な事業費をお願いするものであります。

一般会計の補正予算につきましては、農業施策などを含め、49億15万4千円増額補正をお願いするものであり、病院事業特別会計においては、3,318万円の繰り入れを一般会計から行うものであります。

その結果、一般会計の歳入歳出の総額は、それぞれ391億1,721万7千円となります。

以上、私の所信の一端ならびに提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております26件のうち、議案第55号および議案第56号は補正予算特別委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号および議案第56号につきましては、21人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号および議案第56号につきましては、補正予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました補正予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において21人の全議員を指名したいと思います。



これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました21人の諸君を補正予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました補正予算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時56分

---

再開 午前11時15分

○副議長(清水進君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に補正予算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

補正予算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に加藤紀雄君、副委員長に相吉正一君。

以上のとおり、補正予算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

次に日程第3 報告第2号 令和元年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件

日程第4 報告第3号 令和元年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第5 報告第4号 令和元年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第6 報告第5号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件

日程第7 報告第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第8 報告第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第9 報告第8号 令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件および

日程第10 報告第9号 専決処分報告について(損害賠償の額の決定)

以上8件について順次、内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長(清水博樹君)

はじめに報告第2号 令和元年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

繰越計算書をご覧ください。

継続費として予算計上いたしました市道長坂富岡・高根下黒澤10号線(逸見原橋)災害復旧事業と市道須玉小尾15号線災害復旧事業、市道大武川線(諸水橋)災害復旧事業につきまして地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、その繰越状況をご報告いたします。

このうち市道長坂富岡・高根下黒澤10号線(逸見原橋)災害復旧事業は、一昨年の台風24号

による被災箇所の復旧を平成30年度から令和2年度までの3カ年継続事業として、また市道須玉小尾15号線災害復旧事業と市道大武川線（諸水橋）災害復旧事業は、昨年の台風19号による被災箇所の復旧を令和元年度から本年度までの2カ年継続事業として、それぞれ実施しているところであります。

これらの事業のうち令和元年度中に支出が終わらなかった経費、3事業合計で1億1,991万7,822円を繰越すものであります。

次に、報告第3号 令和元年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。

令和元年度に繰越明許費として予算計上いたしました20事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

20事業の内訳としましては、当初予算で繰越明許費を設定したものが2事業、6月補正が1事業、9月補正が1事業、10月専決予算が1事業、12月補正が5事業、12月専決予算が2事業、2月補正が5事業、3月追加補正が3事業であり、当該繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越すものであります。

2款総務費、1項総務管理費、国土強靱化地域計画策定事業は95万7千円の繰り越し。

同項行政訴訟に係る弁護士業務委託は38万5千円の繰り越し。

同項ネットワーク管理事業は、GIGAスクール構想推進事業について1,424万4千円の繰り越し。

同款3項戸籍住民基本台帳費、コンビニ交付サービスシステム導入事業は、533万5千円の繰り越し。

3款民生費2項児童福祉費、小淵沢保育園建設事業は6,065万2,200円の繰り越し。

6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業は1,021万6,300円の繰り越し。

同項県営土地改良事業は1億5,160万5千円の繰り越し。

8款土木費、2項道路橋梁費、市道補修事業は450万円の繰り越し。

同項防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）は2,191万100円の繰り越し。

同項防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）は8,484万9千円の繰り越し。

2枚目をご覧ください。

同項社会資本整備総合交付金事業（改築）は7,613万4千円の繰り越し。

同款4項住宅費、市営住宅維持管理事業は3,042万6千円の繰り越し。

10款教育費、1項教育総務費、小中学校情報化推進事業は、GIGAスクール構想推進事業について6,651万7千円の繰り越し。

同項小学校指導用資料等整備事業は319万3,600円の繰り越し。

同款5項保健体育費、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業は、4,417万7千円の繰り越し。

同款6項高等学校費、甲陵高等学校管理事業はGIGAスクール構想推進事業について1,506万9千円の繰り越し。

11款災害復旧費につきましては、いずれも台風による被災箇所の復旧にかかるものであり、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業は9,940万1千円。

同項林業施設災害復旧事業は2,416万8千円の繰り越し。

同款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業は484万6千円の繰り越し。  
同項法定外公共物災害復旧事業は2,548万円の繰り越しとなり、これら20事業の翌年度繰越額の総額は7億4,406万5,110円であります。

次に、報告第4号 令和元年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件でございます。  
事故繰越し計算書をご覧いただきたいと思っております。

今回繰り越した事業3件につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

各事業の繰り越し理由は、一番右側の説明欄に記載しておりますが、避けがたい理由により年度内に支出が終わらなかったものについて、翌年度に繰り越して使用するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、強い農業づくり交付金事業は6億7,782万5千円の繰り越し。

7款商工費、1項商工費、スパティオ小淵沢温泉井戸ケーシング管更新事業は1,650万円の繰り越し。

10款教育費、5項保健体育費、白州総合運動場サンドバレーコート改修事業は5,848万2千円の繰り越しとなり、これら3事業の翌年度繰越額の総額は7億5,280万7千円あります。

次に、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）についてご報告申し上げます。

報告第9号をご覧いただきたいと思っております。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回の専決処分は2件で、公有自動車事故に係る案件1件、道路の管理瑕疵に係る案件1件であります。

2ページをお開きください。

専決第1号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専 決 処 分 日 令和2年5月7日

損 害 賠 償 の 額 25万4,408円

損害賠償の相手方 山梨県甲府市在住 女性

損害賠償の理由 令和2年2月8日午後2時30分頃、甲府市青沼一丁目14番7号の駐車場において、市の職員が運転する公有自動車を後退させたところ、後方に停車していた相手方の普通自動車と接触し、左後部座席ドア付近を損傷させたため、これに対して損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上で報告とさせていただきます。

○副議長（清水進君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

報告第9号、3ページをお願いいたします。

専決第2号 道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日 令和2年5月12日

損害賠償の額 1万6,115円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住の男性

損害賠償の理由 令和2年4月12日午後2時頃、北杜市大泉町西井出8240番1地内の市道清里・西井出線において、相手方の運転する軽自動車が道路内に発生した穴に落ち込み、車両の左後輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○副議長（清水進君）

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

続きまして、報告第5号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

令和元年度に継続費として予算計上いたしました須玉町黒森配水管災害復旧事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越状況を報告するものであります。

須玉町黒森配水管災害復旧事業は、令和元年度から令和2年度までの2カ年継続事業として実施しております。この事業のうち、令和元年度内に支出が終わらなかった経費10万7千円を逐次繰越するものでございます。

次に、報告第6号 令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

令和元年度に繰越明許費として予算計上いたしました3事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものであります。

水道施設整備費1事業、災害復旧費2事業につきましては、2月補正において年度内に事業完了が見込めないため、繰越明許を予算計上したものでございます。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費、水道施設整備事業は1,600万円の繰り越し。

6款災害復旧費、1項災害復旧費、大泉町並木水源災害復旧事業は120万円の繰り越し。

同項須玉町黒森水源災害復旧事業は860万円の繰り越し。

北杜市簡易水道事業の翌年度繰越額の総額は2,580万円でございます。

次に、報告第7号 令和元年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

令和元年度に繰越明許費として予算計上いたしました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越状況を報告するものであります。

2款事業費、1項事業費、公共下水道整備事業は2月補正において年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許を予算計上したものでございます。

公共下水道整備事業の翌年度繰越額は2千万円でございます。

次に、報告第8号 北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

令和元年度に繰越明許費として予算計上いたしました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものであります。

2款事業費、1項事業費、農業集落排水整備事業は9月補正において同時に施工する道路改良工事との施工時期調整のため、繰越明許を予算計上したものでございます。

農業集落排水整備事業の翌年度繰越額は2,500万円でございます。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号から報告第9号までの8件の報告を終わります。

---

○副議長（清水進君）

日程第11 承認第7号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

承認第7号 北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

概要書の次のページ、承認第7号をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

2ページをご覧ください。

専決処分の日は令和2年5月29日。

専決処分の理由は、北杜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し傷病手当金を支給するため、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、施行日の関係から緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

次に、新旧対照表をご覧ください。

第2条第8号として、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから承認第7号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第15 議案第48号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長(浅川辰江君)

議案第48号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯の経済的負担を軽減し、一層の生活支援等に取り組むため、市の応援施策として国の減免基準に基づき、当該世帯の保険税を減免することから北杜市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

施行予定日は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものであります。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

附則に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等の保険税減免の申請手続きの特例および減免の対象期間について、必要な事項を定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(清水進君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第48号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第16 議案第49号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長(浅川辰江君)

議案第49号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯の経済的負担を軽減し、一層の生活支援等に取り組むため、市の応援施策として国の減免基準に基づき、当該世帯の第1号被保険者の保険料を減免することから、北杜市介護保険条例の一部を改正するものであります。

2ページをご覧ください。

施行予定日は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものであります。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

附則に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等の保険料減免の対象者、減免基準、対象期間について必要な事項を定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(清水進君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから議案第49号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第24 同意第1号 北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第1号 北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

本年5月10日に永眠された前北杜市長白倉政司様の偉大なご功績をたたえ、これを顕彰し、郷土の誇りとしてその名を後世に伝えるため、白倉前市長を北杜市名誉市民に選定をお願いするため、北杜市名誉市民条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

白倉様は昭和54年4月から平成16年6月まで7期25年、山梨県議会議員を務められ、その後、平成16年7月から平成16年10月までは旧高根町長を歴任されました。

平成の大合併により北杜市が誕生した平成16年11月から平成28年11月までの3期12年を初代北杜市長として、その卓越した指導力と豊富な政治経験を活かし、常に情熱とチャレンジ精神、改革意識を持ち、北杜市の盤石な礎を築いていただきました。

後世に負を残さず持続可能な自治体運営を目指すため、財政の健全化を一番の公約に掲げ、積極的に行財政改革に取り組んだ結果、全国においても類まれなる財政状況の改善が図られ、



県からも高い評価をいただくほどの財政基盤をつくり上げていただきました。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市を将来像に、8つの杜づくりをスローガンに掲げ、「教育・文化に輝く杜づくり」では教育環境の整備、向上にご尽力されるとともに、たくましい人を育成するための原っぱ教育を提唱、さらに芸術文化スポーツ振興基金を創設し、市民が自己の人格を磨き、生涯にわたり、いつでも誰でも豊かな人生を送ることができる生涯学習活動の実現を目指した取り組みには、市民の皆さまから高い評価をいただいております。

「産業を興し、富める杜づくり」として「おはよう！！朝ごはん宣言」、「安全・安心日本の台所北杜市」などユニークなキャッチフレーズを掲げ、子どもたちに食の大切さへの関心を高めるとともに、北杜市産の安全性やふるさとの豊かな自然環境を生かした生産品を国内外へ積極的にアピールを行い、その結果、多くの農業生産法人が参入するのにつながっております。

「交流を深め躍進の杜づくり」では、大学や企業、金融機関等と地域の芸術、文化、教育、観光、産業、まちづくりなど幅広い分野で連携交流活動を行うなど、産学官の連携交流を積極的に推進するとともに「品格の高い感動の杜づくり」では、県境を越え新たな圏域を核とした八ヶ岳観光圏や八ヶ岳定住自立圏、南アルプスユネスコエコパークの登録など、地域の再生、活性化を図るとともに、誰もが住み続けたいと思える魅力あふれる地域づくりに大きく貢献されました。

「連帯感のある杜づくり」では、地域委員会の設置や地域の自主的な取り組みを促す予算措置など、市民生活のまちづくりを推進、市民と協働するまちづくりなど、地域の声を市政に反映させる仕組みを築いていただきました。

「安全・安心で明るい杜づくり」として、市独自のこうのとりの支援制度、保育料の第2子以降完全無料化の創設、子育て支援住宅の整備など国の施策に先駆け少子化対策、子育て支援に力を注いでいただきました。

「基盤を整備し豊かな杜づくり」では、優れた自然と美しい風景に調和した市の創造に資することを目的としたまちづくり条例を制定するとともに、「環境日本一の潤いの杜づくり」では、本市の素晴らしい環境を保護するため、環境保全基金を創設し、環境教育や里山整備補助金など市民共有の貴重な財産を守るための基盤づくりに尽力いただきました。

また、本市特有の自然環境を生かした自然エネルギー利用の促進を推進し、地球温暖化防止対策に素晴らしい成果を上げております。

新しい時代の新しいふるさとをつくろうと、常に市民と共にを基本姿勢に市議会と両輪となり、市民が豊かさを実感できる北杜市をつくり上げていただきました。

この偉大な功績をたたえ、白倉政司前市長を北杜市名誉市民に選定していただく本件をご提案させていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡野淳議員。

○13番議員(岡野淳君)

討論でいいんですか。

○副議長(清水進君)

すみません。

これから同意第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

(「議長、発言を求めます。」の声)

採決になりますので、よろしいでしょうか。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第25 同意第2号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第2号 北杜市農業委員会の委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市農業委員会の委員の任期が満了となることから、新たに北杜市農業委員会の委員を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により北杜市明野町浅尾699番地、篠原大、昭和31年10月7日生まれ。北杜市明野町上手929番地、宮沢俊作、昭和32年7月22日生まれ。北杜市明野町三之蔵901番地、小泉裕、昭和35年11月6日生まれ。北杜市須玉町大豆生田1173番地、雨宮正行、昭和18年12月20日生まれ。北杜市須玉町若神子1384番地、村田圭司、昭和21年3月12日生まれ。北杜市須玉町小倉2541番地1、丸茂芳人、昭和25年1月8日生まれ。北杜市須玉町江草5079番地、川田陽、昭和53年11月28日生まれ。北杜市高根町上黒澤1220番地、浅川文彦、昭和22年10月18日生まれ。北杜市高根町東井出987番地、植松佑一、昭和24年7月13日生まれ。北杜市高根町箕輪2639番地、下條壽男、昭和24年11月8日生まれ。北杜市高根町藏原1532番地、清水和彦、昭和26年7月20日生まれ。北杜市高根町清里3545番地823、鳶崎富士雄、昭和29年9月7日生まれ。北杜市長坂町白井沢3573番地52、八

木千恵子、昭和23年4月1日生まれ。北杜市長坂町長坂下条309番地、大久保末王、昭和36年5月7日生まれ。北杜市長坂町中丸2265番地、三井勲、昭和60年6月13日生まれ。北杜市大泉町谷戸1738番地、平井文香、昭和25年4月24日生まれ。北杜市大泉町西井出4502番地、山田裕、昭和25年7月2日生まれ。北杜市小淵沢町下笹尾1147番地、内田英一、昭和21年6月9日生まれ。北杜市小淵沢町松向1837番地1、小林まち子、昭和25年4月5日生まれ。北杜市小淵沢町6104番地、進藤政秀、昭和25年6月22日生まれ。北杜市白州町上教来石249番地、平出洋一、昭和24年11月17日生まれ。北杜市白州町白須1759番地3、古屋岳仁、昭和29年6月8日生まれ。北杜市武川町宮脇902番地、小澤長、昭和23年6月19日生まれ。北杜市武川町山高2680番地、秋山広志、昭和32年3月23日生まれ。

この任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第2号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第26 同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第27 同意第4号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

財産区管理委員会委員の同意案件について、ご説明いたします。

当該案件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

はじめに同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市大泉町谷戸3820番地、三井博、昭和25年2月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第4号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市大泉町谷戸3820番地、三井博、昭和25年2月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第3号および同意第4号の2件は、質疑・討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第4号について採決いたします。

お諮りします。

同意第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となることから、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市白州町白須80番地、白砂勇、昭和25年8月14日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の日程第29 請願第2号は18歳・22歳北杜市民の個人情報を防衛省に提供しないでください請願書については、私が紹介議員となっておりますので、地方自治法第106条第3項の規定により、本日中における仮議長の委任を私にご委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日中における仮議長の選任をご委任いただきました。

本日中の仮議長に17番議員 坂本静君を指名します。

坂本議員、よろしくお願いをいたします。

議長交代のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後12時04分

---

再開 午後12時05分

○仮議長（坂本静君）

ただいま、副議長より仮議長に選任されましたので、これから議長の職務を務めさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

---

○仮議長（坂本静君）

日程第29 請願第2号 18歳・22歳北杜市民の個人情報を防衛省に提供しないでください請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15番議員、清水進君。

○15番議員（清水進君）

請願第2号について、朗読をもって提案をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

2020年6月1日

請願人 氏名 星亜季菜

住所 北杜市武川町山高1441-5

氏名 太田義徳

住所 北杜市須玉町若神子2232-15

紹介議員 清水進

18歳・22歳北杜市民の個人情報を防衛省に提供しないでください請願書

わたしたちは成人前の子どもを持つ親です。

昨年、市内9条の会の人たちが、標記の問題で署名を集め、北杜市議会に同類の請願書を提出したこと、本会議で否決されたことを知りました。わたしたちも署名に賛同し、この問題に子を持つ親として強い関心を寄せています。北杜市に居住するわたしたちは、子どもたちの人権がしっかり守られる北杜市であって欲しいとの願いから今回請願者となりました。

北杜市行政が、「若者が住みやすい街づくり」（健幸北杜構想）を進め、努力している中、自衛隊へ18歳、22歳の市民名簿をここ4年余り提出し続けていることは極めて遺憾です。

ここに自衛官募集のために、該当市民の名簿提出は中止するよう市議会に請願するものです。

（請願項目）

北杜市は自衛官募集協力のため、若者の名簿を作成し、自衛隊山梨地方協力本部に提出することを中止すること。

（請願理由）

- (1) 北杜市が2016（平成28）年から実施している北杜市の住民基本台帳に記載のある18歳及び22歳の若者の名簿を市自らが、本人に無断で自衛隊に提出していることは「北杜市個人情報保護条例」に反していること。個人情報保護は一人ひとりの市民にとっては極めて重要なことであり、本人の認知しないところで市当局が外部に提供することはあってはならない。
- (2) 地方自治体の本旨は地方自治法第1条にあるように「住民の福祉の増進」「地域における自主性」であり、地域経済や文化に貢献していける若者を育てることもその一環である。

「国から依頼された委託業務だから止むを得ない」との説明では納得がいかない。国家のために若者の命を差し出す一助になったのが前の戦争であり、この戦争を想起すれば自治体の任務は明らかである。

- (3) 国内の自治体の中で名簿提出をしていないところもある。これは国・防衛省からの文書は「指示」「通達」でもなく、「依頼」だからである。国や防衛省がこのような内容の文書を「指示」したとしたら大問題、憲法が保障する生存権にかかわってくる。従ってこの「依頼」を断る自治体があるのは当然といえる。自衛官募集は地方自治法にいう自治体の「受託業務」ではないことは明らかである。

地方自治体は国の下請け機関ではなく、住民の命と健康を守る砦である。

- (4) 地方自治体は「地方行政担当の市当局（市長）」と「地方議会・市議会」の二元制で構成されている。

北杜市議会が市当局の自衛官募集に関しての名簿提出を容認するのでなく、住民の意

思を代弁する機関として、市議会の総意で名簿提出をしない決議を請願する。  
以上、よろしく願いをいたします。  
以上であります。

○仮議長（坂本静君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管  
であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月23日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後12時12分





令和 2 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 8 日

令和2年第2回北杜市議会定例会（2日目）

令和2年6月18日  
午前 9時30分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 議案第57号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第3号）

2. 出席議員（19人）

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
6番 清水敏行	7番 井出一司
8番 志村 清	9番 齊藤功文
10番 福井俊克	11番 加藤紀雄
12番 原 堅志	13番 岡野 淳
14番 相吉正一	15番 清水 進
16番 野中真理子	17番 坂本 静
20番 千野秀一	21番 内田俊彦
22番 秋山俊和	

3. 欠席議員（2人）

5番 藤原 尚	18番 中嶋 新
---------	----------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市 長	渡 辺 英 子	副 市 長	土 屋 裕
政 策 秘 書 部 長	小 澤 章 夫	総 務 部 長	山 内 一 寿
企 画 部 長	清 水 博 樹	健 幸 市 民 部 長	浅 川 辰 江
福 祉 部 長	伴 野 法 子	森 林 環 境 部 長	宮 川 勇 人
産 業 観 光 部 長	中 田 治 仁	建 設 部 長	仲 嶋 敏 光
教 育 長	堀 内 正 基	教 育 部 長	中 山 晃 彦
上 下 水 道 局 長	大 輪 弘	会 計 管 理 者	板 山 教 次
監 査 委 員 事 務 局 長	坂 本 孝 典	農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 屋 智
明 野 総 合 支 所 長	浅 川 和 也	須 玉 総 合 支 所 長	堀 込 美 友
高 根 総 合 支 所 長	植 松 宏 夫	長 坂 総 合 支 所 長	興 水 伸 二
大 泉 総 合 支 所 長	八 卷 弥 生	小 淵 沢 総 合 支 所 長	小 泉 雅 人
白 州 総 合 支 所 長	中 山 和 彦	武 川 総 合 支 所 長	清 水 能 行
政 策 推 進 課 長	浅 川 豪	総 務 課 長	加 藤 郷 志
財 政 課 長	加 藤 寿		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議 会 事 務 局 長	清 水 市 三
議 会 書 記	津 金 胤 寛
〃	進 藤 修 一

開会 午前 9時30分

○副議長（清水進君）

改めまして、おはようございます。

議長 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により本日は副議長の私が議長の職務を行います。

本日、執行より追加議案が提出されましたので、急きよ、本会議を開催することになりました。

議員各位には急な招集にもかかわらず、ご参集いただきありがとうございます。

また、執行の皆さまには国の第2次補正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算をまとめていただき、市民の支援にご尽力いただきましたことに感謝申し上げます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、5番 藤原尚君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

20番 千野秀一君は遅参する旨、連絡がありました。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

---

○副議長（清水進君）

日程第1 議案第57号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第57号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の追加補正予算は、国の第1次補正予算の制度化および第2次補正予算の成立を受け、本市の新型コロナウイルス感染症対策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の中で早急に取り組むべきと判断した3事業について編成したところであります。

経済的に厳しい状況におかれているひとり親世帯につきましては、これまで市単独での支援を検討してきたところでありますが、このたび国において臨時特別給付金が創設されたことから予算計上するものであり、また新型コロナウイルス感染症対策にご苦労いただいている保育士、放課後児童クラブ支援員の負担軽減を図るとともに、子どもの命を守るため、市内保育園や子育て支援施設において感染拡大防止のための備品やマスク、消毒液等を整備する経費を計上したところであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は5,137万2千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ391億6,858万9千円となります。

これらの事業は、応援プロジェクトの第2弾修正版として盛り込んだところであり、感染予

防策、経済支援策と合わせ、スピード感を持って取り組んでまいります。

○副議長（清水進君）

市長の説明が終わりました。

ただいまから議案となっております議案第57号は、補正予算特別委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、補正予算特別委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月23日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時37分

令和 2 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 3 日

令和2年第2回北杜市議会定例会（3日目）

令和2年6月23日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

とにもあゆむ会	岡野 淳君
公 明 党	内田俊彦君
日本共産党	志村 清君
明政クラブ	坂本 静君
ほくと未来	福井俊克君

2. 出席議員（19人）

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
6番 清水敏行	7番 井出一司
8番 志村 清	9番 齊藤功文
10番 福井俊克	11番 加藤紀雄
12番 原 堅志	13番 岡野 淳
14番 相吉正一	15番 清水 進
16番 野中真理子	17番 坂本 静
20番 千野秀一	21番 内田俊彦
22番 秋山俊和	

3. 欠席議員（2人）

5番 藤原 尚	18番 中嶋 新
---------	----------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（45人）

市 長	渡辺英子	副 市 長	土屋 裕
政策秘書部長	小澤章夫	総務部長	山内一寿
企画部長	清水博樹	健幸市民部長	浅川辰江
福祉部長	伴野法子	森林環境部長	宮川勇人
産業観光部長	中田治仁	建設部長	仲嶋敏光
教 育 長	堀内正基	教 育 部 長	中山晃彦
上下水道局長	大輪 弘	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	坂本孝典	農業委員会事務局長	土屋 智
明野総合支所長	浅川和也	須玉総合支所長	堀込美友
高根総合支所長	植松宏夫	長坂総合支所長	興水伸二
大泉総合支所長	八巻弥生	小淵沢総合支所長	小泉雅人
白州総合支所長	中山和彦	武川総合支所長	清水能行
政策推進課長	浅川 豪	総務課長	加藤郷志
財政課長	加藤 寿	政策広報課長	小澤永和
人事課長	小澤哲彦	消防防災課長	坂本賢吾
収納課長	日向 勝	企画課長	大芝 一
管財課長	末木陽一	市民課長	平井ひろ江
介護支援課長	白倉充久	健康増進課長	浅川知海
福祉課長	山田健二	子育て応援課長	中澤徹也
商工・食農課長	栗澤忠之	住宅課長	篠原 賢
道路河川課長	小澤 茂	教育総務課長	堀内典子
生涯学習課長	渡辺美津穂	学校給食課長	三井喜巳
増富出張所課長	桜井義文		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三  
 議会書記 津金胤寛  
 // 進藤修一



開議 午前10時00分

○副議長（清水進君）

改めまして、おはようございます。

議長 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席していますので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日は副議長の私が議長の職務を行います。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、5番 藤原尚君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可しましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

○副議長（清水進君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 ともにあゆむ会、30分。2番 公明党、15分。3番 日本共産党、15分。4番 明政クラブ、15分。5番 ほくと未来、15分。6番 無所属の会、15分。7番 北杜クラブ、45分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

なお、申し合わせにより今定例会の代表質問は関連質問をしないこととなりました。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

令和2年第2回定例会にあたり、ともにあゆむ会の代表質問を行います。

時間がないので早口になろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

大項目で3つの質問をさせていただきます。

はじめに、市の今後の新型コロナウイルス対策の考え方について伺います。

1つ、緊急事態宣言による外出自粛や事業主の自主的な営業自粛により重大な影響を受けた市民、市内事業者の具体的な数、業種、減収の実態はどのようなものなのか。市が把握していることをお聞かせください。

2番目、お金を出すことだけではなく、北杜市としてすべきこと、北杜市でなければできないことがいろいろあるのではないかと思います。このことについてどのように考え、実施しているのか伺います。

3番目、市内の民間医療機関の経営状況について伺います。

4番目、指定管理者に対する対応について伺います。民間業者、その他と同じように売り上

げが計画を下回った場合の指定管理料や納入金の扱い、休業補償の考え方、どのようなものなのかを伺います。

5番目、生活困窮家庭、虐待の恐れがある家庭、民間の福祉法人、事業所等への支援策はどのようなものかを伺います。この件については、それぞれの家庭の実情など、微妙な側面もあるでしょうから、差し支えない範囲でお聞かせいただければ結構です。

6番目、長期戦が予想される新型コロナウイルス対策の考え方を伺います。

大項目の2番目として、GIGAスクール構想に基づく学校の情報環境整備の現状と課題について伺います。

1つ目、6月補正予算ではGIGAスクール構想推進事業費として約4億円の予算が計上されていますが、小学校、中学校、高校、それぞれの内訳と事業内容はどのようなものでしょうか。

2番目、3月から5月の休校中に市内小中学校でオンライン授業ができなかった理由を伺います。

3番目、各家庭の通信環境整備についての調査とその結果は、どのようなものだったでしょうか。

4番目、家庭に貸し出しが必要な端末やルータの台数および、その貸し出しができるようになるのはいつになるか伺います。

5番目、仮に1人1台の端末がそろそろ前に再び休校措置がとられた場合、現状のICTを活用してどのようなことができるのか。また、どのようなことをすべきであると考えているのか伺います。

6番目、1人1台の端末について、文科省はできるだけシンプルなスペックで、アフターケアも容易にすべきとしています。北杜市としては1台あたり、どの程度のスペックで、いくらぐらいの金額を考えているのでしょうか。また、アフターケアについては、どのように考えているのかを伺います。

7番目、この前の6番目の質問についてですが、コストダウンだけではなく、どのような授業を行いたいのか、そのためにはどのようなスペックが必要であるのかを念頭に置いて考えるべきだと思いますが、市としてはどのようなICT活用を考えているのでしょうか。

8番目、1人1台端末、校内LAN、ボトルネックをなくすための学校外の回線契約の見直しなども含め、目指す情報環境整備が整うのはいつごろになりますか。スケジュールをお示しください。

9番目、GIGAスクールサポーターの配置をどのように考えているのでしょうか。人数および報酬、期間、人材をどのように集めるのかについても伺います。

大項目の3番目、ともにあゆむ会会報第7号に対する市の対応についての見解を改めて伺います。

市長が私どもの会報が誤りだと指摘なさったのは、次の3点についてです。

1つ、覚書を添付したとする平成30年2月25日のメールについて。市は、増富地域再生協議会、以下、協議会と申し上げます。協議会の事務局員が個人的に市の担当者に宛てたメールであり、協議会の総意ではないとしています。情報開示請求によって入手した事務局員と市職員の間で交わされた複数のメールのやりとりを精査すれば、覚書の原案について事務局員が協議会の理事会で十分協議をした上でのことは明らかです。これらのメールのやりとりを総

合的に判断すれば「協議会の事務局員の個人的なメールであり、再生協議会の総意ではない」とする市の主張は当たらないと考えますが見解を伺います。

2番目として、契約解除の合意書に覚書が添付されていないという市の主張については、これも情報開示請求によって入手した資料の中に、明らかに協議会によって書かれたと思われる覚書、すみません、通告書にはこれ（案）としましたが間違いでした。（案）となっていたのは合意書のほうでした。大変失礼しました。覚書が含まれています。添付されていない覚書は、なぜ開示請求で出てくるのでしょうか。添付されていないという根拠をお示してください。

そして3番目、事業中止の理由については、市は協議会が「交付金に頼らず、自分たちの地域活性化に取り組みたい」として、市の事業計画の要請も、臨時総会での決定事項であり、事業継続は困難との強い意思を受け、契約解除の合意書を取り交わしたとして、ともにあゆむ会が会報で報じた「本当の理由」は事実ではないと断じました。

あまつさえ市長は、その年の市制施行記念式典の場で大勢の市民に向かって公然と「ともにあゆむ会」の会報は虚偽であり訂正と謝罪をせよと批判をするという暴挙に及びました。それが市長という立場の人のすることでしょうか。見識を疑いますがお考えを伺います。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

今後の新型コロナウイルス対策の考え方における、重大な影響を受けた市民、市内事業者の実態についてであります。

本市の独自の調査により、14業種248事業所の売り上げの状況は、前年同期と比べ、平均でマイナス55.3%、特に外出自粛に伴う観光客の減少等に伴い、飲食業や宿泊業が甚大な影響を受けており、最大で約3,400万円の減収となった事業者や収入がまったくない事業者もいるなど、これまでにない深刻な経営状況にあります。

このような飲食業や宿泊業の減収は、取引のある卸売・小売店、クリーニング店、タクシー・バス会社など、他の業種にもその影響は大きく広がっております。

そのほか、農産物直売所や福祉関係事業所においても、「売り上げは前年と比べて厳しい状況である」との声も聞いております。

さらに、学習塾や書道・ピアノ教室など、個人で運営している文化・芸術関連の業種においても、今なお厳しい経営を余儀なくされております。

一方、市民の皆さまからも、多くの生活面での相談を受けており、国の「緊急小口資金」への、今月19日現在の申請件数は、累計で127件と増加基調で推移しております。

山梨県が公表している県内の5人以上30人未満の事業所の3月の現金給与総額は、宿泊業・飲食サービス業が前月比30%、運輸業・郵便業で前月比21%減少しており、4月16日に全国で緊急事態宣言の感染防止が強化された4月、5月には、さらに厳しい状況であると推測され、本市においても同様な状況にあるものと考えております。

その他については、教育長、担当部長および担当総合支所長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想に基づく、学校の情報環境整備の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ICTの活用の可能性についてであります。

休業中は家庭と学校との連絡を密にするため、ICTの活用は重要であると考えております。

本年5月に各学校において学習コンテンツ動画を配信してまいりました。視聴できない家庭については、学校のパソコン教室を利用するなどの対応を図ったところであります。

今後も、同様の対応を取るとともに、学習コンテンツ動画をさらに充実させてまいりたいと考えております。

次に、ICTの活用内容についてであります。

今後整備する端末には、現在使用している学習ソフトウェアを導入し、電子黒板と連携するなどICTを日常的に活用した授業を考えております。

スペックとしては、国が示す「標準仕様書」と同様のスペックを予定しており、十分に活用が図られるものと考えております。

次に、情報環境整備のスケジュールについてであります。

児童生徒用1人1台端末の整備に向け、国の示す1ギガバイトの高速ネットワーク環境の整備については、本年10月末の完了を予定しております。

また、来年2月末を予定している端末整備に併せて、回線契約の変更を行う予定であり、端末整備の完了により、情報環境の整備が整うものであります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

今後の新型コロナウイルス対策の考え方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、お金以外の対策についてであります。

本市独自の感染症対策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」では、相談者に寄り添った対応に当たるため、全庁を挙げて相談体制を強化したところあります。

「北杜市商工会」の事業者専用窓口、各部局の専門窓口に加え、市役所内に開設したコールセンターでは、総合的に相談をお受けしております。

また、「北杜市ふるさと親善大使」による応援メッセージ、健康体操の動画の発信、「北杜産直きずなネット」、「北杜エール飯」、「感染対策の見える化ポップ」、「北杜エールシャツ」などの応援プロジェクトを進めており、「オール北杜の支え合いの輪」が広がっていると感じております。

次に、長期戦を予想した対策についてであります。今後も感染拡大の状況や市民生活、地域経済の状況、また国、県の動向を注視するとともに、状況に合わせ「今やらなければならないこと」を整理し、必要な対策を図ってまいります。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

今後の新型コロナウイルス対策の考え方における、指定管理者に対する対応についてであります。

指定管理料、市納入金の扱いについては、協定書に基づくものであることを踏まえ、引き続き、指定管理者の施設管理、運営状況の確認を行いながら、対応してまいります。

また、感染拡大予防対策として、休業要請を行ったことにより、経営に影響を及ぼした施設の指定管理者に対しては、休業補償ではなく管理運営体制の安定化に資するための支援金を支給することとして、本定例会に所要の経費を補正予算としてお願いしているところであります。

次に、ともにあゆむ会会報7号に対する市の見解における事業中止理由についてであります。

事業中止理由について、市がこれまで説明してきたことと異なる情報が、会報7号に掲載されたことから、市民の皆さまにも、市政報告会において正しい情報を伝えたところであります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

今後の新型コロナウイルス対策の考え方における、市内の民間医療機関の経営状況についてであります。

「北杜市医師会」および「北杜市歯科医師会」での聞き取りでは、市内の医療機関のうち小児科、整形外科および歯科において、院内での密を防ぐ対策とした受診予約の延長や、感染への不安による受診を控える方の増加、外出自粛や学校の臨時休業などにより、初期診療の患者が減少し、経営に影響が出ている状況にありますが、そのほかの診療科においては、慢性疾患による患者が多いことから、影響は比較的少ないとのことであります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

今後の新型コロナウイルス対策の考え方における、生活困窮家庭等への支援策と実情についてであります。

市では、「新型コロナウイルス感染症」の影響による市民生活の不安に対応するため、「北杜市社会福祉協議会」と連携し、市民に寄り添った、きめ細やかな相談体制を強化してまいりました。

生活に困窮している家庭の相談は毎月19日現在、288件寄せられており、そのうち「緊急小口資金」127件、「住居確保給付金」15件の申請など国や県の支援につなげております。

また、学校等の臨時休業や自粛生活が長引く中、虐待においては、家庭児童相談員などによる電話での声かけや相談体制の充実を図っております。

これまでに1件の虐待通告があり、児童相談所につなげるとともに、関係機関と連携し、対応しているところであります。

民間の社会福祉法人、福祉事業所に対しては、国、県の支援と併せて、市の独自支援としてマスクを配布し、民間との協働による消毒液の配布も行ったところでありますが、大きく減収している事業所もあることから、引き続き、必要な支援策につなげるなどの対応を行ってまいります。

今後も、市内の感染状況や市民生活、事業所の運営状況を見ながら、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

G I G Aスクール構想に基づく、学校の情報環境整備の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、補正予算の事業内容についてであります。

今回、補正予算をお願いした本市の小中学校での事業内容については、児童生徒用端末および管理用サーバ等の購入、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置の購入、サーバ設定作業の委託、また、インターネット環境が整えられない家庭における、遠隔学習のための通信料1カ月分であります。

内訳として、小学校分が約2億5,300万円、中学校分が約1億2千万円、サーバなどの共用分が2,500万円であります。

甲陵高等学校では、休校中に実施するインターネットによる遠隔授業の質を高め、効率化と機能向上に資する備品購入費として、58万円を補正予算に計上し、タブレット型コンピューター、キャプチャーボード、ヘッドフォン一体型マイクなどの購入を予定しております。

次に、オンライン授業ができなかった理由についてであります。家庭に端末やインターネット環境が整っていないことなどあります。

次に、各家庭の通信環境整備についての調査と結果についてであります。

市立小中学校に通う全家庭を対象に、本年5月に調査したところ、ICT機器やインターネット環境が整っている家庭は、96.1%でありました。

甲陵高等学校は、今月1日現在、99.9%の家庭でインターネット環境が整っております。

次に、家庭への端末やルータの貸し出しについてであります。

1人1台端末は、教師用を含み、2,407台を今年度整備し、既存の端末655台と併せて、全児童・生徒数3,030台の整備を予定しております。

導入する端末は、ルータが不要な機種を予定しており、SIMカードの利用により、インターネットへの接続が可能としてまいります。

来年3月から、今回のように長期の臨時休業になった場合、貸し出しが可能となります。

次に、端末の想定価格とアフターケアについてであります。

端末は、国が示す「学習用コンピューター等機器標準仕様書」と同様の端末を予定しておりますが、貸与による家庭での使用を想定する中で、ルータが不要なLTE対応とすることから、

1台当たり税抜き5万5千円と試算しております。

また、アフターケアについては、一般的な保守のほか、壊れたときの保険を含めて予定しております。

次に、GIGAスクールサポーターの配置についてであります。

国が示す「GIGAスクールサポーター」については、校内LANの構築や導入機器の選定について技術的なアドバイスを行うもので、本市においてはすでにICT環境の設計が完了しておりますので、配置は考えておりません。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

堀込須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（堀込美友君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

ともにあゆむ会会報第7号に対する市の見解について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、メールについてであります。平成31年2月15日の「ともにあゆむ会会報第7号にかかる抗議申入書への反論について」の中で、主張しているとおりであります。

次に、覚書についてであります。今回の開示は、判決に基づき開示したものであり、合意書に添付されたものとして開示したものではありません。

以上であります。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは、各項目についてそれぞれ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナに対する再質問ですけれども、18日の補正予算特別委員会で市が提出した原案に議会が減額の修正をしました。市長は、初日の所信の中で、この商品券や給付金についてやらなければ明日はない。第2、第3波が来たら事業者がもたないとおっしゃって、今回の補正予算は最善の策だというふうにおっしゃっております。しかし、この最善の策というのは本当に最善なのか、何をもって最善とするのか、そこをお聞きしたいと思います。

私は、これは私個人の意見かもしれませんが、今は一律給付ではなく、本当に苦しんでいるところを見極めて手を打つ。国からの特別定額給付金も今、行き渡ろうとしているタイミングですから、その効果を見極めて第2、第3の矢を打っていくという、そういう体力を残しておくほうがいいのではないかと考えています。それに対して最善であるとおっしゃるわけですから、そこを伺いたいと思っております。

それから市長がテレビの中でおっしゃった、この予算が通らなければ、改めて市民の声を聞きたいという言葉の意味を正確に伺いたいと思っております。

市の原案が事実上否定されて、減額修正をせざるを得なかった現実をどのように受け止めているのか。なぜ一律給付ありきなのか。市長の口からお聞かせいただければと思います。

それから県内の病院の経営状況について、診療科によって影響の大小があるというようなこ

とだったと思うんですけども、今月の13日の山梨日日新聞のトップ記事として、県内の公立病院の4月の医業収益が軒並みダウンだという記事があったことは、ご存じだと思います。本市の市立病院も塩川がマイナス7.4%、甲陽病院がマイナス12.3%、かなりの減収だと思います。民間病院も4月以降は赤字にならざるを得ないと。赤字になっているのではないかという記事があって、18日の新聞ではさらに「地域医療維持に黄信号」という見出しで県内の病院、診療所の90%が減収に転じたというふうになっています。

市内の市立の病院や診療所、それぞれ病院としてどのくらいダウンをしているのか。それに対してどういう手を打つのか、打たないのかという点をお聞かせください。

それからもう1つ、民間の福祉法人からこういう声が届いております。臨時休校や自粛要請のあおりで利用者が激減しました。3月、4月は通常の半分しか収入がなくて、職員の給料をまともに払えないと。一律給付もありがたいが、こちらの対策、こちらというのは、つまり収入減ですよ。これをやってもらわないとやっていけないと。民間の福祉作業所というのは、一番立場の弱いところですよ。しかも、特に小さい子どもを預かるようなところだったら、わっと子どもたちが集まれば、当然、密にもなる。心配だから行かせないということにもなることは想像がつかます。そういうところへ、実際にどういうふうに手を差し伸べようとするのか。どう考えているのか。

以上3点について、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2点目でございますけれども、市長が18日の特別委員会において言った内容でございますが、こちらにつきましては、まだ25日の審議が残っておりますので、いずれにしろ市長のこの提案した予算案について、申し上げたとおり、議会のほうのご理解がいただけなかった場合は、市民の皆さんに改めて考えを聞くという考えも持ちながら、その覚悟で、この補正予算案を提案したということでございます。文字どおり市民の皆さまの声を伺ってまいりたいと。また、質疑の中でも、委員のほうからもそういった意見をお聞きしておりますので、そういったことで捉えております。

以上です。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをいたします。

私からは、再質問1点目の最善の対策というところではありますが、今回、6月定例会へ提出をさせていただきました補正予算に盛り込んだ事業につきましては、私どもの市独自の支援策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の第2弾として打ち出したものであります。

その第2弾に挙げさせていただきました対策につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように様々な意見、様々な状況を把握した中で、今、ここ、市内の疲弊した、この市民生活であるとか事業者の経済状況を支援するには、市民の皆さん、また事業者の皆さんが一体的



にこの危機的状況を乗り越えなければならないということで、最善というようなことで、市長のあいさつ文の中に入れさせていただきながら、今回のプロジェクトを打ち出したところがあります。今、このタイミングを逃せば、北杜市の復活のチャンスを失ってしまう。それだけは絶対に避けていきたい。そういう思いの中で、第2弾の応援プロジェクトを打ち出したところがあります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

ご質問は病院の影響が出ているということで、影響額と今後どんなふうな手を打つかというご質問にお答えいたします。

まず影響額ですけれども、3月におきましては、塩川病院2,560万円、甲陽病院1,560万円の減。4月におきましては、塩川病院1,200万円、甲陽病院が2千万円という減額の状況となっております。

また、どんなふうな手を打つかということですが、今回の補正の中にも含まれていますが、今回、感染症に対する医療機器の整備ということになりますけれども、病院への支援ということで、医療機器等の整備に対する支援を行いたいということ。

あと、もう1点ですが、このコロナの影響等が長期化するようであれば、やはり他の自治体病院などと一緒にしまして、両市立病院が加入している自治体病院協議会等がございますので、そちらのほうを通じまして国、県への要望を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

民間の社会福祉法人が運営する事業所の経営が厳しいというご質問であります。社会福祉法人が運営しています市内の障がい者の就労支援の事業所がありますが、そちらのほうから売り上げが減少して、利用者の賃金等が払えないという声も聞かれているところでもあります。特に緊急事態宣言が出され、自粛要請があった4月、5月は、パンやクッキーなどを製造している事業所からは、納品先である道の駅とか、それからホテルなどが閉鎖してしまっているので、50%から60%の減収となっているという声が聞かれておりました。

その対策としまして、今回の国の2次補正において支援策があります。これは県が主体となるんですが、生産活動収入が減少している事業所に対して行う支援でありまして、生活活動活性化支援事業というのがあります。これは、県のほうで動き出していると思いますので、各事業所に対し、こういった支援策がありますよというふうな周知、助言をしてまいりたいと思います。

また、母体の法人は、持続化給付金の対象になるということ聞いております。ただ、商工会に確認を行ったところ、まだ法人からの申し込みはないということ聞いておりますので、もし半減したということがあれば、そちらのほうに、まず相談、申し込みをしていただければ

と考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは、時間の配分がとても難しいんですけども、再々質問をさせていただきます。

まず、今がそのタイミングであるという部長のお話でしたが、やはり何をもって今なんだというのがはっきり分からない。たしかに市がそういうふうにお考えになっているということはそうなんだろうけども、逆にそうではないだろうという考え方が議会の中にあったということで、この間の結果が出ているわけですね。

私の印象を申し上げて恐縮ですけども、今回の補正予算、それからその内容、これがこれしかないというふうに市が考えているとしか思えないんですね。今の2番、3番目の答弁にもかかってきますけども、病院の支援として医療機器の支援、これは大変ありがたいし、結構なことなんです。間違いないと思います。ただ、今、その他の支援も国や県に要望していきますよということも一方ではあったわけですね。それから今の福祉法人に対しても、やはり国の2次補正ということが出てくる。つまり国や県が頼りなんですね。ですから、先の補正の話に戻りますけども、体力を使い切って、余力をもって次のステップを踏むのではなくて体力を使い切ってしまったというふうに考えれば、今のタイミングはそれではないだろうという意見も出てくるわけですよ。

それからもう1つ、これは乱暴な言い方になりますけれども、今回のコロナ禍の騒動の中で、グラデーションのように本当に困っている人もいれば、まったく影響のない人もいるわけです。国が一律で10万円を配って、なおかつそれにさらに市が独自で財政調整基金を半分はたいてまで、また同じことをやる必要があるのか。ここが非常に議論を呼ぶところであると思います。その1点だけ、もう一度お考えを聞かせてください。

○副議長（清水進君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

ともにあゆむ会の、岡野淳君の再々質問にお答えいたします。

今回の支援について必要でないのではないかと、今のタイミングでよいのかというふうな質問でございますけれども、私も様々なところに歩きました。そしてそれぞれの中で、特別給付金も市としては、手元にいち早く渡そうという中で、応援隊を立ち上げ、しっかりとして、いち早く市民に渡すように努力もしてまいりました。

そういうふうな中で、今、なぜ、このタイミングか。歩いたときに、6月までもたない、6月過ぎたらというふうな声もたくさん聞かれました。そして、この商品券についてもどのような支援が市としてよろしいのでしょうかという中で聞いたところ、現金はうれしい。しかし現金だとすぐになくなってしまふ。今それが精いっぱいの中で暮らしている。だから商品券がありがたいという声を多く聞かれました。

そういうふうな中で、では商品券は、でもプレミアム商品券のような場合には、大型店にいつてしまつて、私たちのような小さな町の商店にはあまり影響がない。だからなんとか商品券を

出す場合には、広く使えるようなことを考えてほしいという声もいただきました。

今、市全体が疲弊しております。そして不安で心も非常に委縮しております。そういうふうな中で、困った人、調査をすればいい、でもその調査をする、本当に困った人を市民全体で助け合う、今回は市民全体で県外から来られない、このような状況の中で、市全体で市民が市内を活性化させるため、みんなで助け合いながら、この商品券を使って、そして元気ある市をつくりたいというふうな強い思いでした。こうしたことから、今回はこの思い切った給付金を立ち上げたものであります。

そのような中で、私がまだまだ、市民の声をしっかりと聞いて、そしていきたいという強い思いであります。

以上です。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

言いたいことはいろいろあるんですけど、時間がありませんので次にいきます。

GIGAスクール、これについても、基本的には異論はないんですけども、1点だけちょっと伺います。

簡単に答えていただければいいんですけど、もし聞き間違いだったら申し訳ないんですけども、サポーターの配置は今、考えていないんだと、さっき僕、受け止めたんですけど、間違っていたらごめんなさい。このサポーターの配置も含めて、今現在、小中学校でこの構想がどのような段階にあって、どんな人がサポーター、サポーターとしているかどうかはともかく、サポーター的な存在としてどんな人がいるのか。それから、何ができるのかは、できることはいろいろあるから分かるんですけど、何ができないのかということが分かれば、それもちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（清水進君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをいたします。

GIGAスクールサポーターにつきましては、先ほど答弁したとおりでございます、このGIGAスクールサポーターにつきましては、国のほうでは今回の構想を推進していくために校内LANの構築とか、あるいは端末の選定等について、小規模な自治体については、なかなか職員の配置等の関係でできないというような声があるということで、国のほうがそういうところに対しては、支援をするということがGIGAスクールサポーターということでございます。

本市につきましては、ICT支援員ということで、学習支援の関係で企業のほうから学習支援のソフトを導入したところから、あるいはそういうところから各学校のほうに定期的に巡回をして利用状況、あるいは今後のことについて指導をしているというような状況でございます。

以上です。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

ありがとうございます。それでは3番目、ともにあゆむ会の会報の件について再質問をさせていただきます。

まず、メールの件、これは個人的なメールではないかというご指摘ですけども、この件については、音声記録があるんですよ。平成30年2月19日の理事会で、今回の事業の中止を覚書に明確に書いて、お互いに取り交わして、これは市がのむかどうか分かりませんが、一度そういうのはどうですかというボールを市にいったん投げってみることが決まっています。会長の指示によって、この覚書を事務局が作成し、メールに添付したものである。この添付したというメールは当然残っています。そのメールには、覚書が添付されたという記録もちゃんと残っています。

ですから、まずこの段階で、事務局員が市に対して送ったメールは個人的なものであって、公のものではないという話は、まったく通用しない。それこそ、とんでもない言いがかりですよ、こんなものは。そこが1点、時間がないので次にいきますけれども、それから同じメールに、こう書いてあるんです。この事業を続けたかったと言っているんですよ、協議会は。こんな形で事業を中止せざるを得ないという結果に至ったことは、本当に、本当にと二度繰り返して、悔しくて仕方がないと書いてあるんです。こんな形というのはどんな形かというと、今回、そのメールの中に書いてあるんですよ。今回の事業中止の原因は、A氏とB氏の必要以上の介入だと。事実1つ。その事実を協議会が曲げるつもりはございませんと書いてあるんです。いいですか、よく覚えておいてください。そこで市長に聞きますけれども、平成29年10月26日の理事会で、これは当時の菊原副市長、それからほかの複数の市の職員も同席して、理事会が開かれている。そこで協議会の役員が事業中止に至った経緯や理由を詳しく述べている。これも音声記録があります。それで市長に伺いますけれども、このときに、その場で当時の菊原副市長は中止の理由について、何てお聞きになったのか。そして何て答えたか、お答えください。

○副議長（清水進君）

答弁を・・・。

（「議長。」の声）

はい。

○13番議員（岡野淳君）

私どもの会報については、市長が私どもにケンカを売ってきているんですよ。なぜ違う人が答えるんですか。ちゃんと、そこは采配してください。市長に聞いているんだ。市長が答えてください。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

（「議長。今、僕が言ったことを。なんで違う人が答えるんですか。」の声）

○企画部長（清水博樹君）

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のメール、個人的なメールで、決まっている内容が送られてきたということでございますけれども、これにつきましては、あくまでも2月25日のメールに添付された覚書と

書かれておる書類でありますけれども、あくまでもこれは総会等で決定した事項が添付されたものではないということの私どもは理解をしております、決定されたものではないということを確認しておりますので、これにつきましては、事務局員が市の職員宛てに送ったメールに付いていた、あくまでも書類ということです。これは覚書という認識ではないということでございます。

あとメールの中で、悔しいとかいろいろな、今、お話がありましたけれども、この件につきましても、基本的に協議会の中でそういうことが決定されたという認識は、私どもありませんので、あくまでも、それにつきましても、事務局員の思い、それが書かれていたという認識でございます。

最後に、10月26日に当時の菊原副市長が会議に出席したときの内容でございますけれども、これもこれまでも答弁をさせていただいておりますけれども、事業中止の理由も含めて、その内容ということですが、あくまでも協議会の中では、協議会としては交付金に頼らず、自分たちの力で事業を進めていきたいということで、最終的に結論に至ったという認識をしております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再々質問になります。

市がどういう認識をしたかということはどうでもいいことで、事実、1つしかないわけですよ。それが音声記録に残っている。メールは個人的なものだと言うんだったらそれでもいいですよ。でも音声が残っている。理事会での音声が残っている。このことを申し上げておきます。

よろしいですか。市長。執行の皆さん。理事会の総意として、今回の事業の中止は、AさんとBさんの必要以上の介入だと言っている。その事実を曲げるつもりは、協議会はないと言っている。それから、覚書を交わし、2通作成し、それぞれ1通保管したいという提案をしている。協議会がしている。あるいは、この中止に至った経緯を詳細に理事会の中で、協議会の役員が説明している。この事業を続けたかったと言っている。さらに、この事業を中止に追い込んだ人物らを名誉棄損とパワハラで事務局員たちが訴えたり、そんな人たちが理由もなく、交付金に頼らず自分たちの地域活性に取り組みたいなんて言うと思いますか。メモ1枚残して。そんなはずない。市がどういう認識をしようが、実際に語られたこと、実際にメールに残っているもの、それを読めば、今、部長がおっしゃったようなことは事実だというふうに、大勢の市民の前で報告した。とんでもない話ですよ。この事実の積み上げこそが事業中止に至った本当の理由ですよ。それを必死になって隠しがたいために、ともにあゆむ会が提案した一緒に調査しようではないかという提案も断り、あるはずの公文書を隠して、裁判に負けて、挙句の果てに上告するために議会の承認を求めようとしたら、それも否決。再議まで持ち出して、それも否決。よっぽど市にとって都合の悪い何かがあると思えないですね。ともにあゆむ会としては、市がどういう認識をしようがしまいが、覚書があろうがなかろうが、事実は事実。協議会が交付金に頼らず、自分たちでやっていくんだということを言っているのが事業

中止の理由だなんて、まったくでっち上げですよ、こんなものは、真っ赤な嘘だと主張します。  
その点について、もう一度、市長、市長、あなたが答えてください。あなたが売ったケンカですよ。副市長でもないし、企画部長でもないよ。市長名で文書が来ているんだから市長が答えてください。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

（「なんで。土屋副市長、いつから市長になったんですか。」の声）

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど再質問の際、部長からもお答えしたとおり、市では再生協議会の皆さんが身の丈に合った自分たちの活動をしていくということで、事業の中止の結論に至ったということで認識しております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

岡野淳君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時13分

○副議長（清水進君）

全員おそろいですので、少し早いですが再開をいたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

公明党を代表して代表質問を通告に従いまして、3項目、行わせていただきます。

まずはじめに、国におけるコロナ対策2次補正対応についてでございます。

5月25日に緊急事態宣言の解除が発表されたところであり、人類史上歴史に残る感染拡大による死亡者の発生と世界的な規模の不況に見舞われているところでございますが、5月27日閣議決定後、また今回の第2次補正予算も今月17日に決定したところでございます。国が示した一般会計総額におきましては、3兆9,114億円で予備費1兆円も含まれております。

緊急包括支援交付金2兆2,370億円につきましては、医療、介護、福祉の提供体制強化へ都道府県の幅広い取り組みを支援、地方創生臨時交付金2兆円、これにつきましては、地域の実情に応じた自治体の取り組みを強く後押しするものでございます。そのほかにも、今、本当に困っている、困っていないというような議論もございしますが、本当に雇用問題は大きな

問題でございまして、雇用調整助成金、家賃支援給付金などがございます。

いずれにいたしましても、国の2次補正につきましては、今、お金の部分については決まりました。しかし、約3兆2兆円のうち1兆円は予備費として、まだ使い道の用途が決まっておりません。つまり、約2兆2兆円の内訳が残念ながら、すべて地方自治体までは示されていない状況にある中でございます。そして国は、今、どこに手厚く配分するかということをして制度設計をしているところでございまして、その制度設計を待っておりますと、どうしても秋以降になるような状況があるのではないかとと思われるところでございます。

そういったことも含めまして、以下、質問をさせていただきます。

まずはじめに、病院、介護施設の感染対策および従事者の処遇改善についてでございます。

続きまして、2番目といたしまして感染症対策における情報収集と周知につきまして。

3番目、保育、教育現場（小中高、図書館、ホール）での感染対策についてお伺いをいたします。

また、公共施設の感染対策についても伺うところでございます。

5番目、新たな生活様式に向けました上記1番、2番、3番、4番までの対応について、北杜市の施策と合わせ新たな前進の時に向け、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

6番目といたしまして、新たな生活様式を迎えるにあたり、国の2次補正予算の各種交付金、給付金、助成金の活用についてお伺いをするところでございます。これは例としては、決まっていないわけですが、テナント家賃補助など、またこのテナント家賃補助につきましては、非常に国の制度的にも難しいということで、今、議論が交わされている、制度設計が決まっていないところでございます。本市におきましても、テナントとして営業されている店舗、また自前の店舗もありまして、地方自治体にとっては、その自前の店舗の方々もどのように支援をしていけばいいのかという議論も出まして、非常に今、国としてはこの制度設計に困惑しているところでございます。各都道府県単位にお任せをするのか、国自体、制度を決めるのかというような状況でございます。こういったことが、ほかの雇用調整助成金につきましても、非常にどこまでやるのかというのは難しい状況もあるということでございます。

7番目、国の予備費10兆円の長期化を見据えた措置についてもお伺いいたします。

8番目といたしまして、避難所の感染対策、これは感染対策ですが、広く感染対策についてお答えをいただきたいと思っております。

2項目目、公共料金及び税金の収納状況及び対応について、お伺いをするところでございます。

新型コロナウイルス感染症に伴いまして、今回、公共料金、税金等については猶予措置が取られるということでもございます。国民健康保険につきましても、いち早く減免措置が取られ、条例化されているところでございます。これらにつきましても、納金、納税相談に応じていることと鑑みますし、本市におきましても福祉相談窓口、ほくとハッピーワークも含めて、あらゆる就労から、あらゆる状況のものを福祉課が相談を受けながら対応をしていることと思っております。

そこで以下、質問をいたします。

1番目としまして、猶予措置申込者をはじめ収納状況について、お伺いをするところでございます。

2番目といたしまして、企業、個人の相談の対応についてお伺いいたします。

3番目、滞納者及び滞納金の今後についてです。

続きまして、令和元年度会計と今後の財政運営についてでございます。

本年5月31日をもって、北杜市令和元年度の会計処理が終わったところでございます。令和2年度へ繰り越されて事業も報告されているところではありますが、昨年度は避難所を開設した台風被害による補正予算も計上されましたが、国土の強靱化計画の作成、災害対策防災会議も開催され、素早い対応と予算獲得に努めてきました。

詳細な数字の回答は望みませんが、現在分かる範囲で回答をお願いいたします。

そこで以下、質問をさせていただきます。

令和元年度の会計がいかにかどうかであったということにつきましては、台風等もあったということでもございまして、非常に興味深い年度であったというように思っております。まさか、その当時、コロナの感染が出るものとは、ここまでひどくなるとは思っていなかったと思います。そこで元年度について、まずお伺いしますが、1. 決算剰余金についてはいくらか。

2. 単年度収支がおいくらか。

3. 実質単年度収支がいくらになるのか。

4. 臨時財政対策債について、いかがお考えか。

5. 繰越見込み額がどのくらいか。

6. 基金積み立て見込み額はどのくらいになるのか。

7番目といたしまして、令和2年度財政運営の影響について、決算が出ればはっきり分かるわけなんです、すでに出納閉鎖しておりますのでお答えいただきたい。これはできる範囲で。

また、令和3年度財政運営の影響についても、連動的にお答えをいただきたいと思っております。

以上3項目、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国におけるコロナ対策2次補正対応における、新たな前進の時に向けた考えについてであります。

第2弾の「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」では、病院における医療提供体制の充実や公共施設の感染対策などを図るとともに、今後の市民生活、事業所の経営状況により、給付を検討する「心がつながる応援金」においても、各ご家庭での「新しい生活様式」への生活改善を図ってまいりたいと考えております。

こうした取り組みに加え、「感染対策の見える化ポップ」を通じた事業者の皆さまの感染予防により、今まで以上に「安全なふるさと北杜」、「安全・安心な観光地」をPRし、いずれ訪れる「更なる前進の時」には、本市への移住策を「『ただいま おかえり』プロジェクト」や、「お待たせ ほくと観光ツアー」などにつなげてまいりたいと考えております。

次に、令和元年度会計と今後の財政運用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、繰り越し見込み額と、基金積み立て見込み額についてであります。

現時点では、本年度決算の状況を的確に見通すことは難しいところではありますが、ここ数年の決算状況を見ると、10億円から12億円程度の「決算剰余金」となっていることから、本年度においても、10億円程度の繰り越しが見込まれるものと考えております。



また、基金積立については、「決算剰余金」の2分の1以上を基金への積み立て、もしくは市債の繰上償還の財源とすることとなっていることから、5億円程度の基金積み立ては可能であると見込んでおります。

次に、令和2年度ならびに令和3年度財政運営の影響についてであります。

今回、打ち出した「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」に当たっては、今後の財政運営に支障を来さないよう、必要な「財政調整基金」も確保した上で、基金を取り崩したところであり、本年度の財政運営上、影響はないものと考えております。

今後は、「新型コロナウイルス感染症」の影響による消費の落ち込み等で、税収の減といった市財政への影響は、来年度以降になるものと考えておりますが、引き続き、持続可能な財政運営に努めてまいります。

その他については、教育長、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国におけるコロナ対策2次補正対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教育現場での感染対策についてであります。

小中学校および甲陵高等学校では、家庭における検温が未実施の児童生徒に対して、教室に入る前、玄関などで「非接触型体温計」による測定を行っており、小中学校では、併せて「健康チェックシート」による体調管理を行っております。

教育活動においては、児童生徒の間に十分な距離を保ち、換気を行うほか、近距離で行うグループワークや英語の授業などでは、フェイスシールドを使って飛沫の防止に努めております。

また、水泳授業においては、児童生徒の密集・密接の場面を避けることが難しいことから、本年度は中止としたところであります。

学校給食においては、パンの個包装や配膳しやすい献立の工夫、また、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対策を講じております。

国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、基本的な感染対策を継続する「学校の新しい生活様式」を実践してまいります。

次に、図書館での感染対策についてであります。

「北杜市立図書館」については、先月10日から予約貸出を再開し、その後、山梨県が示す基準に適合する「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し、先月25日から、市内8図書館において入館時間および入館者数を制限しながら、入館時の体温チェック、体調の聞き取りおよび手指消毒、また、返却図書消毒を行い、貸出のみの対応として、開館をしたところであります。

なお、学校の図書館においても、同様の対応を図っております。

次に、ホールでの感染対策についてであります。

ホールにおいては、入口での来場者への手指消毒および検温の実施、来場者の人数制限、客席の区画ごとの入退場、上演中1時間に1回の換気の実施など、「北杜市ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の内容をチェックリスト化し、感染防止対策の徹底が図られることを施設職員と利用者双方で確認の上、利用の許可を行っております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国におけるコロナ対策2次補正対応における、感染症対策の情報収集と周知についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」対策においては、感染状況、国の補正予算や県の緊急経済対策など、本市において早急に対応ができるよう、常に様々な情報に目を向け情報収集に努めております。

県内の感染状況については、山梨県が発表する情報が主となりますが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により、特定地域・施設において感染拡大の恐れがない限り、人権尊重や風評被害が出ないよう、詳しい情報が公表されない状況にあることから、県や報道機関の情報等により、全庁体制で情報収集に当たっております。

国、県の緊急経済対策については、制度化されたのちに、正式に公文書で担当部局に送達されておりますが、各種対策に応じた検討を迅速に行うためには、市が自ら積極的に、正確な情報収集を行う必要があることから、常時、政策推進課を中心に官公庁のホームページを注視し、情報収集に努めているところであります。

市民や事業者の皆さまへの周知については、感染状況や本市の支援対策などの情報を、各部局から関係者へお知らせするとともに、秘書広報課において、市のあらゆる手段により、一体的に分かりやすく情報発信の徹底、強化を図っております。

また、緊急性のある情報、市独自の応援プロジェクトなどの重要なお知らせについては、「市長からのメッセージ」として、市長自らが発信しております。

今後も、常にアンテナを高くし、市民や事業者の皆さまが安心した日常を送れるよう情報収集・発信に努めてまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国におけるコロナ対策2次補正対応における、避難所の感染対策についてであります。

災害が発生した際に開設する避難所での感染症の拡大防止を図るため、避難所の感染症対策をまとめた「避難所運営マニュアル感染症対策編」を作成し、避難所の感染対策に当たってまいります。

また、避難所での過密状態を防ぐため、安全な親戚宅や知人宅への避難、自宅が安全な場所にある場合は在宅避難など、避難の在り方を市民自らが検討していただくなどの事前対策を呼びかけております。

併せて、避難所における感染を防ぐために必要となるマスク、消毒液、間仕切り、フェイスガードなどの備蓄を進めているところであり、予算については、感染症対策のための国、県の支援策を積極的に取り込み、避難所の対策に努めてまいります。

次に、公共料金および税金の収納状況および対応における収納状況、相談の対応、滞納者および滞納金の今後についてであります。

市税の収納状況は、「新型コロナウイルス感染症」の影響が出始めた、本年2月末の市税全体の収納率は88.7%で、対前年同月比で0.9ポイント上回っていましたが、3月の収納率は89.7%となり、対前年同月比0.8ポイントの減少に転じたことから、「新型コロナウイルス」の感染拡大の影響を受けたものと考えております。

また、本年度固定資産税第1期分の4月末の収納率は92.3%であり、対前年同月比で1.3ポイント減少したほか、5月に課税した軽自動車税の収納率は82%で、対前年比4ポイントの減少となったことから、「新型コロナウイルス感染症」が収納率の減少に大きく影響しているものと考えております。

なお、市税等の徴収猶予については、緊急事態宣言による外出自粛の影響を受け、事業収入が減少した宿泊業者や飲食業者などから、これまでに11件の申請を受け付けており、徴収猶予額は3,860万円余りとなっております。

市税や国民健康保険税等の徴収猶予については、企業15件、個人および個人事業主28件、合わせて43件の相談を受けております。

特に、宿泊業や観光業関連の企業からの相談が多く、納税額が個人に比べ高額であることから、今後の事業の見通しや資金繰りなどについて十分に聞き取り、必要に応じて徴収猶予の特例措置を活用していただくよう、今後の納付について、経営状況を見ながら納税相談に応じております。

個人では、解雇や勤務先の休業により、収入が減少した方からの相談のほか、個人事業主においては、小売業や宿泊業などからの相談が多い状況にあります。様々な業種の皆さまから、収入が激減したことで資金繰りが苦しく、納税が難しいとの相談が寄せられております。

こうした状況においては、収支状況、生活状況などを詳細に聞き取り、日常生活や経営状況に支障が出ない範囲で納付をいただくよう納税相談に応じております。

「新型コロナウイルス感染症」の影響が長期化することも予想される中、大幅な景気後退を招き、今後、市税や料金等を納付することが困難な滞納者が増え、滞納金が発生することが懸念されるところであります。

市では、新たな滞納者の発生や滞納金の累積とならないよう、督促状や催告書を送付する機会に、こまめに納税相談に応じるよう努めているところであり、納期限内に納付できない納税者に対しては、徴収猶予制度の活用や個々の状況に応じた分納を相談するなど、滞納者の状況を考慮しながら、引き続き適切な収納業務に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国におけるコロナ対策2次補正対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設の感染対策についてであります。

公共施設においては、感染予防対策として、飛沫対策ボードなどの設置、事務所机の間隔確保や施設内でのテレワークの実施、インターネット会議用の機器の整備など、3つの密を避け、

消毒を徹底しながら業務を行っております。

また、指定管理施設など、市民等が利用する施設においては、施設所管課および指定管理者が、運営管理の状況を踏まえ、感染拡大予防ガイドライン、または、これに準じた取り組み事項を作成し、レジカウンター飛沫防止フィルムの設置、フェイスシールドやマスクの着用、入口への消毒液の設置や、必要に応じて専任のスタッフを配置して、利用者への消毒徹底の喚起や入場人数の制限、万が一に備えて利用者の連絡先を伺うなどの対応を行っております。

次に、国の2次補正予算の活用についてであります。

過日成立した国の第2次補正予算には、「雇用調整助成金」の拡充や「家賃支援金」、「学生生活緊急給付金」の創設、さらには医療提供体制の強化や低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の給付が盛り込まれるほか、「地方創生臨時交付金」も拡充されております。

このうち、低所得のひとり親世帯への「臨時特別給付金」については、迅速な給付が必要であることから、本定例会に所要の経費を追加補正予算としてお願いしたところであります。

今後、示される施策の具体的な内容等を受けたあと、最大限活用できるよう必要な対策を講じてまいります。

次に、国の予備費10兆円の長期化を見据えた措置についてであります。

国の第2次補正予算においては、状況の変化に応じた臨機応変な対応と、国民に安心を与えられるよう、予備費を10兆円積み増ししたところであります。

市としても、国が実施する予備費の活用策を的確に対応できるよう、情報収集に努め、市の支援策に効果的に取り組める準備を進めてまいります。

次に、令和元年度会計と今後の財政運用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、決算剰余金、単年度収支および実質単年度収支についてであります。

令和元年度決算については、現在調整中であり、見込みとなりますが、「実質収支」、いわゆる「決算剰余金」は11億880万円余りとなる見込みで、「単年度収支」は5,500万円余りのマイナスとなる見込みであります。

また、市の財政の余力として表す「実質単年度収支」は、12億8千万円余りとなる見込みであります。

次に、臨時財政対策債についてであります。令和元年度の発行可能額は、6億9,459万2千円でありましたが、借り入れは行っておりません。

以上であります。

○副議長（清水進君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国におけるコロナ対策2次補正対応における、病院、介護施設の感染対策および従事者の処遇改善についてであります。

市立病院の感染対策については、すでに策定済みの「院内感染対策マニュアル」に基づき、発熱のある方や感染の疑いがある方の院内への入場制限や、防護服を着用して救急患者を受け入れるなど、徹底した感染防止対策に努めているところであります。

市の介護施設については、厚生労働省通知の「社会福祉施設等における感染防止に向けた対応」に従い、施設ごとに「感染防止マニュアル」を作成し、面会の禁止や送迎時の体調確認な

ど、感染予防の徹底に努めております。

民間の介護施設に対しては、厚生労働省通知に基づき、感染対策を講じるよう、指導しているところであります。

市立病院においては、院内感染の防止対策を講じるとともに、職員の負担軽減を図るため、医療資機材等の整備を行うこととし、関係経費について、本定例会に補正予算をお願いしたところであります。

また、国の第2次補正予算に盛り込まれた、病院や介護施設に勤務する職員への慰労金については、詳細な内容が分かり次第、必要な対応に努めてまいります。

次に、公共料金および税金の収納状況および対応における、保険税、保険料についてであります。

国民健康保険税の昨年度課税分の収納状況については、「新型コロナウイルス感染症」の影響が出始めた本年2月納期分が96.6%で、対前年同月比0.4ポイントの減、3月納期分94.3%で、対前年同月比0.5ポイントの減で、4月、5月分については、本年度課税前の仮徴収の時期であるため、この期間の国民健康保険税の収納への影響は少ない状況であります。

後期高齢者医療保険料の昨年度課税分の収納状況については、本年2月納期分が85.3%で、対前年同月比0.5ポイントの増であり、介護保険料については、本年2月納期分が99.6%で、対前年同月比と同率でありました。

後期高齢者医療保険料および介護保険料については、年金から天引きされる特別徴収の納付者が大半を占めることから、収納への影響は少ない状況であります。

また、納税相談については、国民健康保険税は、個人事業者などから感染症の影響により、収入が減少し納税が困難であるなど、現在20件ほどの徴収猶予の相談を受けている状況であり、このうち2件の申請を受け付けております。

感染症の影響が長期化することも考えられることから、市では、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免措置を講じたところであり、今後は、個々の納税相談に応じながら徴収猶予の特例または減免制度の案内、申請受付など、収納課と連携した相談体制を強化し、納税者に寄り添った対応を行ってまいります。

以上です。

○副議長（清水進君）

健幸市民部長、再度。

健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

申し訳ございません。一部、後期高齢者の納税の数字が、一部読み間違えがございましたので訂正をお願いします。0.5というふうに読みましたけれども、正しくは0.8ポイントということで、申し訳ございませんでした。

○副議長（清水進君）

次に、伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国におけるコロナ対策2次補正対応における、保育園での感染対策についてであります。

園児の受け入れに当たっては、園児や保育士の検温等、体調管理を行い、発熱や風邪症状の

ある場合は登園を控えていただくなど、感染防止に十分留意しながら保育を実施しております。

また、3つの密を避ける、給食時の座席の工夫や、子どもたちへの声かけなどを行っているところでもあります。

こうした中、感染予防の強化と保育士等の負担軽減のため、「非接触型体温計」の購入を行ってまいりましたが、さらに国の補助金を活用し、施設整備やマスク、消毒液の確保を行うことから、関係経費を本定例会に追加補正予算としてお願いしたところでもあります。

今後、「新型コロナウイルス感染症」の長期化を想定し、「新しい生活様式」に対応した改善を図るため、園長会等において検討を行ってまいります。

次に、公共料金および税金の収納状況および対応における、保育料等の状況についてであります。

保育料の収納状況については、「新型コロナウイルス感染症」の影響が出始めた、本年2月分が98.6%、3月分が99.1%、副食費は2月、3月とも収納率は100%であり、昨年の同時期と比較して、高い収納率となっております。

4月以降については、保育料および副食費ともに、4月から7月まで無償化しております。なお、これまで、保育料等についての相談などは、寄せられておりません。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共料金および税金の収納状況および対応における、住宅料についてであります。

収納状況については、「新型コロナウイルス感染症」の影響が出始めた、本年2月および3月分の収納率は、前年並みでありましたが、4月以降については、先月末時点で4月分が94.3%で、対前年同月比1.4ポイントの減、5月分が84.3%で、対前年同月比1.8ポイントの減となっており、感染症の影響もあるものと考えられます。

納付相談の状況については、これまでに電話等により「住宅使用料は免除してもらえるのか」といった問い合わせが11件ありました。

滞納者および滞納金の今後については、住宅居住者の個別具体的な事情を十分に踏まえた上で、必要に応じて徴収猶予や、国の「住宅確保給付金」につなぐなど、住宅居住者に寄り添った、きめ細やかな対応に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

公共料金および税金の収納状況および対応における、学校給食費についてであります。

収納状況については、「新型コロナウイルス感染症」の影響が出始めた、本年2月の収納率は98.7%で、対前年同月比0.3ポイントの減、3月は徴収月でありませんでした。4月から7月までの4カ月については、市独自の緊急支援策として無償としたところでもあります。

相談は、現時点ではありませんが、今後、感染状況や市民生活、事業者の経営状況を見なが

ら対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

公共料金および税金の収納状況および対応における、上下水道料金についてであります。

収納状況については、「新型コロナウイルス感染症」の影響が出始めた、2月は98.4%で、対前年同月比0.6ポイントの減、3月は98.3%で、対前年同月比0.1ポイントの減、4月は96.6%で、対前年同月比0.5ポイントの増、5月は92.1%で対前年同月比0.6ポイントの減であり、感染症の影響が出始めているものと考えております。

また、相談については、事業所からの相談が3件で、事業売上げが減り、納付が厳しいなどの相談があり、個人からの相談が8件であり、減収により支払いが困難などの相談を受けております。

現時点で支払猶予を11件行っており、内訳としましては、宿泊業など事業所が3件、415万円、個人が8件、2万円、合計で417万円であり、今後の事業の見通しや資金繰りなどについて聞き取りをした上で、支払猶予の特例措置の対応を行っております。

滞納者および滞納金の今後については、納付相談を通して、支払猶予の活用や個々の状況に応じた分納の案内をするなどの対応をしてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

○21番議員（内田俊彦君）

それでは再質問を行います。

まず1番目の、国のコロナ対策2次補正対応についてでございます。

これにつきましては、国はまだ多くの制度設計をしておりませんので、その間、非常に困惑する部分が地方自治体としてあるわけでございますが、先ほど公共料金の滞納についても、多くの報告があったところでございます。そういたしますと、国が対策するであろうというものは、ある程度、予測値がされるわけございまして、それらはいち早い情報収集をしながら、次の4号補正に向かわなければならないわけでございます。3号補正や2次補正については、約5,137万円でございます。これは子育てですとか、子どもたちの感染対策でありますとか、種々あったわけでございますが、今後、やはりこれは臨時交付金になるのか、またそれが制度設計で落ちてくるのか、県に落ちてくるのか、市という地方自治体、基礎自治体に落ちてくるのか、これは分からないところなんです。今、政策秘書部としては、これらの対応については、いかように考えているか、お伺いをさせていただきます。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、国の2次補正につきましては、まだ制度化が見えていないという状況であります。いずれにしましても、待っていると早急な対応もできませんので、いずれにしましても想定した中ということになりますけれども、まずは準備を進めていきたいと考えております。そうした中で、国が制度化されたのちには、もう一度、精査をした中で、市が取り組むべきものについては、今回の応援プロジェクトに盛り込みながら、必要な支援体制、市の制度設計、また予算の確保をしまして、いずれにしましても、すべてまとめてという形ではないかもしれないんですが、まとまったものにつきましては、必要なものについては条例化もしながら、補正予算もまとめながら必要に応じて臨時会等もお願いする中で対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再々質問を行わせてもらいます。

結局、3つの質問、結構リンクするんですが、1項目めとして括ってください。大変申し訳ないんですが、コロナ対策でございますが、この公共料金にしても、財政運営にしても、やはり国との連携の中でしていかなければならないわけございまして、国の情報をいち早く知り、また市民の皆さまの情報をいち早く知りながらやるのが大切だと思います。そういった意味では、この公共料金のただいまのデータですか、また決算状況であるとか、やはりそういったものを総合的に加味しながら、おそらく政策というのは打っていくわけございまして、それらを勘案しながら、今後市は持続可能な財政運営に努めるべきと、当然、こう思うわけございまして、2次補正については、あらゆる医療従事者にしてもどこにしても、しっかり国もやっていく状況に今のところなっているが、見えないというところだと思います。この見えない中の、見えないところをどうするかということもありますので、その隙間もどうやって埋めていくか、今後、市は考えていかなければならない。2次補正がしっかりと制度化する前の、やはり対応も必要かと私は思っているところですが、今後いかがでしょうか。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

内田俊彦議員の、公明党の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、国の情報が見えないとなかなか本市の対応も取りづらい、制度設計もできない、予算も盛れないというところでもあります。しかしながら、議員おっしゃるように税の猶予の状況であるとか、いろいろな国、また県への申請状況であるとか、そういうところからしっかりと事業者、市民の皆さんの状況というのが見えてくると思います。そうした中で、まずは市単独としての支援策も考えていきながら、国の制度が出てきた場合にはそちらに移行するなり、国から出てきたものを財源に充てるなりということで、まず市民の皆さん、事



業者の皆さんが何を困っているのかという情報収集をしっかりとした中で、今、必要とされている応援策をまずは検討させていただき、その中で国の制度が出てくるのを待ちながら早急な準備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

内田俊彦君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後 1時30分

○副議長（清水進君）

再開いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を行います。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策について、1本、質問します。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大という未曾有の事態の中、6月議会を迎えました。北杜市にも例外なくその影響が押し寄せていますが、この間の市長を先頭にした対応努力には敬意を表します。

「10万円の国からの給付金を待てない」と、緊急小口資金を借りてしのぎたいとの相談が5月末までだけで200件近くあり、ある高齢者から私のところに「2人で月に4万円程度の年金です。山菜を売って例年は4月、5月は暮らせたが、コロナで県外からの客が減って売れない。通帳の残金はゼロです」。あるいは、ペンションの経営者の方からは「3月、5月の客はゼロでした。夏の予約もまったくなく、ずっと続けてきたペンションの床が抜けていくような思いだ」。また、民間の医療関係者からは「市内にはマスクなど出回ってきたが、医療用の資材はぎりぎり、フェイスマスクは夜、帰って手作りをしています」などの悲痛な声が寄せられています。

国も県も様々な対策を次々と打っていますが、住民の最も身近な市として、何が求められているのか。「かつてない事態の打開にオール北杜で」という立場で、今後の支援策の提案を含めて、今後どう対応していくのか、市長、教育長に質問します。

1点目は、市の「応援プロジェクト第2弾案」のうち、「5万円の商品券・3万円現金給付」の運用についてです。

市長が「思い切って基金を活用したい。舵を切った」と述べて提案した商品券と現金を市民に一律届けるという報道を知った市民からは当然、歓迎の声があがる一方で、「財政は大丈夫か」という心配も寄せられました。

私たち日本共産党会派はかねてから、市の財政方針を批判し、貯まった基金を住民のために活用すべきだと予算・決算のたびに主張してきたものとして、財政のやりくりのための財政調整基金の56%、地域振興に資するためのまちづくり振興基金の28%、市民福祉向上のための公共施設整備基金の13%を取り崩して、コロナ禍で苦しむ市民の生活や営業を支援することに異論はありません。

財政担当は先日、北杜市の財政調整基金残高が県内13市のうちで一番多いということ、ほかすべての基金の合計残高161億円も笛吹市の172億円に次いで、県下で2番目に多いと説明し、「財政調整基金について「標準財政規模の10%を残す」という目安でみて191億円の10%以上、約20億円が財調に残せる」としました。道理がある説明だと私は思います。

ここ数年、毎年約10億円の剰余金が出ているとも言って、黒字の連続だとも認めており、まさに北杜市民はこれまで「市の財政は厳しい」と思い込まされてきたんだという思いです。扶助費の割合が県下で最低、様々な補助金の連続縮小など市民サービスを切り詰めてきた結果の多大な基金残高だとも言えます。みんなで納めてきた税金、多くの市民が困っている今こそ、市民に返すべきだという意見もありました。

また、「本当に困っている人に届ける」という点では、国の10万円給付がそうだったように、まずは一律に届けるのが確実であり、あとで述べるように「本当に困っている人」への支援策は並行して、別の財源をも活用して行うべきだと考えます。

ただ1点、8万円の支給について注文を言えば、商品券5万円を用途別に分けることは、高齢者を中心に「市内とはいっても出掛けてまで食事や宿泊はしない」「結局使い切れないかも」などの声があがっています。20年近くペンションを運営している方からは「20年間で北杜市民の宿泊者はゼロでした。本当に泊りにきてくれるでしょうか」との不安も寄せられました。すべての市民にとって使い勝手が良く、市内に経済効果が最大限にとどまるよう用途指定の見直しとか、市民への周知の工夫など検討が必要です。実施までに再検討の考えはあるのでしょうか。

2つ目に、増額された国の臨時交付金などを活用して、さらなる市民生活応援と医療や検査の強化、教育分野への支援を求めたいと思います。

政府は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、第1次は1兆円でしたが、これについて第2次補正予算で2兆円を増額しました。国会でわが党を含め野党共同では5兆円の増額を求め、全国知事会なども飛躍的増額を求めていたものです。

第1次では北杜市に2億200万円が交付され、2次補正の北杜市への交付額はまだ未定ですけれども、政府の臨時交付金のサイトというのがありまして、「QアンドA」というところを見て、そこには「上下水道料金や公営住宅家賃、給食費等の減免に充ててよいのか」の問いに「地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途、使い道に制限はない」、こう政府が答えています。2億の2倍、4億円とは断定できませんが、かなり使い方の自由な交付金だと考えます。以下、この「使途に制限がない」臨時交付金などを活用した今後の支援策を求め、提案したいと思います。イ、ロ、ハ、ニ、ホまであります。

1点目は、給食費などの無償化、納入猶予の延長や通年化の考えはないかということです。

応援プロジェクト第1弾では「小中学校給食費」「保育料、副食費」を4月から7月まで無料として、「市営住宅家賃」「上下水道料金」は最長6カ月まで納入猶予などの支援を行い、給付事業には時間がかかりますが徴収中止は即効性もあり、歓迎されています。給食費の4カ月間無償による影響額は4,982万円としていますが、この3倍未満、充てれば通年の給食費無償化ができます。県内の市町村では給食費の無料化が広がっており、これを機会に通年での無償化に踏み切るべきだと考えますがどうでしょうか。また当面、上記の猶予、無償化、この期間延長の考えはあるのか、答弁を求めます。

2番目は、指定管理施設などの従業員の休業補償などについて伺います。

4月7日に、私たち会派はコロナ対策について市長に7項目の申し入れを行いました。その中で「指定管理者事業所の勤務者」「スクールバスの運転手」などの人たちが仕事なくなった場合、雇用調整助成金を活用すべきであり、市としてそれを指導・助言すべきだと指摘しました。学校を含めて、ほぼすべての施設は非常事態宣言を受けて休校、閉館、休業してきましたが、その間の臨時教員・給食センター従業員などへの給与は補償されたのでしょうか。市の会計年度任用職員の皆さんへの対応と合わせて、どうだったのかを答弁を求めます。

3点目、商工会加入を問わない「5万円」の給付金についてです。

第1次応援プロジェクトの目玉と言えた「商工会加入者への5万円給付」の支給状況、また商工会加入が条件ですが、その加入状況はどうなっているのでしょうか。「加入、未加入で店を差別するのか」と怨嗟の声もあがっています。未加入者も大事な北杜市経済と市民生活を支える事業者であり、不公平感を残さず全事業者への支援を貫徹すべきと考えますが見解を求めます。

4つ目は、第2波、3波に備えた本格的な対策についてです。

ないことを祈るばかりですが、第2波、第3波は確実に来るといわれています。これまでの対応を教訓にしながら、影響を最小限に抑えるための対策が重要となります。

以下3点の検討を求めたいと思います。

1つは、病院・介護施設への対策です。患者減少による病院や施設への財政支援はどう考えているのか。また、PCR検査の体制強化が求められています。感染者の確実な隔離のために市内でのPCR検査体制の強化策はどうなっていますか。4月の申し入れで求めました、市内の医療、介護、障がい者施設などへのマスクや防護服、検温器などの支援はどうなっていますか。

2点目に、学校現場・子どもたちへの対策です。学年の締めくくりと、そして新たな学年のスタート時期に3カ月もの休校でした。子どもたちには計り知れない影響を与えて、学力格差の広がりも心配されています。児童・生徒への長期休校の影響をどう考えているのか。学習内容の精選はもちろん、心のケアも含め、スクールカウンセラー、オンライン整備の支援員など教職員体制の強化が必要と考えますがどうでしょうか。

また、改めて役割が見直された学童保育、放課後児童クラブの人員増、施設の整備拡充などすべきと考えますが、答弁を求めます。

小さな5点目、ワクチン接種補助予算についてです。

発熱症状という点では、インフルエンザと新型コロナとの見分けがつかず、医療崩壊を防ぐ意味でも、この秋・冬こそインフルエンザワクチン接種の重要性が言われています。開発が期待されるコロナワクチンも含め、多くの市民が接種が可能となるような、2つのワクチン接種予算というようなものを準備する考えはあるでしょうか。

大きな3つ目に、最後に今後の財政運営方針について。

「財政再建」の名で進めてきた基金積み立てと市債返還最優先で住民サービスを切り捨てる、こういう方針を改めて、民生費とか扶助費の増額、諸団体への補助金削減の見直しなど福祉・住民サービスの復活を図っていく、こういう考えはないのか、財政方針を根本から見直すという考えはないか質問して、代表質問とします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策における、心がつながる応援券・応援金の再検討についてであります。

給付を予定する「心がつながる応援券」は、市民への生活応援が事業者への応援につなげることを目的としております。

商品券の区分に関しては、事業者の皆さまと意見交換を重ねる中、最も支援を必要とする観光業、宿泊業、飲食業および旅客運送業の皆さまへの経済的支援に重点を置いた構成としたところであります。

今回の応援券については、事業者の皆さまも経営の回復に大変期待しているところであります。

今後、事業者等の皆さまと調整を行い、利用する市民の皆さまが市内での買い物、飲食、観光に改めて目を向けていただき、「ふるさと北杜」の魅力を再発見し、わがまちを見つめ直すきっかけとなるプランづくりや取扱店登録の拡大を図り、市民、事業者の皆さまが共に支え合い、そこから生まれる「絆」から、豊かさが実感できる暮らしを目指してまいります。

また今後、様々な状況を見ながら給付を検討する「心がつながる応援金」も視野に入れた中で、利用促進、周知方法等、工夫を凝らしてまいります。

その他については、教育長、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策における、長期休校の影響と教職員体制の強化についてであります。

学校の臨時休業に伴い、授業時数の不足や児童生徒の生活リズムの乱れなどの影響が出ております。

学習面では、授業時数の不足分を補うため、夏休みなどの長期休業期間の短縮や学校行事の精選、市単独補助教員等を活用して支援を行っているところであります。

また、生活面については、現在、市「スクール・ソーシャル・ワーカー」が各学校を訪問し、児童生徒の状況の確認をしているところであり、今後、「スクールカウンセラー」とともに、支援を行ってまいります。

なお、国の第2次補正予算において、人的体制の強化が示されておりますので、県に要望し

ているところであります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策における給食費などの無償化、納入猶予の延長、通年化についてであります。

小中学校の給食費、市立保育園の保育料および副食費の無償化、ならびに住宅使用料および上下水道料金の徴収等の猶予については、今後の感染状況や市民生活、事業者の経営状況を見ながら検討してまいります。学校給食費の通年で無償化については、「新型コロナウイルス感染症対策」とは、別の支援での検討が必要であり、現時点では考えておりません。

以上であります。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策における、会計年度任用職員への対応についてであります。

市の「会計年度任用職員」については、総務省からの通知に基づき、施設の閉館や業務の休止を行った場合は、職員の生活面に配慮して、業務内容や勤務方法の変更といった柔軟な対応を行うなど、働く場の確保を図ってきたことから、休業補償に該当する職員はおりません。

以上であります。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策における、今後の財政運営方針についてであります。

これまで、将来に負担を残さない、持続可能な財政運営を目指し、安易に基金に頼ることなく、事業の選択と集中を図り、取り組んできたところであり、今後もこうした方針の下、財政健全化の歩みを止めることなく取り組んでまいりたいと考えております。

福祉・住民サービスには、国・県の制度をはじめ、市独自の施策を展開しながら取り組んでおり、また、団体等への補助についても「北杜市補助金等の適正化ガイドライン」により適正かつ透明性を確保しつつ、必要な支援を行うこととしていることから、今後も適正なサービス提供に努めてまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策について、いくつか質問をいただいております。

はじめに、病院、介護施設への支援についてであります。

市内の民間医療機関、介護施設については、国の第2次補正予算において、診療報酬の概算前払い、無利子・無担保等の融資枠や貸付限度額の引き上げなどが拡充されております。

市立病院については、再び感染が拡大した場合においても、2つの市立病院が連携した中で、一般の患者の受け入れが円滑に行える体制を強化するとともに、医療従事者の負担軽減、院内感染予防を強化するため、医療資機材の整備に係る所要の経費を、本定例会に補正予算をお願いしているところであります。

PCR検査体制の強化については、県が行うものと考えております。

マスクや防護具などの物資については、国が一括購入し、各医療機関に供給されており、第2次補正においても、強化されているところでありますが、今後の感染状況を踏まえ、必要な検討を進めてまいります。

次に、ワクチン接種補助予算についてであります。

現在、市では、「予防接種法」に基づく定期接種として、高齢者等の「インフルエンザ予防接種」への助成を実施しております。

「インフルエンザ予防接種」への助成は、現行の制度で対応し、「新型コロナウイルス感染症」のワクチンについては、現在、研究開発が進められておりますので、国の動向を注視してまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害者施設への支援についてであります。

市では、市内の「障害福祉サービス事業所」にアンケートを行ったところ、マスクおよび消毒液の支援要望があり、市の独自の施策として、市内の事業所へマスクを配布し、また、民間との協働による消毒液の配布も行ったところであります。

今後は、障害者の利用状況や、事業者の経営状況等を見ながら、検討してまいります。

次に、学童保育の人員増と施設整備拡充についてであります。

子どもたちの受け入れに関しては、国の基準に基づき対応を行っておりますが、今後の学校の臨時休業に備え、人員の確保に当たっているところであります。

また、施設整備の拡充については考えておりませんが、国の補助金を活用し、感染症予防のための備品等の整備を行うことから、関係経費を、本定例会に追加補正予算として、お願いしているところであります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策における、「北杜市事業者応援金」の給付についてであります。

応援金の支給状況については、「北杜市商工会」加入事業者1,758に対し、今月19日現在、申請件数1,510件、支給件数1,493件であります。

また、市商工会新規加入者は、102事業者となっております。

今回、市商工会加入者を対象とした理由については、危機的状況の中で、国、県の緊急経済対策や制度融資など、事業者が必要な支援から漏れることのないように、また、収束期を迎えた際に、市商工会を核として、会員が寄り添い、知恵を出し合うことで、更なる振興を目指すため、市商工会加入者に限定したところであり、未加入者については、年会費補助を活用しながら、各会員を通じた呼びかけにより、さらに加入促進を図ってまいります。

以上です。

○副議長（清水進君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守る市の施策における、給食調理員等の休業補償についてであります。

学校の臨時休業に伴う、補助教員、スクールバスの運転手等の会計年度任用職員への報酬については、任用の職種に応じて、児童生徒の学習課題の作成補助、または校舎内外の清掃や消毒など、学校の実情に応じた業務を行っており、通常と同様の支給をしております。

給食調理員等については、年度切り替えによる新年度に向けての諸準備や施設内外の清掃、教育部内の業務の振り替えによる業務等を行っており、通常と同様の報酬を支給したところであります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

志村清君の再質問を許します。

残り時間は2分17秒です。

○8番議員（志村清君）

時間がありませんので、絞って再質問を行います。

個々答弁をいただきましたが、補正予算成立後、また精査をして議会の対策委員会や、また独自にもいろんな提案を続けていきたいと思っております。

今、基金をどう使うかということが議論の中心になっているわけですが、昨日のテレビで東京都の例が紹介されておりました。財政調整基金。東京都は約1兆円のコロナ対策ですが、9,345億円の財政調整基金のうち95%、8,900億円近くを使って、残るのは5%だけだ

と。こういう基金の使い方にはもちろん、北杜市で議論されているように賛否あると思いますが、そういうところもあるということを僕は知ったわけです。初めて基金を使うということを私たちは評価しているわけです。

質問ですけども、これも最初から強調してきたんですが、一律支給と並行して、できればそれを追い越してでも、本当に困っている人や事業者にピンポイントで支援が必要だと思います。持続化給付金とか雇用調整助成金など、国の制度に行きつかない市内の業者、それから職を失ったり、失いそうな人、こういうところこそ市がかんで、今の案では8万円の給付、これと並行して、あるいはそれを追い越してでも、臨時議会も開くという午前中の答弁がありました。市は様々な行政資料を持っています。午前中に納入猶予の申し出がこれだけあったとかありましたよね。小口資金を、10万円を待ちきれずに借りに行った人が200人近くいると。つまり、市のほうはかなり、市長もかなり歩かれていますから、どこが、誰が、どういうことで困っているということとはつかむ責任もあるし、できると思います。今後の調査について、明確な答弁をお願いします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

志村清議員の、日本共産党の再質問にお答えをいたします。

今後の調査方法というところであります。

これまでも事業者アンケートを行ったり、商工会や事務局を通してというようなことで、事業者の皆さんの意見徴収、また業務上のいろいろ様々な面で分析等も行ってきたところであります。

今後につきましてですが、現在、商工会につきましては、事務局を通して様々な調査、状況等を把握したんですが、今回から青年部のほうに、次の北杜市の事業を担うような青年部の事業主の方との意見交換をすでに始めておりますので、そういうところも利用しながらいろいろな情報を収集していきたい。また、そればかりでなく商工会のほうには女性部というようなところもありますので、そのへんのご意見もお伺いしていきたいと考えております。

そのほかにも、福祉に関しましては、引き続き社協や民間施設などの皆さん、また子育てに関しましては、活発な活動をされている、市内に母親のママグループ等もありますので、そのへんとの意見もつかんでいきたい。保育園、学校に関しては子どもの様子をいつも注視しながら、保護者の皆さんから寄せられるご意見もまとめていきたい。そういう中でいろいろ必要とされる支援については、今後、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

質問はよろしいですね。

（ な し ）

志村清君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。



次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本静君。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

令和2年6月定例会にあたり、明政クラブの代表質問を3項目にわたり行います。

はじめに、本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応について伺います。

昨年12月以降、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスによる感染の拡大が世界中に広がっています。こうした中、国内においても、岩手県を除く全都道府県に感染が発生しています。緊急事態宣言が発令されて1カ月半が経過、5月25日夜に解除されましたが、日々感染者が少ない日もあるが多い日もあります。第2波、第3波の発生が大変心配されているところでありますが、有効な治療薬、ワクチンが開発されていない中、収束するまで1年、2年がかかるといわれていますが、国民一人ひとりがそのことを自覚し、不要不急の外出を控え、3密を避けた新しい生活様式の遵守とともに、検査と医療体制の充実強化を図ることが必要不可欠であります。

一方でコロナ感染拡大による影響で収入が激減した方、生活困窮者など、本当に困っている方への支援が求められています。

国は新型コロナ対策のために外出の自粛を求めていましたが、感染患者数の動向や今後の経済対策を重視する中で、6月19日に都道府県をまたぐ国内での移動が解禁になりました。

週末は市内においても清里をはじめ各地に大勢の観光客が訪れましたが、喜びと同時に不安もあり、今後の感染防止対策との両立が求められています。

こうした中でありますが、本市の新型コロナウイルス対策の現状と対応について、以下伺います。

1. 感染拡大防止対策とその影響を受けた本当に困っている方の把握状況と救済対策について、ならびに新型コロナウイルスによる感染拡大の影響で失業などにより生活保護世帯が全国的に急増していますが、本市の状況は。また、社会福祉協議会が行っている緊急小口資金の申し込み状況について伺います。
2. 特別定額給付金1人一律10万円の申請書類が5月22日ごろに、各家庭に届きましたが、直近の申請状況と支給状況は。また、申請書類に不備があった場合の対応について伺います。
3. 高齢者の一人暮らし世帯や身体が不自由で給付金を申請できない方がいるが、市としてどうサポートしていくのか。支援制度を有効に活用させることに意義があります。こうしたケースの対応はどう考えているのか伺います。
4. 新型コロナウイルス感染拡大により、自粛した生活が3カ月を超え、市民全体が疲れております。毎日毎日が不安でストレスが溜まり、どうしたらよいのか苦渋の日々を過ごしているところです。特に子どもたちや高齢者などメンタル面の不安を早急に取り除き、市全体に元気を取り戻す施策をどう考えているのか伺います。
5. 財政調整基金を今後の財政運営に支障のない範囲で取り崩し、本当に生活に困っている方の実態を把握して市独自の新型コロナウイルス対策に向けて活用していく考えはありますか。収束するまで1年から2年かかるといわれている中で、長期的な視野に立った中身のある施策が求められています。

財政調整基金約38億円の取り崩しは、今後の財政運営や財政健全化に支障が生じると考えますが市の見解を伺います。

6. 今後、市内や市民から多くの感染者が出た場合の対応について大変心配されているが、その場合の対応はどうか伺います。医療現場への支援と医療器具等の配備は万全ですか。現在、甲陽病院に隔離病床は4床あるとのことですが、十分に対応できるのか。本市からできる限り感染者を出さないための対策は何かを伺います。
7. 長期間の小中高等学校の休校にかかる子どもたちへの学習支援、遠隔操作授業のオンライン化に向けての取り組みを伺います。
8. 新型コロナウイルス感染問題が長期化する中で、台風や地震などの災害が発生した場合に備え、災害時の避難場所の3密対応や、またマスク、消毒液などの感染防止対策を考えているか伺います。
9. 新型コロナウイルス対策にかかる市税や国民健康保険税などの減免・猶予制度の周知と申請者への対応について伺います。

2項目め、市内の公共交通の利用状況などについて伺います。

この4月から市内の公共交通が大幅に見直しがされ、市民にとって大変使い勝手のよい公共交通になりましたが、新型コロナウイルス感染による影響もあると思いますが、その利用状況と現状はどうか伺います。

1. 見直しがされた市民バスの利用状況について伺います。
2. デマンドタクシーの4月以降の登録者数と利用状況について伺います。
3. 市民バス利用者のコロナウイルス感染防止にかかる外出自粛の影響と利用者の予防対策について伺います。
4. コロナウイルス感染拡大による公共交通への影響について伺います。

次に3項目め、道路の維持管理について伺います。

北杜市は面積も広く、道路も比例して数多くあり、国道、県道、市道、農道、林道と多岐にわたっておりますが、交通安全面から見て、路側や交差点で白線の消えている箇所や木の枝や雑草が道路にはみ出していてバスなどの通行に支障が生じている場合などを含めて、道路の維持管理の現況について伺います。

1. 市道のセンターラインや路側帯の消えている白線の解消に向けての取り組み状況について伺います。
2. 側溝の管理について定期的な道路管理パトロールなどで、側溝などの清掃をしていると思いますが、なかなか手のまわらない箇所が多く見受けられますが、現状はいかがですか。特に各支所間の境にある道路の枯葉などの除去や除草についての対応について伺います。
3. 通行に支障のある、道路にはみ出している樹木の枝切りについての対応状況についても伺います。併せて風倒木などの支障木の除去対策として、枝切高架車の配置の考えはありますか。
4. 道路の舗装復旧工事の基準について伺います。

以上で質問を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応における、市全体に元気を取り戻す施策についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」による生活面への様々な制限が続く中、学校の長期休業中は、子どもたちの学習や生活面での不安を取り除くため、教職員からの動画の配信を行ってきたところであります。

今後は、国の第2次補正予算に盛り込まれた教員、学習指導員の追加配置を取り入れ、子どもたちに寄り添った対応を取り組んでまいります。

高齢者の皆さまには、先月から開始したマスクの配布の際に、民生委員・児童委員の皆さまにご協力いただき、声かけや生活面での相談を行っております。

今後は、公民館カフェなどの通いの場の再開において、通常の生活に戻る取り組みを進めてまいります。

このほか、妊婦や子育て世帯、障がい者の方へは、担当部局において声かけを行っており、本市の支援策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」で予定する応援商品券や、今後、市民生活や市内経済の状況を見ながら検討する給付金などを通じて、「オール北杜」で支え合い、市全体での「元気」、「活力」を取り戻してまいりたいと考えているところであります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応における、休校時の学習支援などのオンライン化に向けた取り組み状況についてであります。

長期休業中の児童生徒への学習支援については、家庭訪問による学習教材の提供や、市内小中学校共通の学習動画を配信し、家庭での学習支援を行ってまいりました。

オンライン授業に向けての取り組みとしては、「GIGAスクール構想」を加速すべく、本定例会において、児童生徒1人1台端末の整備と併せ、学校側が使用する通信装置の購入経費の補正予算をお願いしているところであります。

甲陵高等学校においては、4月下旬から自宅で取り組む課題を郵送し、併せて、インターネットを利用したクラスルーム・遠隔授業を実施いたしました。

今後は、遠隔授業に使用する情報関連機器の購入と、本年度完成予定の校内LANを活用することで、遠隔授業のより一層の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特別定額給付金の申請状況についてであります。

昨日までの申請状況は、申請書の提出が2万374世帯、全体の94.7%で、「心がつながる応援隊」による全庁体制で給付事務に取り組んだ効果もあり、今月25日の給付分を含め、4万4,171人、95%の市民の皆さまに給付金をお届けすることができております。

また、添付書類等の不備により給付ができない方には、電話や郵送で連絡を取り、給付につなげております。

次に、給付金の申請のサポートについてであります。申請ができない方には、状況を見ながら、「北杜市民生委員児童委員協議会」や「市地域包括支援センター」などと連携し、対応を行っております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、避難所の感染防止対策についてであります。

避難所の密や感染防止として、各家庭において、安全な親戚宅や知人宅も避難先としての検討、非常持ち出し品にマスクや体温計、消毒液などの追加を呼びかけております。

また、避難所では、事前受付での健康チェックによる、健常者と体調不良者のスペース分けなどをまとめた「避難所運営マニュアル感染症対策編」を作成し、今月中に職員を対象とした訓練を実施する予定であります。

次に、市税等の減免・猶予制度の周知と対応についてであります。

市税や国民健康保険税の減免・猶予制度については、相談窓口の対応の際、制度の説明をするとともに、市の広報紙やホームページなどで、周知に努めているところであります。

申請者への対応では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、収入が減少した納税者からの納税相談に応じており、収支状況や生活状況などを詳細に聞き取りした上で、個々の状況に応じた制度を案内し、申請の受付を行っております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応における、財政調整基金を活用した市独自の施策についてであります。

「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」は、「今できること」に全力で取り組み、感染拡大防止と市民生活、地域経済への影響を最小限に抑えるための緊急支援策であり、その実施に当たっては、今後の財政運営に支障を来さないよう基金を確保した上で、事業規模等の検討を重ね、今回の「財政調整基金」の取り崩し規模は、今後の財政運営に支障のない範囲としております。

次に、市内の公共交通の利用状況等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、見直し後の利用状況についてであります。

市民バスは、本年4月1日より、幹線と4つのエリアごとの支線を組み合わせた運行体系により運行を行っております。

4月から先月末までの2カ月間の市民バスの乗車人数は、幹線と支線全体で5,723人であり、前年同期と比べ約6割減となっております。

次に、デマンドタクシーの登録者数と利用状況についてであります。先月末時点での全体の登録者数は1,350人で、利用者数は延べ913人です。

次に、外出自粛の影響と利用者の予防対策についてであります。

乗車人数が前年と比べ、約6割減となっていることから、外出自粛の影響が大きく出ているものと考えております。

利用者の感染予防対策としては、乗務員のマスク着用や手洗いの徹底、運行の合間での車内の消毒・清掃の実施、車内の定期的な換気を実施しているところであります。

また、利用者に対しては、間隔を空けての乗車やマスクの着用についてのアナウンスなど、3密にならないようお願いを行うとともに、さらに、一部車両においては、安全運行に支障のない範囲で、乗務員席付近にビニールカーテンを設置するなど、乗務員と利用者間での感染防止対策を行っております。

次に、公共交通への影響についてであります。

市民バスにおいては、乗車人数は減っておりますが、通常の運行体制は維持できておりますので、引き続き、感染予防を図り、市民の足の確保に努めてまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応における、感染者の対応についてであります。

市内で多くの感染者が発生した場合の対応については、「感染症の予防および感染患者に対する医療に関する法律」に基づき、これまでと同様に県が、感染者の症状に応じた医療機関等への振り分け、感染者情報の公表などを実施してまいります。

また、医療器具等の配備は、国や県において供給支援が行われております。

なお、甲陽病院においては、「指定感染症医療機関」となっていることから、第2波に備え、病床の運用、それに伴う職員の配備体制の確保、必要な医療資材の在庫管理などに努め、塩川病院と連携し、受け入れ体制を整えております。

市においては、本年3月7日、県内での「新型コロナウイルス感染者」の発生を受け「北杜市新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、毎週、本部会議を開催し、情報共有する中で感染予防対策を講じているところであります。

今後も市内での感染者が出ないように、「新しい生活様式」を踏まえたパンフレットを作成し、広く市民に周知を行ってまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策の現状と今後の対応における、困っている方への支援についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」により、生活に影響を受けている方々から、「北杜市社会福祉協議会」と福祉相談窓口、「病気や障害、ひきこもりの相談」や「仕事の紹介や就職活動、住まいの相談」などの相談が寄せられている状況であり、今月19日現在で、市社会福祉協議会には210件、市の福祉相談窓口には78件、合わせて、288件の相談がありました。

このうち、「緊急小口資金」については、127件の貸付に至っており、国・県の経済対策の活用と市独自の支援対策と合わせて支援しているところであります。

また、現時点で生活保護申請に至っている世帯はありませんが、今後、感染症の影響が長期化する場合には、保護申請に至るケースも想定されますので、引き続き、市民に寄り添った相談に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

道路の維持管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消えた白線の解消についてであります。

市で管理している市道は、全長1,082キロメートルあり、センターラインや外側線などの表示は、経年劣化や除雪作業等により、消えてしまった箇所が増加傾向にあるため、交通量の多い幹線から、計画的に区画線の補修を行っております。

今後も、道路パトロールによる情報収集に努め、通学路や幹線を最優先に、補修を実施してまいります。

次に、側溝の管理と現状についてであります。

市道の側溝の清掃や路肩の草刈りなどの維持管理については、「峡北広域シルバー人材センター」に業務を委託し、各総合支所の指示により、緊急性の高い路線から実施している状況であります。

しかし、総合支所間において実施時期が異なることから、同一路線の町境における清掃状況等に違いが生じております。

今後は、地域の皆さまの情報もいただきながら、路線ごとで調整し、清掃等の実施時期を合わせるなど、効果的な道路施設の管理に努めてまいります。

次に、道路にはみ出している樹木や風倒木の対応についてであります。

樹木の管理は、所有者の責任であることから、市の広報紙やホームページにおいて周知を図るとともに、所有者に連絡を取り、伐採等の指導も行っております。

なお、歩行者や車両の通行に支障など緊急性がある場合には、市が枝払い等の対応を行っておりますが、高所作業車等の作業については、危険が伴うこと、また、特殊な免許や資格を必

要とすることから、車両の配置は考えておりません。

次に、道路の舗装復旧工事の基準についてであります。

市が管理している道路における舗装復旧については、市で定めている基準はありませんが、国の基準や県の管理計画を参考にしながら、実施しております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

項目ごとに行いますが、まず1項目目でございますが、1番の新型コロナウイルス感染拡大による生活に影響があるかとの相談件数は、市と社会福祉協議会への相談件数が288件とお聞きしました。そのうち緊急小口資金の申し込み、貸付件数は127件ということでございます。生活保護申請は現時点ではないということですが、相談者は雇用や雇い止めにあいまして本当に困っていると思われまので、その方々の実態をしっかりと把握して、市独自としての支援をすべきであると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

また、7番目の長期間の小中学校の休校にかかる学習支援の取り組みについてですが、このたびの長期間の一連の新型コロナウイルス感染症問題により、休校が余儀なくされておりましたが、この間に学習などの遅れが生じていると考えます。その対策と、この遅れについては先ほど教育長からお答えもいただきましたが、いつごろまでにこの遅れを取り戻すことができるかと考えているか、お伺いいたします。

次に、8番目のコロナ感染が収束するまで長時間がかかると言われている中で、この間に緊急の地震、台風等々の災害が発生して、避難所が開設された場合の3密予防策は、市が感染症対策マニュアルを作成し、避難所での感染防止のため仕切りスペースなどを設けるとの理解でよいのか。また、避難所でのマスクや体温計、消毒液などの確保は避難者でなく市が避難所の備品消耗品としてすることも大事なことだと思いますが、避難所では準備はしないのか、どうなのか伺います。

9として、新型コロナウイルス感染症対策にかかる市税や国民健康保険税等の減免猶予について改めて伺いますが、収入が前年度より3割以上減った家庭などの保険税を軽減するのかわか伺います。また、猶予期間はいつから始まるのか、その延長期間は12カ月以内なのかどうかを伺います。

以上です。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

坂本静議員の、明政クラブの再質問にお答えいたします。

本当に困っている方の実態を把握して、独自の支援をすべきではないかという内容についてでございますが、福祉の相談窓口に来所される方は、担当職員が本当に親身になってお話をしつ

かりお聞きした上で、国や県の支援策、それから市の単独支援も盛り込んだプロジェクトの内容、それからその手続きの方法などを丁寧に説明して対応をしております。その上で、早急な対応が必要な場合には、住居確保給付金、それから緊急小口資金、総合支援資金などにつながっております。それでも長期的な対応が必要な場合には、庁舎内にハローワークの出張所のハッピーワークがございますので、そちらのほうで就労支援をしております。その方々の状況に合わせて総合的に、それから継続的な支援をしております。職員が時には手続きに同行するようなこともあります。また、それでも困窮状態が続いてしまったような場合には、生活保護の申請へとつなげていくようになると思いますが、いずれにしましてもその方が自立できるようにお一人おひとりに寄り添った支援、対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

坂本静議員の、明政クラブの再質問にお答えをいたします。

長期休業による学習等の遅れ対策と、いつごろそういうものが取り戻せるかについてのご質問でございます。

まず、学校の臨時休業等に伴い不足した授業時間については、長期休業期間の、夏休み等の短縮や、あるいは学校行事の見直し、こういうものによりまして授業時間を確保してまいりたいと思っております。それとともに、市単独補助教員等によりきめ細かい指導を行うことによりまして、学習に遅れが生じないように努めていきたいというふうには考えております。

また、臨時休業により未指導となった事項等、内容につきましては、本年度の教育課程において同じ系統の内容につきましては、時間割編成の工夫等を行いまして、限られた時間を有効に使いまして、本年度の学習に遅れが生じないように努めてまいりたいと、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

まず最初に、避難所の運営マニュアルの関係でございますけれども、感染症対策のためのマニュアルをこのたび作成したところでありますので、これから訓練を通してマニュアルを検証して、感染症予防のための適切な避難所の運営に当たっていききたいと考えております。

避難所におきましては、発熱などの体調の悪い方のための専用スペースと、また一般の方のスペースを区切った避難を考えておりまして、またこれらのスペース分けについてもマニュアルに基づいた訓練、検証をしていききたいと考えているところであります。

次に、消耗品の関係でございますけれども、マスク、体温計、消毒液などの消耗品についても市のほうで備蓄を今、進めているところであります。しかしながら、避難所におきましては、避難者の皆さん、お一人おひとりが避難所でのマナーを守ってもらうということが一番大切ではないかなと考えております。そういうことで感染症を防ぐということにもつながってくと



思います。ですので、消耗品につきましても、市は当然、用意はするわけなんですけれども、避難される方についても、これらの消耗品については非常持出品の中にぜひ追加して、避難所へ持参をしていただきたい。そうすることによって、それら消耗品の不足もカバーできるというふうに考えておりますので、市では、非常持出品の追加についても市民の皆さまに呼びかけているところでございます。ぜひご理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

坂本静議員、明政クラブの再質問にお答えいたします。

国民健康保険税の減免の要件が3割以上でいいのかということと、あと猶予の期間はいつから始まるのかというご質問でありました。

まず1点目なんですけれども、減免の要件ということになりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入等が前年に比べて3割以上、減少したということが見込まれる世帯が対象となるという状況でございます。

あと、猶予の期間ということですが、コロナの影響を受ける本年の2月1日以降の納期限が到来する税ということで、そちらが対象となり、来年の1月31日までの1年以内の期間に限り、猶予が認められるとなっております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

坂本静君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時43分

---

再開 午後 3時00分

○副議長（清水進君）

再開いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ほくと未来を代表して、3項目について質問をいたします。また、コロナ関連の質問で今までと重複した質問になろうと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

まず1項目めです。コロナ禍での学校教育課程の取り扱いについてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で「学びの保障」が叫ばれています。感染症と共に生きていくという認識に立ち、長期的視野で学びを保障していかなければならないと感じています。

1つ目の質問ですが、夏休み休業についてはどのように考えていますか。

また、このような不測の事態が起こったときのことを考えても、北杜市は、全教室にエアコンを配備したことはよかったと思います。当然、密閉を避けながらの使用になるが、快適に学び続けてほしいと願うところでもあります。

臨時休業における立ち遅れた教育内容を詰め込むことによって、学習の未定着、いじめや不登校につながることは避けなければなりません。

2番目として、教育課程については、子どもたちにとって無理のない教育活動を行うべきと考えるのがいかがですか。

3番目として、子どもたちにとって、楽しみな学校行事等についても考えていかなければなりません。学校行事を通じての「学び」も大きく、学校生活の最大の思い出となり得る修学旅行については、安全が確保できれば実施させたいと思うが、どのように考えておられますか。

最後に小6、中3、高3については、確実に学習内容を終われるように、手厚い指導体制の確保が求められておりますが、政府補正予算においても示された学習指導員の追加配置については、どのように考えておられるかお伺いをいたします。

2項目めであります。学校のICT環境の充実についてであります。

本市は、県内でも随一のICT環境が整っている。各校の無線LANの回線整備、40台のタブレット端末の整備、各教室へのプロジェクターとスクリーンの整備と、これほど環境整備の進んでいる市町村は県内にはないと思います。

さらに、令和5年度達成としていた義務教育段階の「1人1台端末」の配備は、本市では前倒しとしてコロナ対策の一環により、この6月補正に計上しております。

このような中で、ただ端末が用意できたとしても、そこには維持のための経費やソフト購入費等が必要だと思えます。

新型コロナウイルス感染症蔓延により、公教育の重要性を市民が再認識したことは言うまでもありません。

今後訪れるだろう第2波、第3波に備えるとともに、様々な事態によって学校が臨時休業を強いられるときに備えるために、1人1台端末は最重要課題の一つであります。

ただ、時間のない中で、急に配備を進めたところで、有事の時に役に立たないものになってしまっただけでは意味がありません。

感染症に対応しながら、日々の業務に加え、ICT環境を教職員が学び操作技術を付けろというように、教職員丸投げではいけません。国では、GIGAスクールサポーターの配置経費の支援も補正予算で盛り込まれていますが、本市ではどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

3項目めであります。大雨による防災対策についてお聞きします。

今年も台風および梅雨前線などの豪雨による災害が心配される季節となりました。昨年は、未曾有の災害を被った昭和34年災から60年目の節目を迎え、防災関連の講演・イベントなどが開催され、災害を改めて再認識した一年でありました。

本市は、先般、「災害から自分の命は自分で守る」とのスローガンで、北杜市ハザードマップを全世帯に配布いたしました。目に見える防災情報を伝えています。

しかし、そのマップから地域の市民が理解しがたい内容が見受けられましたが、市はどのように理解しているのでしょうか。昨今のコロナ禍への避難所の対応策などを含めて、以下お伺

いをいたします。

1点目であります、武川白州地域版の地図には、34年から大掛かりで国で改修されている大武川の今の現状が地図上になく、安全性・危険性の判断をしがたいように思います。これはいかがでしょうか。また、修正していく考えはあるのでしょうか。

2番目として、大武川にある駒城橋架け替えは、令和3年着手とお聞きしております。橋右岸の護岸が低く越水する危険があるため、護岸の嵩上げと併せて、橋の架け替え工事をするものであると思っておりますけども、いかがでしょうか。

3番目として、コロナ禍における避難所の対応についてどのように考えておられますか。これは特に、昨年の19号の台風によって武川小学校には300人近い人数の避難がされました。そんなことで、今年のコロナ対応について、資材などの調達、あるいは予算の対応についてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

以上、3項目にわたっての質問であります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

コロナ禍での学校教育課程の取り扱いについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、夏休み休業についてであります。

小中学校においては、学校の臨時休業に伴い不足した授業時間を確保するため、長期休業期間の短縮や学校行事の見直しなど、指導計画の見直しを行う中で、夏休みを例年より約10日間短縮し、8月1日から16日までとしたところであります。

なお、近年は猛暑が続いておりますので、小中学校に設置したエアコンを利用しながら、快適な学習環境の提供に努めてまいります。

次に、子どもたちにとって無理のない教育活動の実施についてであります。

国では、授業時数の確保について、様々な手段の活用を示しておりますが、本市においては、子どもたちの負担を最小限とする中で、学びを最大限保障することとし、市校長会や「北杜市PTA連絡協議会」と検討の上で、指導方法や指導内容の工夫、市単独補助教員や支援員を活用したきめ細かな指導を行い、土曜日授業や7校時授業は行わないこととしたところであります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

コロナ禍での学校教育課程の取り扱いについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校行事についてであります。

学校行事については、規模の縮小や実施時期を検討しているところでありますが、春に予定していた修学旅行については、秋以降に実施を予定しており、現在、感染症対策を講じた上での見学場所や内容について検討を進めております。

次に、学習指導員の追加配置についてであります。

小中学校および甲陵高等学校においては、学年にかかわらず、児童生徒一人ひとりの学習定着度に応じた、きめ細かな指導などを行うための「学習指導員」に併せて、教員等の業務をサポートし、教員が子どもの学びの保障に注力できるよう「スクール・サポート・スタッフ」についても、山梨県に配置の要望を行ったところであります。

引き続き、小中学校においては、配置している市単独補助教員や支援員、また教員OBなどの協力を得ながら、きめ細かい指導を行ってまいります。

次に、学校のICT環境の充実についてであります。

国の第1次補正予算において、「GIGAスクール構想」への補助を前倒ししたところであり、本市においても、本定例会に所要経費の補正予算をお願いしているところであります。

また、今回導入する端末は授業だけではなく、学校臨時休業時の家庭学習においても、活用を進めていく予定であります。

国が示す「GIGAスクールサポーター」の配置は考えておりませんが、小中学校に派遣している「ICT支援員」により、実際の授業における補助的な支援や学習ソフトの効果的な活用方法の研修などにより、教職員の負担軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

大雨による防災対策について、いくつか質問をいただいております。

はじめに、北杜市ハザードマップ武川白州地域版における大武川の表記についてであります。

本年4月に配布しましたハザードマップは、「水防法」に基づき、河川管理者である山梨県が指定した河川において、氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として公表した内容を反映しております。

過去に大きな災害をもたらした大武川を、県が「洪水予報河川」または「水位周知河川」に指定していないことから、「洪水浸水想定区域」の調査を行っていない状況であることから、今後、県へ要望してまいります。

次に、避難所の対応と資材の調達や予算についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」対策においては、分散型避難について、市民お一人おひとりが取れる対策のお知らせを、4月から市の広報紙やホームページを通じて行っているところであります。

併せて、感染症対策をまとめた「避難所運営マニュアル感染症対策編」を作成し、今月中に職員を対象とした訓練を実施する予定であります。

現在、感染症対策のためのマスクや消毒液、間仕切りの拡充やフェイスガードなどの備蓄を進めており、予算については、国・県の支援策を有効に活用しながら、感染症対策に必要な物資や資材を整えてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

大雨による防災対策における、駒城橋架け替え工事に合わせた、護岸の嵩上げについてであります。

駒城橋の下流右岸の護岸については、以前から県に対し、橋の架け替えと合わせ、嵩上げ等の要望をしておりますが、県では、河川断面の大きさや流下能力等の検討を行った結果、橋の架け替えと併せた護岸の嵩上げの必要はないと判断されております。

今後も県に対し、河川の安全対策と良好な機能管理を強く要望し、地域住民の安全・安心な生活の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

1点だけ、お願いします。

大雨による防災対策についての中で、駒城橋の架け替えにつきましては、令和3年から着手をするということで、私も前から質問をさせていただいておりますが、そういうようにお聞きしておりますが、ただ、この護岸については、あくまでもいろいろ調査の上、やった結果、嵩上げは必要ないだろうというのが今、出ているというお話を聞きました。

それはあくまでもしっかり調査の上、そのような対応でよければ結構だと思いますが、いずれにしても、地域住民に不安のないように、しっかりとした着手をお願いしたいということですが、改めてお聞きしたいんですが、令和3年度から駒城橋の架け替えは進むということの判断でよろしいか、再度お伺いをいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

福井俊克議員の、ほくと未来の再質問にお答えいたします。

駒城橋の着手、令和3年ということで私どもも聞いております。今年度、県におきまして用地交渉を開始しております。交渉には1年から2年程度かかると思われれます。その用地交渉が順調に進んだ場合、来年度から着手すると、令和3年度から着手するというふうに私どもも聞いております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

福井俊克君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。  
以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。  
次の会議は6月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。  
本日は、これをもって散会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時19分

令和 2 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 4 日

令和2年第2回北杜市議会定例会（4日目）

令和2年6月24日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

無所属の会 池田恭務君

北杜クラブ 秋山真一君

日程第2 一般質問

6番 清水敏行君

7番 井出一司君

16番 野中真理子君

9番 齊藤功文君

4番 進藤正文君

2. 出席議員（19人）

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
6番 清水敏行	7番 井出一司
8番 志村清	9番 齊藤功文
10番 福井俊克	11番 加藤紀雄
12番 原堅志	13番 岡野淳
14番 相吉正一	15番 清水進
16番 野中真理子	17番 坂本静
20番 千野秀一	21番 内田俊彦
22番 秋山俊和	

3. 欠席議員（2人）

5番 藤原尚	18番 中嶋新
--------	---------



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36人）

市	長	渡辺英子	副	市	長	土屋裕																	
政策秘書部	長	小澤章夫	総	務	部	長	山内一寿																
企画部	長	清水博樹	健	幸	市	民	部	長	浅川辰江														
福祉部	長	伴野法子	森	林	環	境	部	長	宮川勇人														
産業観光部	長	中田治仁	建	設	部	長	仲	嶋	敏	光													
教	育	長	堀	内	正	基	教	育	部	長	中	山	晃	彦									
上	下	水	道	局	長	大	輪	弘	会	計	管	理	者	板	山	教	次						
監	査	委	員	事	務	局	長	坂	本	孝	典	農	業	委	員	会	事	務	局	長	土	屋	智
明	野	総	合	支	所	長	浅	川	和	也	須	玉	総	合	支	所	長	堀	込	美	友		
高	根	総	合	支	所	長	植	松	宏	夫	長	坂	総	合	支	所	長	興	水	伸	二		
大	泉	総	合	支	所	長	八	卷	弥	生	小	淵	沢	総	合	支	所	長	小	泉	雅	人	
白	州	総	合	支	所	長	中	山	和	彦	武	川	総	合	支	所	長	清	水	能	行		
政	策	推	進	課	長	浅	川	豪	総	務	課	長	加	藤	郷	志							
財	政	課	長	加	藤	寿	消	防	防	災	課	長	坂	本	賢	吾							
企	画	課	長	大	芝	一	管	財	課	長	末	木	陽	一									
子	育	て	応	援	課	長	中	澤	徹	也	環	境	課	長	花	輪	孝						
観	光	課	長	小	尾	正	人	商	工	・	食	農	課	長	栗	澤	忠	之					
道	路	河	川	課	長	小	澤	茂	教	育	総	務	課	長	堀	内	典	子					

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三  
 議会書記 津金胤寛  
 〃 進藤修一

開議 午前10時00分

○副議長（清水進君）

改めまして、おはようございます。

議長 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日は副議長の私が議長の職務を行います。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、5番 藤原尚君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

---

○副議長（清水進君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、無所属の会の会派代表質問を許します。

無所属の会、2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

無所属の会を代表いたしまして、3つの項目にわたりまして質問をさせていただきます。

まず、1項目めになります。避難所の3密回避などの対策をとということで伺います。

昨年の台風の際には、大勢の市民が指定避難所に避難をされました。その際の職員の皆さまのご活躍には、改めて感謝を申し上げるところでございます。今年はさらにコロナ対策が求められております。国や県からの後押しや、私を含めまして多くの議員からも対策を求めているところですが、これまでのところ自助中心の対策との印象を持っております。今後、市長はどのように取り組むおつもりか、以下質問をさせていただきます。

まず1点目、コロナ対策として、避難所の3密回避などについて対策するよう要望をしていますが、現在どのような対策計画が確定しているおりましたでしょうか。

2点目、それら計画の進捗状況、実現できていること、これから実現することについて確認をさせていただきます。

3点目、国・県はホテルや旅館の活用を促しているとの理解ですが、市長はどのように受け止め、どのように動いていらっしゃるのでしょうか。

4点目、市内には宿泊や避難が可能と思われる指定管理施設がありますが、地域に任せるのではなく、市長がリーダーシップを発揮して、地域との協定を結ぶなどといったことを進めてはどうでしょうか。

これまでの質問で若干重複するところはあるかと思うんですが、よろしくお願いいたします。

2項目めです。ICTを活用した行政・教育の最先端地域を目指せということで質問させていただきます。

コロナの影響により、GIGAスクール構想が前倒しとなっております。補正予算でも環境整備に向けた予算が積まれております。一方で、ただ環境を整えるだけでは、従来の鉛筆とノートが置き換わるだけなので、投資に対する効果が半減するように思っております。効果を最大化するためにも、国のほうでも紹介しておりますEdTechの導入をすべきではないかというふうに考えているところです。導入によって、学びの個別最適化がされ、一人ひとりが自分のペースで学べるようになる。教科知識のインプットが効率化されることにより、探究やプロジェクトなどの時間を生み出せるようになる。居場所や学年や時間の制約を必ずしも受けずに済むようになる。別の言い方をしますと、自分の個人目標と選択が可能となり、多様な内容を多様なペースで能動的に学べるようになる。別室登校やオルタナティブスクール、自宅学習での「個別最適化」された教育機会の確保も可能となる。コロナ禍においては、休校となった場合にも強力なツールとなる。こうした説明がされております。

事前通告では、少しメモで書いておきましたけども、今、市内で導入されているミライシードとは若干違うコンセプトであるというふうに、私は捉えております。

Uターンや移住のハードルとなる要因の一つに教育があると捉えておりますが、この領域で安心感を与えることができれば、北杜市の人気はさらに上がるのではないのでしょうか。同様にコロナの影響を受けて、行政のICT対応、デジタル化も求められていると思います。以下、質問をいたします。

ICT環境を整備した上で目指している北杜の教育像というのは、どのようなものでしょうか。EdTechを導入するお考えは、市長にありますでしょうか伺います。

2点目、EdTechなどの活用により、教職員に求められることが変わってくるというふうに思うわけですが、市長の見立てはいかがでしょうか。

3点目、GIGAスクール構想で整備する機器の活用は、様々な理由で登校が難しい児童生徒が通うフリースクールと普通校とで運用に異なるところはありますでしょうか。

4点目、EdTechなど先進的な取り組みをする自治体であるということは、Uターンや移住希望者へのアピールにもなると考えますが、いかがでしょうか。

5点目、EdTechは小中学校適正配置を検討する上でも大切な要素なので、議論の材料にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

6点目、行政のデジタル化についても、様々なところで提言がされておりますが、市長は進めるお考えはありますか。

7点目、コロナ後の施策として、Uターンのみをターゲットとしたプロジェクトがありますが、こちらに限定する必要性は何かありますか。オンライン移住相談会など開催している自治体もあります。ネット調査によると、東京圏の半数が地方暮らしに関心ありとなっております。移住促進に本気なのであれば、今が最大のチャンスだろうと思っております。こうしたものを開催してみてもどうでしょうか。ネットで検索してもヒットしませんでしたので、確認をさせていただければと思います。

8点目、当初予算の組み替えなど、どのような検討状況でしょうか。こうした、ICT対応など先を見越した投資へのシフトも選択肢として検討すべきではないでしょうか。

3項目めの質問です。ひとり親家庭の養育費不払い問題に取り組むべしということで伺います。

養育費不払いが社会問題化し注目されておりますが、報道によりますとコロナの影響によっ

て、これがより顕在化してきているように感じます。コロナの前から国やほかの自治体に先駆けて、養育費の支払いを定めた公正証書など、そういったものの作成にかかる費用を補助したり、回収を行う民間保証会社の保証料を初回分助成するなど、支援制度をスタートしてきている自治体などもあります。

例えば明石市ではさらに踏み込んで、受け取ることができない養育費を立て替える制度の創設を検討しているそうです。

市民を大切にしているイメージは、市民のみならず、潜在Uターン希望者や移住希望者にも前向きなメッセージになると考えます。そこで以下、質問をいたします。

現在、北杜市にはひとり親家庭がどの程度の数いらっしゃいますでしょうか。

2点目、コロナによる影響を受けておられるひとり親家庭を把握できておりますでしょうか。

3点目、養育費不払い対策に動き出している自治体に私たち北杜市も追いついて、先導グループに参加すべきではないでしょうか。地方から日本の社会制度を変えていく、そんな一役を担うお考えは市長にありますでしょうか。

以上、3つの項目についてよろしくお願いたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

避難所の3密回避などの対策における、避難所の対策計画とその進捗状況についてであります。

市では、避難所の密を避ける対策として、各ご家庭において、安全な親戚宅や知人宅への避難、自宅での在宅避難など、避難所以外の避難先について、事前に検討いただけるよう、お知らせを行っております。

併せて、避難所での咳エチケットなど基本的な対策や、事前受付での健康チェックによる健康者と発熱などの体調不良者のスペース分けなどの感染対策をまとめた「避難所運営マニュアル感染症対策編」を作成したところであります。

今月中には、マニュアルに基づき、職員を対象とした訓練を実施する予定としております。

また、各ご家庭には、「非常持ち出し品」へマスクや体温計、消毒液を加えていただくお知らせを行うとともに、感染拡大を防ぐための「フェイスガード」や「間仕切り」、「消毒液」など感染症対策に必要な物品の拡充を進めております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

I C Tを活用した行政・教育の最先端地域を目指せについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、先進的な取り組みによる移住希望者へのアピールについてであります、本市で

は、ICT教育環境に限らず、「原っぱ教育」や中高一貫教育など、高い教育施策の取り組みなどを、移住施策に活かしております。

次に、EdTechを小中学校適正配置の議論の材料にする考えについてであります。

学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識も身に付けさせる場所であります。

このことを踏まえ、小中学校の適正規模の検討に当たっては、すべての教育環境をもとに議論するものであると考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

避難所の3密回避などの対策について、いくつか質問をいただいております。

はじめに、ホテルや旅館の活用についてであります。

本市では、防災における、民間の宿泊施設の活用は必要と考えているため「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を締結しております。

今後も、民間宿泊施設の活用を含めた、「オール北杜」で支え合う体制づくりを進めてまいります。

次に、指定管理施設の活用についてであります。

「自分の命は自分で守る」、「地域の安全はみんなで守る」を基本とした、自助と共助の意識の下、地域において立ち上げられた自主防災組織が、指定管理施設を地域の避難所として、利用する場合は調整してまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

ICTを活用した行政・教育の最先端地域を目指せについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行政のデジタル化についてであります。

これまでの取り組みに加え、本年度より、住民記録をはじめとする基幹系システムの新たな構築を進めていることから、関係業務に当たる職員の事務の効率化を図りつつ、研究してまいりたいと考えております。

次に、コロナ後の施策についてであります。

今般の「新型コロナウイルス感染症」は、人口が集中する首都圏で危機的な拡大が続いた中、県をまたぐ移動も制限され、本市出身の多くの皆さまは「ふるさと北杜」に帰れない不安な日々が続いたところであります。

また、「テレワーク」などによる、「自宅で仕事をする」といった働き方の転換も図られております。

一方、本市では市民お一人おひとりの責任ある行動により、市内での感染拡大防止が図られている状況であり、こうした点をアピールポイントとして、比較的移住がしやすい本市出身者のUターンをターゲットに、移住施策を先行的に進め、そこから移住定住施策を広げることとしたところであります。

オンラインによる移住相談については、現在、「移住定住・しごと相談窓口」において利用環境の整備を行っているところでありますので、今後、準備が整い次第、オンラインによる相談の予約受付を始める予定であります。

次に、当初予算の組み替えについてであります。

本年度、タブレット型端末の導入や国の「GIGAスクール構想」推進のための高速通信環境や1人1台端末の整備、小学校へのデジタル教科書の整備等、ICT技術を活用した事業の実施を計画しており、当初予算の組み替えについては考えておりません。

また、先を見越した投資については、今後の社会情勢の変化や国・県の動向等を踏まえ、本市の実情に応じた施策を研究する必要があると考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

ひとり親家庭の養育費不払い問題に取り組むべしについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在、本市のひとり親家庭の数についてであります。児童扶養手当の受給資格者数で見ると、先月末時点で287世帯であります。

次に、コロナによる影響を受けているひとり親家庭の把握についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」による影響など、困りごとの相談については、市のコールセンターを案内しており、ひとり親家庭からの相談は、先月末までに3件の相談が寄せられ、「食費など生活費が増加し家計の負担が大きくなっている」、「職を失ったが求人もなく収入が安定しない」などの相談を受けております。

次に、養育費不払い対策についてであります。

本市では、養育費の不払いについての相談があった場合は、「山梨県母子家庭等就業・自立支援センター」や「養育費相談支援センター」への相談を紹介しているところであります。

「新型コロナウイルス感染症」の行き先が見えない中、こうした相談が増えることも想定しておりますが、本市においては、引き続き、寄り添った相談に努めることとし、現時点では、兵庫県明石市や大阪府などの取り組みを行う予定はありません。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

ICTを活用した行政・教育の最先端地域を目指せについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教育像とE d T e c h導入の考えについてであります。

本市が進めるICT環境の整備については、効率的な授業の実施や教職員の負担軽減を目的としたものであり、本市の学校教育の教育像である「原っぱ教育」を通じた、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」の教育目標が変わるものではありません。

なお、本市の小中学校で、すでに導入している学習支援ソフトは、「E d T e c h」ソフトウェアの一つであります。

次に、E d T e c hなどの活用による教職員に求められることについてであります。すでに導入している学習支援ソフトの活用により、「一人ひとりの特性や発達段階に応じた支援」などを目指しております。

次に、G I G Aスクール構想で整備する機器の活用についてであります。

市内小中学校に整備を予定する児童生徒1人1台端末などの機器については、学校の臨時休業時などにおいて、フリースクールを含めて、全児童生徒への貸し出しを予定しておりますので、すべての児童生徒が同様となります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ご答弁ありがとうございました。時間が許す限り、全項目について順次再質問、再々質問をさせていただきたいと思っております。

まず、避難所の3密回避についてです。

今のご答弁も、自助中心でということだったかなと思っております。自助、共助ですね。当然、それも大切だと思うわけなんです。一方でマニュアルの整備をされて、今月中ですか、来月中ですか、訓練をされるということなので、ぜひお願いしたいと思っております。

再質問といたしましては、ホテルや旅館の活用ということで、私がちょっとうまく検索しきれていないのかなと思っております。例えばどこのホテル、どこの旅館というのが協力関係にあるのかといったような情報が、すでに市民に対してはオープンになっているのか、例えばホームページなどでオープンになっているのかということを確認させてください。

2点目が、指定管理施設などについて、地域との協定はどうでしょうかというような話については、自主防災組織がそういう意向があれば調整、市としてもしますよというようなご答弁だったかなと思うんですけども、市のほうからそういう協力をしますよといったような、インフォメーションを自主防災組織に対して、しているんでしょうか。その点を教えてください。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

池田恭務議員、無所属の会の再質問にお答えいたします。

まず最初に、民間宿泊施設との協定の内容でございますけども、これについては、地域防災計画の中で位置付けておまして、当然、地域防災計画の掲載内容についてもホームページで

市民の皆さんにも紹介をしているところでもありますので、この協定内容についても併せてホームページで確認することができます。

協定施設については、八ヶ岳周辺のホテル、6施設でございます。

指定管理施設と自主防災組織の関係でございますけれども、現在、市では各行政区、地域に自主防災組織の立ち上げということを呼びかけております。そういう中で、自主防災組織が主体となって地域の防災・減災に努めていただきたいと思いますと考えております。ですので、今後、また自主防災組織を集めた意見交換会も考えているところでもありますので、そのような意見交換会を通した中で、また地域のそういう指定管理施設との、避難所として協定を結ぶということの支援については、行政としてもバックアップしていきたいということでお話をしていきたいと考えているところでもあります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君、再々質問ですね。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

確認なんですけれども、防災計画の中にあるだけではなくて、その、どこのホテルですとか、旅館ですとかというのが対象ですよというのがホームページに市民がすぐアクセスして、分かりやすく表示されている、掲載されているという理解でいいのでしょうかというのがまず1点と、あと自主防災組織との意見交換会ですけども、台風シーズンが近づいてきているので、そんなことはないと思うんですけども、例えば年末近くにあるのではあれなので、きっと直近でやろうとされているのではないかと想像するんですが、いつごろ、今、計画されているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

池田恭務議員の、無所属の会の再々質問にお答えいたします。

協定内容でございますけれども、地域防災計画の資料編ということで掲載をしておりますので、ホームページのほうから地域防災計画も確認することができますので、そちらのほうからアクセスして確認をしていただければと考えております。

あと意見交換会については、これから出水期になるということもありますので、できるだけ早い時期に、その意見交換を交わす中で地域の状況も確認しながら対応してまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。今年は心配されている市民の方が大勢いらっしゃると思いますので、



引き続きよろしくお願いいたします。

2項目めです。ICTを活用した行政・教育というところですが、順次答弁をいただいたので、すみません、ちょっと再質問の順番が答弁の順番と異なってしまって恐縮なんですけども、まず、ICT環境を整備した上で目指す北杜市の教育像はというところに対しては、ICTで効率的負担軽減を目指していますといったような説明、キーワードだったかと思うんですけども、次のほうの教職員に求められることが変わってくると思うんですが、市長の見立てはというところが、ちょっと私、はっきり理解できなかったわけなんですけど、私の捉え方としては、これまで授業に時間を相当費やさないとはいけなかった先生方が、いわゆる児童生徒にインプットする領域のところをかけなければいけない時間が、ずいぶん少なく済むようになるんだろうというふうに捉えていまして、教職員の皆さまはまさに教育者として生徒たちを導く、メンター的なそういった位置付けに変わっていくのではないかなと思っていまして、そういったことを期待しつつ、そのEdTechの導入ということを伺っておりました。この点については、改めてですけども、どのように見ておられるかを伺いたいと思います。

2点目が、今、入っているミライシードがEdTechの領域の1つですということなんですけど、広義で言えばそうなんだと思います。ただ、今、言われているEdTechというのは、ミライシードのような、いわゆる文房具の置き換えではなくて、AIですとか、かなり先進的なものを使って、児童一人ひとりが与えられたというか、自由にコンテンツを選択できて、それぞれのペースでどんどん学習を進められる、そういったものであって、そうすることによって、今、経産省のほうの資料だったと思いますけど、これまで授業に必要であった時間が大きく削減できるんじゃないかというふうに見られていると思います。それが意味するところは、先ほどおっしゃっていた社会性ですとか、そういったものの教育みたいなのところに、より私は時間が割けるようになるんじゃないかなと見ていまして、そのへん、どう捉えていらっしゃるか、すみません、ちょっと、ふわっとした質問で恐縮なんですけども、そこもちょっと含めて改めて伺えればと思います。

次が行政のデジタル化ということで、基幹システムを今、整備しているんですというようなお話でした。これについては、市の中で、今、何年か先を見据えた行政のデジタル化のグランドデザインみたいなものがあるんでしょうか。例えば今、基幹系システムと言われたのは、きっと庁内の業務のデジタル化、効率化というところだと思うんですが、例えば住民との接点の部分でのデジタル化ですとか、そういったところまで含めて、プランのようなもの、グランドデザインのようなものがあるのかということ伺いたいと思います。

この項目の最後ですが、先ほど、Uターンを優先するといったようなお話でした。そのほうが、先に着手しやすいということだったと思うんですが、私はUターンでもIターンでもJターンでも、並行してできるんじゃないかなと思っていまして、何かできない理由みたいな、ハードルみたいなものがあるのであれば、ご紹介をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

池田恭務議員の、無所属の会の再質問にお答えをいたします。

まず第1点でございますけれども、E d T e c h導入で、教師に求められることについてでございますけれども、まず今回のものにつきましては、まずは先生方も、いわゆるデジタルテクノロジーの知識、こういうものをより深めていただくということと合わせまして、今まで以上に児童生徒一人ひとりの発達特性というか、理解度を深めながらコミュニケーション能力の向上がより求められるというふうに考えております。

続きまして、ミライシードがE d T e c hであるかどうかというところでございますけれども、ミライシードにつきましては、経済産業省が認めた補助金対応の学習支援ソフトでございます。インターネット環境下で行われましたデジタル技術と合わせた教育手法というふうに捉えております。これによりまして、ミライシードにつきましても学習記録の蓄積とか、あるいはそういうところからA I、人工知能の分析を行いながら、個別のつまずきの発見から最適な学習の方法の提案、あるいは児童生徒一人ひとりに合った学習から効果的な学習を進めることができるようなこと、また児童一人ひとりに合ったオーダーメイドの学習プランの提案ができることということにつきましても、ミライシードではできますので、そういう中から今後やっていながら、北杜市の教育原点であります不屈の精神と大志を持った人材育成、原っぱ教育、こういうものにつきまして、先生方より以上に力を入れていくということを考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

無所属の会の、池田議員の再質問にお答えいたします。

2点いただいております。

まず、行政のデジタル化の中で、市のほうでグランドデザインを設けて、住民との接点というものをどう考えているかという質問でございます。

これにつきましては、当然、市でもI C Tを活用すべき、いろいろな研究は行っているわけですが、国のほうでもなかなか、日々、通信環境等が変わる中で、これが一番最善の方法だということは、なかなか決まっていなくて、このへんにつきましては、引き続き国との動向を見ながら研究をしてまいりたいと考えております。

また、この今の機会に、Uターンだけでなく、当然、移住定住の施策を行うべきだということでございますけれども、これにつきましては、今回のプロジェクトの中には、Uターンを重点的に書かせてはいただいておりますけれども、当然のことながら、移住定住策として、オンライン相談会の準備とか、また東京での相談会の準備、またそれら今までやってきたことは継続して、しっかり行っておりますので、そういう状況であります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございます。微妙に実はちょっとかみ合っていないんですけども、ちょっと時間も限られるので、またそのあたりはご質問させていただきたいと思いますが、方向性としては一緒だろうなと思えました。

申し訳ありません。最後の項目です。ひとり親家庭の養育費不払い問題ということなんですが、今、いただいたご答弁では、市としては相談があれば県のほうにつなげていきますということだと思います。それも1つなんだろうと思います。ほかの自治体では、いろんな補助をやっていたりするんですけども、それもまだ少数派だろうと思いますが、一方で、今、民間でも新しい動きが出ていて、例えば月の養育費の15%ですとか、25%が手数料で払えば、簡単というか、養育費を支払ってもらえるみたいなものがあるんですが、そういったものに例えば補助するとかというのはどうでしょうか。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

池田恭務議員の、無所属の会の再質問にお答えをいたします。

先ほど議員おっしゃったように、民間での取り組みも始まっているということも聞いたことがございます。また、明石市も民間のそういった取り組みを取り入れての行政との共同により取り組んでいるということも聞いております。ただ、北杜市においては、養育費の不払いということについての相談が、それほど今の現状ではないという状況にあります。

それからそういった先進的な取り組みも素晴らしいとは思いますが、まず、養育費をもらっていない方のほうが7割いらっしゃるという現状がありますので、そちらのほうを問題視しなければいけないと考えておりますので、養育費の取り決めに双方でしていただくことの大切さというのを周知してまいりたいと思います。

それから先進的な取り組みについては、最近、国のほうでも動きがあるということを知っておりますので、国の動向なども注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

池田恭務君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、無所属の会の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜クラブの代表質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、北杜市のみならず世界規模で生活環境、経済状況など混乱の渦にのみ込まれてしまいました。これまでは、緊急事態宣言が発動されるなど感染症の拡大を防止するための行動がすすめられ、多くの感染者が発生した地域もありますが、北杜市では全市民の自重した行動のおかげで、不安ながらも犠牲者を出すことなく過ごすことができました。

しかし先月末には、全国でも新たな感染者の推移も減少したことから、緊急事態宣言は解除され、今月19日からは他県への移動も可能となりました。これからはこの感染症を抑制しながら、以前の生活水準に戻れるように、内にこもる政策ではなく、外を意識し工夫しながら活

性化を目指す政策に転換しなくてはなりません。

都市部の被害が大きく、税収、補助金、経済状況など先行き不透明な状況だからこそ、財政の効率的な運用と弱者に手厚い政策を進めること。人は流れはじめ、常に変化する状況だからこそ、定期的な調査・検証を行い、状況に乗り遅れず、柔軟な発想で対応すること。世界規模の困難だからこそ、個の発展は周囲の発展の先にあり、連携・協調こそ活性化の近道であること。これらに重点を置くべきと考えます。

今回はコロナ関連の質問が多いので、あえて基本に立ち返り、これまで市が進めてきた政策を中心に質問させていただきます。

はじめに、国土強靱化地域計画について。

現在、策定作業を進めている国土強靱化地域計画内には、様々な災害が発生したときのことを想定し、「どのような対応をすることが適切か」が検討されています。事前に対応策を計画・準備しておくことで、有事の際に対応速度は早くなり的確な処置が行えることから、市民の命を守る重要な計画と考えます。

すでに全国では、1,741団体中424団体（約4分の1）が策定を完了しています。北杜市においても早期完成が望まれます。

現在、世界規模で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、北杜市においても市民生活に多大な影響が広がっています。この状況は自然災害に匹敵する損害規模であることから、強靱化計画内でもこの経験をもとに計画を考慮していくことが重要と考えます。

以上を踏まえ、質問します。

①今回の新型コロナウイルスのような感染症や風土病など、市民に多大な影響を起こす病気について、災害の一種と認定し強靱化計画の災害発生想定の一つとして組み込むべきと考えますが、市の見解は。

②強靱化計画内にも、災害発生時の対応について感染症対処項目もあります。策定完了目前とは思いますが、項目内容の調整など検討されているのか。

③防災・減災に向けた政策など、今まで実行してきた政策はどのように組み込まれているのか。

④行政区への意見の聞き取りなど「市民の声」はどのように反映されているのか。

⑤国からの補助金の優遇処置など強靱化計画の策定完了は、数多くの利点がありますが、改めて策定完了の時期はいつなのか、お伺いします。

次に、新たな避難所の運営について。

最近、小規模ながらも地震が各地で頻発し、南海トラフ巨大地震など懸念されている大災害がいつ起きてもおかしくない状況です。巨大地震が発生すれば、糸魚川・静岡構造線断層帯に接している北杜市は、甚大な被害に襲われることでしょう。また、夏の台風シーズン突入を控え、過去に大災害に見舞われた武川町の経験や2年連続で被害が発生していることも考慮すれば、想定できるすべての対策と緊急時に即座に利用できる貯えを確保することが重要です。そして、新型コロナウイルスなどの感染症対策においてソーシャルディスタンス（人と人の距離感）の確保など、新しい生活様式への対応も十分検討しなければならないと考えます。

昨年の台風19号において、市では災害対策防災会議を開催し情報提供や避難所運営などの課題とその対策を検証し、国の中央防災会議では避難に対する基本姿勢の徹底などをまとめた「水害・土砂災害からの避難のあり方について」が本年3月に報告されました。

以上を踏まえ、質問します。

①中央防災会議の報告では、「自分の命は自分で守る」という意識が十分ではない、取るべき行動の理解が十分ではないなどの内容となっています。このことについて、市ではどのような対応をしているのか。

②避難者の健康状態の確認方法、発熱、咳などの症状がある避難者への専用スペースの確保は。

③人口密集地では避難所のスペースの確保が難しく、プライベートな空間を作るために、パーティションなどを有効活用することも推奨されているが、簡易間仕切りなどの購入は検討されているのかお伺いします。

次に、企業向けの中・長期的な経済政策について。

緊急事態宣言が発令され、市内企業のほとんどが減収減益に悩まされています。国の経済政策だけでは、北杜市の実情には不十分であると考えます。

特に観光産業が主要産業の北杜市では、春先の減収と夏のイベントの中止は大きな損失を生み、廃業を考える企業もあると聞いています。宿泊業、サービス業、建設業などは、短期的な支援策よりも中・長期的で連続性のある支援策が必要と考えます。

いち早く定期的に企業の経営状況を調査し、必要な業種に必要な政策を打ち出すことが重要です。また、多くの企業・多くの市民からお預かりした大切な税金ですから、最小限の支出で最大限の効果が得られる政策を検討・実行し、子どもたちに胸を張って託せる北杜市を築くことが、今の市政を預かる私たちの責務であると考えます。

以上を踏まえ、質問します。

①緊急事態宣言に伴う外出自粛の影響により、市内企業が受けた損害規模、減収金額などをいち早く定期的に調査し対応する必要があると思いますが、市の見解は。

②支援が必要な企業・事業者を中心とした市独自の企業向け長期支援策が必要と考えるが、市の見解は。

③中止となったイベントの再開に向けた検証や実行形態や開催時期を変えた実施は。

④市内事業者が関連しやすい地域課題早期対応事業費の増額は。

⑤市内事業者に十分な対策を行ってから、市外企業向けの予定事業を進めるべきと考えます。当初予算内の予定事業を市内企業の支援を考慮した事業執行に変えるべきと考えるが、市の見解をお伺いします。

次に、地域マイクログリッド構想について。

地球温暖化防止に向けた取り組みは世界規模で行われ、先進的な取り組みを実行している都市は、国境を越えて称賛されています。北杜市は、国内でもいち早く再生可能エネルギーの活用に取り組み、北杜サイト太陽光発電所や六ヶ村堰水力発電所など多くの市町村から視察に来ていただいている状況です。

今回の地域マイクログリッド構想は、推進してきた再生可能エネルギーをより地域のために有効活用し、エネルギーの地産地消、地球にやさしい循環型エネルギーの構築を目指したものです。まさに「人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市」にふさわしい事業と考えます。

構想の中には、自然災害などによる広範囲な停電時にも、市民の大切な命を守るための医療施設や避難所に、再生可能エネルギーを利用したシステムを設置し、無停電エリアを構築する計画もあり、災害に強い安全で安心なまちづくりを目指した大変期待が持てる政策と考えます。

以上を踏まえ、質問します。

①第一段階として、市内の再生可能エネルギー関連の発電施設を調査し、どのように活用できるかを検証し、全体計画を作成しなければなりません。計画の進行状況は。

②計画作成には、多岐の専門的な知識が必要となりますが対処方法は。

③この計画は、国の補助金を最大限に活用し進められていますが、総務省や環境省など各省庁との申請、意見交換などの連携状況は。

④災害時の拠点づくりで、北杜サイト・甲陽病院・長坂総合スポーツ公園・長坂インターチェンジ周辺をつなぎ、無停電エリアを構築する計画もありますが、計画に伴い各施設の重要拠点化に向けた更なる整備が必要と考えますが、市の見解は。

⑤市内各エリアで地域の特色を生かした災害時の拠点づくりが必要と考えますが、市の見解をお伺いします。

最後に、主要道路の整備について。

長坂町渋沢を通る、オオムラサキ自然公園から中央道長坂インターチェンジに抜ける「市道135号富岡・大八田線」は、かねてより両宿公民館近くの変則的なカーブが通行の妨げとなっていました。このたび、進行方向の視界の妨げとなっていた建物も解体され、用地交渉も進み直線化できることとなりました。この道が拡張され安全な通行ができれば、七里岩ラインからの高速道路へのアクセスも向上し、周辺の商業施設の活性化にもつながることからも、一日も早い整備が必要と考えます。

以上を踏まえ、質問します。

①今後の工事予定は。

②幅員が狭い箇所の拡張計画は。

③路線全体の整備構想と目標完成期日をお伺いします。

以上で質問を終わります。ご答弁、よろしくお願ひします。

○副議長（清水進君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時53分

---

再開 午前11時07分

○副議長（清水進君）

少し早いですが、お集まりですので再開をいたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

国土強靱化地域計画について、いくつかご質問をいただいております。

市民に多大な影響を及ぼす病気の組み込みおよび感染症対策項目の調整についてであります。

本市の計画においては、災害の一つとして盛り込んでおりませんが、今般の状況を受け、市民の大切な命を守ることを第一に考え、本市の地域特性を踏まえて設定した22の起きているのではない最悪の事態を想定し、「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」に対応するため、

61項目のアクションプランのうち、14項目について見直しを行いました。

その内容は、「避難所、医療機関等における感染防護資機材・消耗品の備蓄」、「北杜市避難所開設・運営マニュアルなどの関係マニュアル類の改訂」、「市立2病院と2診療所が連携し、感染者・一般患者・救急・入院患者を区分した受け入れ態勢の整備」、「迅速な周知につなげるための情報発信の一元化の徹底」など、新型コロナウイルス等、感染力の強い感染症への備えをしたところであります。

次に、主要道路の整備における今後の工事予定、拡張計画や整備構想についてであります。

市道富岡・大八田線の両宿公民館近くの変則なカーブについては、合併以前の旧長坂町から長い間、懸案事項として、多くの方から早期拡幅の声が上げられておりました。

私も、市民の皆さまの声を重く受け止め、職員とともに努力してまいりました。

このたび、関係者の深いご理解と並々ならぬご努力により、工事着工の運びとなり、年度内の完成を目指しております。

改めて、これまで本事業に関わっていただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

なお、その他の区間においては、現時点では具体的な計画はありませんが、今後も必要に応じて安全対策を図ってまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

国土強靱化地域計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今までの政策の計画への反映についてであります。

本市が今まで取り組んでまいりました、道路やため池などの農業用施設など市内インフラの防災・減災対策については、本計画に位置付け、KPIを設定する中で、計画的に実施してまいります。

また、減災力の強いまちづくりや避難所の確保・運営など、本市の強靱化に資するソフト面の取り組みについても、更なる普及・強化を図るなど、本計画に反映させ、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、市民の声の反映についてであります。

本計画の作成に当たっては、パブリックコメントを行い、市民の皆さまのご意見を伺ってまいりました。

当初予定していた区長会や地域委員会からの意見の聞き取りは、「新型コロナウイルス」感染予防のため、実施することができなかつたところであります。

今回の案には、これまで地域から提出された要望内容を「地域の声」として整理したところであり、計画策定後、各事業を進める中で、ご意見を伺い、必要に応じて修正等を行ってまいります。

次に、策定完了の時期についてであります。当初スケジュールのとおり、今月末の策定完了を予定しております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新たな避難所の運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中央防災会議の報告に対して、市の対応についてであります。

本市においては、「自分の命は自分で守る」意識の向上と避難に対する理解力を高めるため、自宅周辺の危険箇所の把握や避難の在り方、避難先の確保などについて、市広報紙で連載し、啓発に努めております。

現在、「新型コロナウイルス感染症」の影響で、「出前塾」や「地域減災リーダー」の人材育成ができない状況であるため、市ホームページの充実や、市広報紙で避難に対する基本姿勢が徹底できるよう継続的な啓発に努めているところであります。

次に、避難者の健康状態の確認、専用スペースの確保についてであります。

避難所では、事前受付で発熱の有無や問診により避難者の体調を確認し、体調不良の方は間仕切りを設置した専用スペースに、健康な方は社会的距離が保たれた居住スペースに誘導するなどの対策をまとめた「避難所運営マニュアル感染症対策編」を作成しましたので、今月中に職員を対象にした訓練を実施する予定であります。

次に、プライベート空間を作るための簡易間仕切りなどの購入についてであります。

避難所では夏場の熱中症対策も考えたレイアウト、避難者のプライバシーや社会的距離を保ち、感染の疑いがある方の専用スペースと健康な方の居住スペースを分けるため、現在、300世帯分の間仕切りを備蓄しておりますが、飛沫感染から避難者や避難所運営者を守るため、さらに拡充してまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

企業向けの中・長期的な経済政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内事業者が関連する、地域課題早期対応事業費の増額についてであります。

「地域課題早期対応事業」は、市民からの要望を受け、地域における軽微な要望等に迅速かつ柔軟に対応するため、平成29年度に創設したものであります。

毎年度執行率も高く、十分に地域の要望に応えているものと考えておりますので、事業費の増額については、現時点では考えておりません。

次に、市内企業の支援を考慮した事業執行についてであります。

当初予算に予定されている事業については、市内企業の育成と地域における雇用確保の観点から、市内企業を優先し、地域性を尊重した業者選定を行っております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

宮川森林環境部長。



○森林環境部長（宮川勇人君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域マイクログリッド構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、再生可能エネルギー計画の進行状況についてであります。

自治体初となる「地域マイクログリッド構想」の基本となる「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」の策定に向け、先月8日、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定事業」の事業申請を行い、今月16日に採択をいただいたところであります。

今後、速やかに補助金交付申請等の事務手続きを行い、調査・検証に着手し、計画策定を進めてまいります。

次に、計画作成における専門的知識の取り組み方法についてであります。

本プランの策定に当たっては、再生可能エネルギーの取り組みや活用方法を定める計画であることから、知識や経験等が豊富な事業者に委託することとしております。

また、市内で再生可能エネルギー事業に取り組んでいる発電事業者、金融機関、NPO法人等で構成する「北杜市新エネルギー推進機構」とともに、市民と協働によるプランづくりを進めてまいります。

次に、計画に伴う各省庁への申請・意見交換などの連携状況についてであります。

本プランの策定については、先進事例を参考にするとともに、総務省内に関係省庁が連携して助言を行う窓口「タスクフォース」も設置されていることから、申請に当たりましても積極的に活用しており、採択後においても同様に連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、計画に伴う各施設の重要拠点化に向けた整備計画の考えについてであります。

災害時の拠点づくりにおいては、市民の大切な命を守るための医療施設や避難所、地域を照らす街路灯、ライフラインの核となる上下水道施設に加え、ショッピングセンター等にも、本市で造られた太陽光発電や水力発電の再生可能エネルギーを活用した、蓄電池や急速充電器のシステムを構築していくことが重要と考えております。

こうした整備により、災害時等に「電気が停まらない医療機関」、「電気が停まらないまち」の実現を目指していくこととしております。

次に、市内各エリアで地域の特色を生かした災害時の拠点づくりの考えについてであります。

本市は、広大な面積を有することから有事の際には、数多くの避難所等が必要となり、同時に電気や上下水道のライフラインの確保も必要となります。

災害時の拠点に電力を供給するシステムを構築するため、一例として、民間事業者と市が共同で「地域エネルギー事業会社」を設立し、地域の特色ある太陽光発電や水力発電等の再生可能エネルギーを活用するなど、電気の自給自足を目指したまちづくりをプランに盛り込むこととしております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

企業向けの中・長期的な経済政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、損害規模、減収金額などの定期調査に対する市の考えについてであります。

「新型コロナウイルス感染症」は、市内経済に大きな影響を及ぼし、支援策に迅速に取り組む必要があることから、市内の現状を把握することが重要であると考え、「北杜市企業交流会」の会員を対象とした緊急アンケート調査や「北杜市商工会」、「北杜市フードバレー協議会」会員等を対象に、影響調査を実施してきたところであります。

この調査結果を踏まえ、市では「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」を立ち上げ、このプロジェクトをもとに、市内の様々な事業所を訪問し、プロジェクトの内容を紹介するとともに、市内事業者の状況把握に努めてきたところであります。

今後も、商工会と連携を図りながら、調査を実施してまいります。

次に、市独自の企業向け長期支援策についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、市内事業者の経済活動に深刻な影響が生じていることを踏まえ、市の独自支援策、第1弾として、緊急融資を受けた際の信用保証料負担の補助や「北杜市事業者応援金」、長期的な視野に立った新たな事業展開として、出前・宅配事業などの支援策を打ち出したところであります。

第2弾としては、市独自の支援策として、この危機的状況を打開するため、市民と中小事業者の支え合いによる地域経済の循環を図るため、「心がつながる応援券」を盛り込み、併せて「中小企業者緊急経済対策資金利子補給制度」を打ち出したところであります。

次に、中止となったイベントの再開についてであります。

感染拡大期において、観光客をターゲットとした誘客イベントについては、感染拡大防止を最優先とし、各実行委員会の協議により苦渋の決断を行い、中止を決定したところであります。

本市の特色ある各種イベントには、毎年多くの方が訪れており、地域および地域経済の活性化にとっても重要であると考えております。

「新型コロナウイルス感染症」が長期化する中、多くの人が集まるイベントの開催については、感染防止対策を十分に講じることが重要であり、「新しい生活様式」への改善を図る必要があることから、今後、関係者のご意見等も参考にしながら、市独自のガイドラインを作成し、各種イベントの再開に対応できる体制を整備してまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ご答弁ありがとうございました。各項目について再質問させていただきます。

まずはじめに、国土強靱化地域計画について。

1点目として、感染症の対処の項目の調整ですが、いくつか項目を見直したということですが、具体的な見直しはどのようなものなのか、お聞かせください。

2点目として、これまでの防災・減災対策を確実に反映させていくということですが、前回行った庁舎内の各部局の再編、これも強靱化に向けた対策の一環なのではないでしょうか、よろしくをお願いします。

3点目として、地域の声については、新型コロナウイルス感染症の影響により意見交換がで

きなかった部分もあるということは残念ですが、仕方のないところだと思います。今後の意見集約などを踏まえて、定期的に改善することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

秋山真一議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

3点、ご質問をいただきました。

まず、1点目であります。感染症の調整ということで、具体的にどのような見直しを行ったかというところであります。

この点につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症を受けまして、見直した具体的な項目につきましては、まず防災訓練等の訓練におきましては、感染予防策を想定した実施、また病院におきましては、2つの市立病院が連携した感染者、一般患者を区分した受け入れ態勢の整備、また院内感染予防の強化という部分について見直しを行いました。

また、備蓄に関しましては、資材の品目であるとか、数量等を再検討するとともに関係機関との連携体制、また庁内体制の強化という部分の見直しを行っております。

また、防災ボランティアの受け入れのとき、また活動のときに体調等を確認する体制の整備についても行うこととしまして、平時からは指定避難所以外の避難所場所への確保の推進というところで、関係する14項目のアクションプランにおきまして感染力の強い感染症に配慮した見直しを行ったところであります。

2つ目の質問であります。今回ということで、今年度、庁内で行いました組織の再編というのがこの計画に基づいた、備えかというところだと思います。

本年度の体制につきましては、当然、国土強靱化地域計画にも配慮はしているんですが、総合的、政策的な計画を迅速に、的確にまた進めるというようなことの中で、政策推進課を新設したところ、また消防力の強化であるとか、自主防災組織の育成や避難体制の確立ということで、有事に備えた強化ということで消防防災課を設置する。また、福祉面におきましては社会福祉協議会との連携する支援体制を充実させるということで、地域包括支援センターを高根総合支所に移したなど、第2次総合戦略を迅速に、着実に進めながら行政需要に的確に対応する体制づくりをしたところであります。

そんな中で、今後の強靱化地域計画の中で進めます事業の検討、または推進におきまして、必要に応じて組織の見直しも図ってまいりたいと考えております。

3つ目であります。市民の声を活かして今後、意見集約であるとか、定期的な改善の方向性ということでご質問をいただいております。

本来なら地域の声をしっかりと聞きし策定を進める、そんな予定でございました。しかし、このコロナの対応でいろいろな制約がある中で、制約があったんですが、やはりこの強靱化計画については、国からの補助金の優遇措置であるとか、本市が進める事業を進める上では、当初のスケジュールを遅れることなく策定をしなければならないということで、コロナに対応しながら策定については進めてきました。

いずれにしても、本市の国土強靱化地域計画につきましては、第2次総合戦略と調和を

しているというところが1つの特徴であります。そんな中で、総合戦略は「みんなでつくろう 健幸北杜」というのをテーマにしておりますので、戦略のほうで様々な面におきまして、これからも積極的に市民の皆さまのお声を聞いて反映をさせていきたいと思っております。

ですので、こうしたことを通しながら強靱化計画につきましても、併せて市民の声を反映させ、必要に応じた見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

秋山真一君、再々質問ですか。

○3番議員（秋山真一君）

では、再々質問はせずに次の項目の再質問、新たな避難所の運営について再質問させていただきます。

1点目として、避難に対する理解を深めるために広報等で情報を流しているということですが、現在、様々な情報発信の方法がある中、今まで以上の情報発信の取り組み等は検討されているのでしょうか。

2点目として、新たに作成した避難所運営マニュアル、感染症対策編ですか、これの実施訓練をするとのことですが、訓練の内容とはどのようなもののでしょうか。また、市民で構成されている自主防災組織がありますけれど、この組織へのマニュアルの提供などは検討されているのでしょうか。

3点目として、避難所においてプライベートの確保は重要だと思います。しかし、災害発生時の命を守るための避難行動における避難所の運営と、災害を調査・確認して一時的な生活を送る場所の避難所の運営は大きく異なるものと考えます。混同されている方もいらっしゃると思いますが、状況に応じたプライベート空間の確保も検討されているのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

3点、質問をいただきました。まず最初に、情報の発信についてということでございますけれども、自分の命は自分で守るということは大切だということを日頃から市でも市民の皆さんに呼びかけているところでありまして、日頃からの災害に備えた準備をお願いしているところであります。

市ホームページなどを通じて、日頃からの準備、そして避難の在り方について呼びかけているところなんですけれども、今後も様々な情報手段、現在ございますので、その手段を広げて一人でも多くの方に防災に関心を持ってもらって理解をしてもらって、いざというときに備えていただきたいと考えています。

特に最近ではスマートフォンが普及しているということでございますので、その中のフェイスブックとか、SNSなどを活用しまして市で行っている、また地域で行っている訓練の状況、また避難方法などの防災に関連した情報を配信していきたいと考えています。

また、子育て中のお母さん方にもやはり防災に対して備えを持ってもらいたいと考えておりまして、防災に役立つ情報等についても、子育て中のお母さん方にも配信できるように、また「防災ママ」という組織もございますので、その組織とも話し合いをしながら、的確にそういう情報が伝わるように、また手段を講じて考えていきたいと思っています。

そして2点目の感染症マニュアルに基づいた訓練の内容でございますけれども、近々、健康増進課となりますけれども、そちらの課と、まず作成したマニュアルに基づいた訓練を行って、内容等を確認してまいりたいと考えています。

訓練の内容につきましては、事前受付、またスペース分けした専用スペースや居住スペースへの振り分け、体調不良者が出た場合の対応などを想定しまして、訓練を実施してまいりたいと考えています。

また、この訓練を踏まえて、マニュアルの内容等を検証して、さらに整備をした中で、次の段階、避難所を開設する担当職員を対象とした訓練等ということで、段階的に訓練をして全職員が、この感染症マニュアルに基づいた避難所運営に当たるようにしていきたいと考えているところであります。

マニュアルについては、当然、自主防災組織にも参考にさせていただきたいと考えておりますので、また自主防災組織との意見交換会も考えてまいりますので、そのような場をとおして配布してまいりたいと考えているところであります。

また、このマニュアルを整備したものについては、ホームページ等を通じて公表して、誰もが確認できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

そして、最後、避難所の運営ということでご質問いただいたかと思っておりますけれども、避難については事前避難と発災後の避難、2つあるということでございますけれども、まず事前避難でございますけれども、この避難については、大雨などの事前に情報を得ることができる場合には、自宅周辺に危険箇所がある場合は自ら判断して行動して命を守るということでございます。また、家などが被災しまして、生活する場所がないときに行うのが被災後の避難ということで、この避難については避難生活ということでございます。避難所運営マニュアルについては、現在、地域防災計画の中に位置付けておりますけれども、避難生活の避難所運営について、まとめておりますけれども、災害の種類、また季節で避難所の施設の状況が変わるため、基本的な事項が掲載されているというところでございます。

感染症対策の面では、事前避難では居住スペースについては、世帯単位で区画しまして被災後の避難所では、居住スペースにも感染症防止やプライベート空間を確保する面からも仕切り板をすることとしております。

被災後の避難所におきましては、被災者によります業務の班編成をしまして運営を行っていただくこととしておりまして、日々の健康チェック、消毒、避難者の人数に応じたレイアウト変更など避難者が主体的に行っていただく内容となっております。

市では特定地区総合防災訓練を通しまして、避難者による運営ができるよう、また支援もしてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

1点だけ、再々質問させていただきます。

先ほど答弁の中にもありました自主防災組織、この自主防災組織の横のつながりなどについて、どのように考えているのかお伺いします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再々質問にお答えいたします。

自主防災組織の連携ということでございます。

現在、市内には65の自主防災組織があるわけございまして、昨年、台風19号のあとにも意見交換会を行ったところであります。その中では、市の対応への意見が寄せられたということで、反省点がいくつか挙がってきました。そういう中で、今後に向けて対策の備え、また自主防と行政との防災に対する認識の共有ということで、共有が図れた、よい機会であったというふうに捉えておりまして、今後も行政と自主防災組織の連携は図っていく必要があるということを経験したところでもありますので、今後も自主防災組織との意見交換会を行ってまいりたいということでございます。

また、地域の自主防災組織との、特に近隣の自主防災組織との連携というのも地域の防災力を高めるには必要であるということも感じましたので、そういう意見交換会を通しながら近隣の自主防災組織が相互に連携が取れるようなことも図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。次に企業向けの中・長期的な経済政策について再質問させていただきます。

プロジェクトの中でいくつか、この経済対策、経済政策を盛り込んでいるということですが、このプロジェクトにほかに新たな独自支援策については、今、検討されているのかお伺いします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

現在のプロジェクト以外、ほかに何か新たな支援策について、支援事業についてというご質問であったかと思えます。

中・長期支援策につきましては、基本的には国、また県というところの支援策が基本になるというふうに考えておりますが、国の2次補正の支援の事業内容等も把握する中で、またそれ

と併せまして、これまでの市独自の支援策、第1弾、また今回、第2弾として打ち出しをしている事業があります。心がつながる応援券ですとか、そういう支援策の効果も見極める中で、また今後第2波、第3波ということも想定されておりますので、これらの状況も把握しながら、またすでに現在、商工会の青年部との事業者からの意見聴取も実施しております。それらも継続したり、またほかにも調査等も実施を行いながら、支援策についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございます。それでは、次に地域マイクログリッド構想について再質問させていただきます。

事業申請が採択されたということで、いよいよ本格的に計画立案できる段階になったと、このことについては喜ばしいことだと思います。エネルギーの地産地消を目指した長期的なプロジェクトとなりますが、構想を実現化させるためには十分な調査、検証、立案が重要と考えます。その点について、市の考えをお伺いします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えをさせていただきます。

構想の実現化に向けての調査、検証、立案等ということでございますが、先ほど答弁の中で推進機構と協働でという答弁をさせていただきましたが、推進機構には東京電力、また三峰川電力、NTTファシリティーズ、それから再生可能エネルギーの調査研究を行っておりますNPO法人フィールド21、また村山六ヶ村堰ウォーターファーム連絡調整会議等々の発電事業者、また山梨中央銀行が構成員となっております。

今後、プラン策定に向けて委託をしてまいりますので、機構と市、委託会社と定例的な会議をもつなど連携を図りながら調査、検証等を行い策定していきたいと考えております。

また市民等がメンバーとなっております環境審議会からもご意見を伺うことになっておりますので、そのような中で策定をしてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございます。再々質問はせずに、最後に主要道路の整備について1点、再質問をさせていただきます。

まず、この路線については重要な部分を第一に改良するというところで、ここの変則的な部分の改良に注力してきたと思いますけれど、ほかの部分について今のところ整備構想はないよう

ですけれど、北杜市発展のために重要な路線と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

秋山真一議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

市のための重要な道路ではないのかという質問かと思えます。

この道路につきましては、長年、甲陵高校や北杜高校への通学路として利用されております。また、中央自動車道の長坂インターチェンジと日野春駅、主要地方道茅野北杜葦崎線、いわゆる七里岩ラインと連絡をしており、通勤や物流等に利用されていることから、市の活性化を図る上で非常に重要な道路であると認識をしております。

今のところ全体の整備構想はございませんが、関係する地域や利用者からの声を聞きながら整備方法等も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。今後も地域の安全確保に努めてまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

秋山真一君の質問が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時20分といたします。

休憩 午前11時49分

---

再開 午後 1時20分

○副議長（清水進君）

それでは、皆さんそろっておりますので再開をいたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、5人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無党派 清水敏行君、7分30秒。次に北杜クラブ、26分。次にともにあゆむ会、7分。最後に公明党、5分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしく願いをいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に無党派、6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

去る6月1日、午後8時、新型コロナウイルスの終息を願い、全国一斉の打ち上げ花火が夜空を染めました。前を、上を向いての花火でございます。今一番、大切な思いを知らせてくれ



ます。同じ形をした打ち上げ花火でも、微妙に形は違うのではないのでしょうか。私は、この違うということを尊重すべきと思うのであります。違うということと言論を封殺しない。違う立場の人とも一緒に情報などを共有する。それがよりよい明日の北杜市づくりにつながるのだと思います。

今年の夏は、そしてこれからは「コロナと共に」の新しい生活スタイルとなります。職員や市民の安心・安全を願いつつ、以下、6月定例会一般質問をいたします。

大きく2項目でございます。

まず最初でございますが、新型コロナウイルス感染症今後の備えと災害対策についてお伺いいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」として、国、県の支援策、本市独自の支援策など、様々な施策を進めております。現状の対策それが最優先事項であります。

そうした中、この新型コロナウイルス感染症の、今後が見通せないとき、次のための備えも行政として重要と考えます。また同時に、台風などの災害時、いわゆる密を避ける避難対策、避難所対策が求められると思います。すでに訓練を実施した自治体もありますが、特に避難所での感染が心配であります。日本医師会では、避難所マニュアルを公表したとのこと。

今日は結果として、いくつかご回答のような部分もいただいたところもあるわけですが、以下、2点ご質問いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症第2波への、今後の備えや対策はいかがでしょうか。
2. 台風などの災害時に備え、避難所での新型コロナウイルス感染症の訓練計画はいかがですか。分散避難など具体的な災害時の対応策をお伺いいたします。

次に2項目めでございます。市内小中学校の働き方改革について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症により、市内の学校現場でも休校や休校解除に備えて、教職員は初めてのことであり、不安や苦慮される毎日ではなかったかと思えます。それは子どもたち、保護者も同じであったと思えます。

さて、改正給特法施行により、この4月より、公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが指針に格上げされ、在校等時間の縮減の実効性が強化されました。教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定することになります。また、その実施に当たっては、在校時間は客観的に計測が求められます。これらは一に教員の健康、福祉の確保を図るためと言えます。コロナ禍の中、これも大切な課題と考え、以下ご質問いたします。

1. 本指針を受け、本市の考え方を示してください。
2. タイムカードなどの、客観的方法で勤務実態を把握している市区町村が47.4%に留まるとのデータがありますが、本市の実情はいかがでしょうか。取り組み方、考え方を願います。
3. 教員の健康や福祉を考えると、教職員定数改善、ICT環境整備、部活動の見直しなど、教育現場の喫緊の課題と考えます。本市の考え方を願います。

以上2点、よろしく願います。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

市内小中学校の働き方改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指針を受けての本市の考え方についてであります。

本市においては、すでに各校において「多忙化改善」の計画を立て、現状と課題をもとに、会議や業務の効率化、校内組織の見直し、地域人材の活用等、具体的な対策を掲げて多忙化改善に努めているところであります。

また、本年4月から、国の指針に基づき、「北杜市教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、教職員の在校等時間の上限等に関する方針を示し、教育職員の健康福祉の確保に努めております。

次に、勤務実態の実情、取り組み方および考え方についてであります。

小中学校においては、本年度から導入の「山梨県統合型校務支援システム」により、教職員の在校等時間の把握を行っております。

校務支援システムの導入により、在校している時間の把握はもとより、業務の共通化、効率化が図られるものと考えております。

なお、本年度から産業医を委託し、在校等時間が一定時間を超えた教職員については、産業医による面接指導を行い、教職員の健康保持に努めてまいります。

次に、教職員定数改善など教育現場の課題についてであります。

持続可能な学校教育には、教育の質や水準の適切な確保が重要であり、そのためには、教職員の多忙化を解消させることが必要であると考えております。

本市においては、これまでも、市単独補助教員および支援員の配置や部活動指導員、ICT教育環境の整備などにより、教職員の多忙化解消に係る取り組みを行ってまいりました。

今後も、教育職員の勤務時間を把握し、多忙化解消に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

6番、清水敏行議員の新型コロナウイルス感染症今後の備えと災害対策における、第2波への備えや対策についてのご質問にお答えいたします。

「新型コロナウイルス感染症」の収束が見通せない状況の中、今後の備えとして、国が示す「新しい生活様式」や県の指針、また現在作成を進めております「北杜市新型コロナウイルスガイドライン」により、市民、事業者の皆さまと共に感染予防に努めてまいります。

今後も、感染拡大の状況や市民生活、地域経済の状況を注視しながら、「今やらなければならぬこと」を整理し、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の見直しを行うなど、必要な対応を図ってまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

6番、清水敏行議員の新型コロナウイルス感染症今後の備えと災害対策における、避難所での訓練計画と対策についてのご質問にお答えいたします。

避難所での事前受付において体調を確認するためのチェックリストや、発熱のある体調不良者と健康な方とのスペース分けなどの対応策をまとめた「避難所運営マニュアル感染症対策編」を作成しましたので、今月中に職員を対象とした訓練を実施する予定であります。

避難者の分散については、安全な親戚宅や友人宅など避難場所としてご検討していただけるよう市民の皆さまに呼びかけるとともに、学校の教室を避難所として活用することについても、市校長会と協議を進めているところであります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それではそれぞれ時間がある限り、再質問をさせていただきます。

まず、災害対策のほうなんですが、過日、新聞で都留市のほうでテレビ会議を活用した防災訓練を実施しましたと、こうした報道がありました。本市でも同じような訓練を、こうしたテレビ会議アプリでの市内被害状況などの情報を共有したと、こういう記事がありますが、そうした考えが、今現在されているのか、そのへんを教えていただければと思います。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

テレビ会議を通じた訓練ということでございますけれども、今現在のところ、テレビ会議を通じた訓練の予定はないんですけども、今後、機材等の整備を進める中で、そのような訓練も計画していきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

清水敏行君、再々質問ですか。

○6番議員（清水敏行君）

いえ、次の項目にいきます。

それでは、市内小中学校の働き方改革について。

まず1点は、タイムカードの説明があったか、ちょっと私、聞き漏らしたかもしれませんが、本市としてこうしたタイムカードの実態がどのようなのか、分かる範囲でお示しいただければと思います。

それと、やはりこれも3番に関係するんですが、学校の働き方改革の中で、それも1つの要因というのが、多忙化の要因ですね、特に中学校の部活動などが考えられるかなと思います。市のほうでもある程度のそういう把握はされていると思うんですが、やはり現場の先生方は大

変だろと思うんですね。先ほど出ているかもしれませんが、例えば外部の専門講師を増やすこと、あとは実際に部活動は複数の教員でみていると思うんですけども、もし1人であれば、それを複数の担任でみるのができないか。あとは地域のボランティアなど、地域社会での協力と。あとは一つひとつ、個々の部活動の時間を短縮するとか、なかなか現場は大変だと思うんですが、先生方の多忙化の要因とも言われていると思いますので、その2点をよろしく願いいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

まず第1点、教職員の出勤、退勤時間の記録でございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、山梨県統合型校務支援システムが、4月から本格運用しております。そのシステムの中にタイムカードと同じような機能がございますので、把握が可能となります。

続きまして、2点目、教員の多忙化ということでより具体的な話、部活動の話になろうかと思っておりますけれども、教員の多忙化改善計画の中では、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、ICT、あるいは校務支援システムの活用によりまして、会議等の業務を見直ししながら、負担軽減を図っていくということがあります。そのほかに部活動の指導員を任命することによりまして、部活動の負担軽減を図るということ。また、原っぱ教育で推進しております地域の資源、人であり、物であり、事であり、そういう地域資源の活用を積極的に行いながら、教育活動における教職員の負担軽減、あるいは時間短縮を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは、再々質問と言いますか、今、2点目で部長が述べられた、そういう人に、マンパワーをお願いしていくというようなお話だったかと思うんですが、それは具体的にそういう仕組みづくりがあるのかどうか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

6番、清水敏行議員の再々質問にお答えいたします。

部活動の指導員につきましては、すでに中学校では取り入れておりまして、教職員の負担軽減を図っているところでございます。そのほか、市ではコミュニティスクール等の導入を積極的に推進しておりまして、地域の方々のご協力を得ながら進めていくところでございます。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

大きく2項目について質問をいたします。

まず最初に、商店・商店街対応について。

以前にも私は、商店・商店街づくりについて質問をいたしました。そのときより、さらに商店・商店街は厳しい状況にあると認識しています。日本の流通政策は効率化と豊かな生活を目指し、経済の効率化に重点を置いてきたことにより、豊かで住みよい地域づくりの観点が希薄であったと思っております。

物は豊富であっても地域の伝統、文化、人のつながりなど住みよいまちがどこかに行ってしまったのではないかとされています。

商店街は自らの商売より、地域のことを思って活動してきたとも言えます。それは地域と商店街は一心同体であるという考えの下、自分たちが衰退すること以上に地域を愛していたからにはほかありません。魅力あるまちには魅力ある商店街が必要であります。

商店・商店街はコミュニティの基盤となると私は考えています。まちの明かりで安心や温もりを感じ、その明るさが災害時に人々を勇気づけ、情報交換の場所として大切な役割を持っていることは、過去の災害の時を考えても明らかであります。

高齢化社会において自宅から車イスでも簡単に行け、電話一本で最寄品を届けてくれるという商店街が近くにあるということは、どうしても必要であります。

そんな商店街が今、消えようとしています。消費者動向および消費者志向が変わったから仕方がないというのではなく、みんなで残るよう力を合わせていかなければならないと考えています。

特に近年、商店・商店街を取り巻く環境は、非常に厳しさを増しているとともにいろいろな状況変化で、今まで以上に急速に商店・商店街の衰退が進み、廃業が増えているとともにさらに加速されると推測しますので、廃業を最小限に抑える施策が必要であると考えます。

中小企業庁は商店街の実態調査を実施しており、「平成30年度商店街実態調査報告書」では、1商店街あたり空き店舗の平均店舗数は2018年度で5.3店、空き店舗率は13.8%と高水準で推移しています。空き店舗が埋まらない理由は貸し手の都合によるものと、借り手の都合に分けて見ると、貸し手の都合の場合は「店舗の老朽化40%」、「所有者に貸す意思がない39.2%」の割合が高く、借り手の都合では「家賃の問題36.1%」、「商店街に活気・魅力がない35.9%」の割合が高くなっています。

商店・商店街は様々な問題を抱えていますが、高齢化社会には特に必要な商店であり、商店街であると思えます。

そこで以下、伺います。

1. 商店・商店街に対する市の現状認識は。
2. 商店・商店街の今後の在り方に対する見解は。
3. 商店・商店街の活性化に対する具体的対応は。
4. 商店・商店街の多発する災害時等の役割についての見解は。

次に2番目の項目に移ります。家電リサイクル法対象品の不法投棄について、質問をいたし

ます。

不法投棄は言うまでもなく山林や原野、空き地、道路などにごみを捨てる行為であります。最近、たまたま山を歩いていて、テレビの不法投棄が目に入りました。集落で話をすると違う場所でも不法投棄があったということで、なんとか不法投棄がなくなればという話になったので、今回、特に処理が大変な家電リサイクル法対象品について状況をお聞きします。

道路、山林などに不法投棄が後を絶たず、家庭で不要となった家電製品や雑誌などの投棄が目立ちます。

環境省は、毎年、家電リサイクル法の対象4品目の不法投棄の調査を実施しています。その結果、平成30年度における不法投棄回収台数の状況はエアコン、テレビ、これはブラウン管式とプラズマ式であります。次に電気冷蔵庫、電気洗濯機と衣料乾燥機の台数は推計値で5万4,200台、前年同比で横ばいであったと公表しました。項目別割合はエアコンが1.9%、ブラウン管式テレビ40.1%、液晶プラズマ式テレビ19.1%、電気冷蔵庫・電気冷凍庫23.4%、電気洗濯機・衣料乾燥機15.5%の結果が発表されました。

山梨県で見るとエアコン11台、ブラウン管式テレビ455台、液晶プラズマ式テレビ66台、電気冷蔵庫・電気冷凍庫165台、電気洗濯機・衣料乾燥機124台で4品目合計821台であったとのことであります。

この家電4品目は、特定家庭用機器再商品化、いわゆる家電リサイクル法に指定されている家電であります。当然、処分するにはそれ相応の負担が伴うところであります。このようなことが原因で不法投棄をしてしまうのか、ほかにも何か原因があるのかは分かりませんが、不法投棄は現実起きています。

本市としても種々対応をしていると認識していますが、現実には、疑いたくなるほど、あちらこちらで家電製品などのほか、いろいろなごみの不法投棄が見られます。誠に残念なことであると常々思っております。

そこで以下、伺います。

1. 家電リサイクル法対象4品目の不法投棄の状況は。
  2. 家電リサイクル法対象品の不法投棄の増減の状況は。
  3. 家電リサイクル法対象品の不法投棄の多い場所は。
  4. 不法投棄に対する地域の監視体制は。
  5. 家電リサイクル法対象品の今後の不法投棄対応は。
- 以上、質問を終わります。よろしく願いをいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員の商店・商店街対応における、商店・商店街の活性化に対する具体的対応についてのご質問にお答えいたします。

これまで、市商工会と連携して、新たに創業する事業者への初期投資補助事業や、経営改善を図るための借入れに対する利子補給等の支援事業、商店と北杜高校が連携した商品開発など、様々な取り組みを行ってまいりました。

また、今回の「新型コロナウイルス感染症」拡大に伴う危機的状況に際しましては、事業者

への応援金や、出前・宅配事業への支援策を創設し、さらに市民、事業者が支え合い、市内の経済を活性化させるための「心がつながる応援券」を打ち出すなど、様々な緊急支援策に取り組んでいるところであります。

今月15日に開催した、市商工会青年部との意見交換会では、様々な事業者から非常に厳しい状況などをお伺いする中、若手事業者からは、今回の応援券を活用した前向きなご意見もいただくなど、今後の事業展開が活性化につながるものと期待するところであります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

家電リサイクル法対象品の不法投棄について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、家電リサイクル法対象4品目の不法投棄の状況、増減の状況、投棄場所についてであります。

市内における家電品等が不法投棄されている場所は、人目の届かない山林や、人通りの少ない道路沿線の待避所およびその周辺が大半を占めており、昨年度、監視パトロールや市民等からの通報により、処理した家電4品目の実績は、テレビが33台で929キログラム、冷蔵庫が12台で732キログラム、洗濯機が7台で238キログラム、エアコンの実績はなく、合わせて52台、1,899キログラムでありました。

過去3年間の家電4品目の増減の状況については、平成28年度44台、1,464キログラム、平成29年度42台、1,682キログラム、平成30年度71台、2,531キログラムとなっており、増加傾向にあります。

次に、地域の監視体制についてであります。

市では、未然防止を図るため、不法投棄防止用の警告看板を市内に設置しており、昨年度新たに23枚を増設し、これまでに804枚を設置しております。

また、「ボランティア不法投棄連絡員」による監視や「峡北広域シルバー人材センター」に委託し、不法投棄の監視パトロールを年間延べ667回実施いたしました。

さらに、県および近隣市町などで構成・運営しております「中北地域廃棄物対策連絡協議会」においても、年間141日の市内パトロールを実施し、監視強化に努めていただいております。

次に、対象品の今後の不法投棄対策についてであります。

不法投棄が多い場所への監視カメラや対策看板等の設置、また、「不法投棄防止マグネット」を貼り付けた市公用車でのパトロールを行うとともに、警察などの関係機関との連携や情報共有を図る中で、不法投棄防止に努めてまいります。

また、不法投棄が繰り返し行われる場所は、重点地域として、監視パトロールの実施頻度を増やしてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

商店・商店街対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、商店・商店街に対する市の現状認識と今後の在り方に対する見解についてであります。

これまで、市民生活を支えてきた商店・商店街は、急速な高齢化や人口減少、大型商業施設の増加、インターネットを媒体とする販売システムの普及など、様々な要因により、廃業が加速し、空き店舗の増加や後継者問題など、商店街を取り巻く環境は、以前にも増して大変厳しい状況にあると認識しております。

この中で、商店・商店街は、地域経済や生活基盤の機能を担いながら、まちの魅力を発信し、人々の心の拠り所として、重要な役割を果たしてきたことから、個々の商店・商店街が、安定的に事業が継続できるよう、「北杜市商工会」を中心に現状にしっかり向き合い、環境づくりを行っていくことが重要であると考えております。

次に、商店・商店街の災害時等の役割についての見解についてであります。

商店・商店街を中心とした顔の見える交流は、災害時にも期待されるものであり、災害発生時の一時的な物資調達の拠点に留まらず、市民の心の拠り所として、商店街が果たす役割は、非常に大きいものと考えております。

このため、災害に対する安全・安心の確保には、商店街における地域コミュニティが大切であり、日頃から買い物から生まれる、密接な関係づくりが重要であると考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

それでは2項目、各々、質問をさせていただきます。

まず最初に、商店・商店街対応についてということで再質問をいたします。

北杜高校と市内業者11社との商品開発事業に取り組んできたことは、以前にもお聞きしたところであります。この事業は有意義な事業であると思っております。今後、事業を拡大し、充実をしていく考えはあるかどうかをお伺いします。

また、この事業は2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標である持続可能な開発目標、SDGsの実現を視野に入れた取り組みであると認識をしています。このSDGsの住み続けられるまちづくりの面から見て、事業の評価と今後の対応についてお聞きをいたします。

次に創業などにより商店街の空き店舗が1店舗でも埋まることは、商店街の活性化につながっていくと思っておりますが、市には創業支援制度があり、この制度を活用して創業を支援していくということですが、この制度が始まって5年ほど経過していると認識をしていますが、この創業制度支援の実績および創業場所、ならびに創業業種について伺います。

また、県にも同様な支援制度がありますが、県制度と市制度のすみ分けについてお伺いをいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。



○産業観光部長（中田治仁君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

北杜高校の事業者との開発についての質問だと思います。

本市の食と農を活かしたプロジェクトであります、住み続けられるまちづくり推進プロジェクトとして実施している事業であります。高校生の自由な発想、また北杜市の素材を組み合わせ、事業者が一体となって取り組んでいる事業であります。この事業につきましては、北杜市の魅力を伝える商品として開発を行い、好評もいただいているところであります。また、若い世代、特に高校生ですけれども、市の魅力、各企業の魅力を再認識する非常に貴重な取り組みであると考えているところであります。また、このプロジェクトを通じまして、市内の高校生が企業等の将来の就職につながることも期待されるところであります。

今後も若い世代の発想を大切にしながら、商品開発、市としましても支援を行いながら市の魅力を多くの人に広めていきたいと考えております。

またSDGsとの兼ね合いというか、ご質問でありますけれども、本プロジェクトにつきましては、スタートの時点からSDGsに高校生がそれについて学び、人口問題とか地方活性化のために取り組んでおります。SDGsの中でも経済ですとか技術等の目標に取り組みまして、これらの目標を達成することができれば、持続可能、最終的には住み続けられるまちづくりに通じるものであると考えております。

また、この取り組みはあくまでもきっかけということではありますが、今後も継続することで北杜市が元気になり、また魅力が発信されるものであるというふうに考えております。

3つ目の創業支援制度についてのご質問であります、場所と創業の業種、県の事業との関連という質問だったと思いますけれども、創業の実績であります、平成28年度からこの事業は開始をしまして令和元年度までの実績になりますけれども、合計で47件の創業実績となっております。場所につきましては、長坂町、高根町での創業が全体の中でも多くの比率を占めております。業種につきましては、特に多いのは飲食業ということであります。

また、県制度と市制度、2つあるんですけれども、そのすみ分けということですが、県制度は補助限度額が200万円、補助率2分の1、それから委託料やマーケティングの調査費なども市にはない対象ということで、県の事業ではなっております。

市制度につきましては、上限80万円で補助率2分の1ではありますが、補助事業のほかに市では融資を受けた際の利子補給ですとか、保証料の補助事業も創設しているところであります。

すみ分けということではありますが、それぞれ支援事業の規模や内容に違いがありますので、利用しやすいという面では市の制度のほうが利用しやすいかなということは考えておりますが、それぞれの創業の内容に合った事業を活用していただけるよう、ご案内をしているところであります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君、再々質問ですか。

○7番議員（井出一司君）

それでは再々質問をさせていただきます。

SDGsという、ほかに例のない本事業において、若い世代の柔軟かつ斬新なアイデアをも

とに地域の特性を生かした商品開発をし、発信していくということですが、今まで開発した商品はどのような対応を行ってきたか。また、経済の活性化を図っていくということですが、今後、この事業を具体的にどのように展開し、北杜市の商店・商店街および経済の活性化につながっていくか、どんなお考えかお伺いをいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

今まで開発した商品はどのように対応してきたか、また今後の展開はという質問だと思います。

本プロジェクトは3年目を迎える事業となります。これまでの開発した商品については、商品の魅力を発信するために、高校生が主体となって東京の立川駅ですとか、イトーヨーカドー等の拠点においてPRかつ販売を行ってきております。

また、高校生と連携して市の魅力や商品を紹介する冊子も作成して市内外に発信してきたところでもあります。

これまでの商品については、名物商品と言いますか、そういう観点からの開発ということではありましたが、今後の展開につきましては、レストランや食の提供場所でのメニューを今年度からテーマにしまして、北杜市に来て食べ歩きをしてもらうというようなファストフード的な商品開発を今年度は予定しているところであります。

今後も販売等も含めまして、流通する仕組みづくりについても検討していく必要があると考えております。

以上であります。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

本市は創業が多い市であると私は常々思っているわけですが、うまく支援制度を活用して、創業支援企業が本市に根付いて経済活動を行ってほしいと考えています。また、特産品による商品開発にもさらに力を入れ、商店・商店街が消滅しないよう、しっかり支援をしていただきたいことをお願いして、2番目の項目の家電リサイクル法対象品の不法投棄について再質問を行います。

まず、不法投棄を個人の土地にされた場合、投棄者が不明の場合は、土地の所有者が撤去するという事になっていますが、広大な土地で草刈り、柵を設けることなど非常に大きな負担を感じると思います。所有者になんら瑕疵はなく、負担を強いられることは耐えられない気持ちであろうと推察いたします。このことを考えたとき、何らかの支援も必要と考えますが、市の見解を伺います。

もう1点、不法投棄が後を絶たないのは、処分費の負担が要因であるならば、この処分費を支援することにより不法投棄が減少していくのではないかと思います。支援等についての市の考え方を伺いたいと思います。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えをさせていただきます。

土地所有者への支援、また処分への支援ということで質問をいただきました。

土地の所有につきましては、関係法令、また条例等によりまして土地の所有者、管理者が管理をしていかなければならないということが原則、謳われております。このことからフェンス等の工作物であったり、また除草作業であったりということにつきましても、原則は所有者等に責任を持って行っていただくのが基本となるということでございます。

そうは言いましても過去に不法投棄等が繰り返しあった場所であったり、また情報提供があった場合につきましては、警察と関係機関と連携を図りながら、パトロールの強化には努めていきたいというふうに考えております。

また、不法投棄防止の啓発の看板につきましても、市役所の環境課、また各総合支所におきまして、これは行政区とか個人問わず申請をいただければ、交付ができることになっておりますので、そのようなものを活用していただく。また、場所によっては市のほうで設置をさせていただくケースもございます。

いずれにいたしましても、不法投棄等で困った場合につきましては、相談をしていただく、また相談できる体制を周知も図っていきたくと考えております。

また2点目の処分費の負担がかかるということでございますが、先ほども言いましたように個人の土地ということもございます。そのため不法投棄をしないための支援策の1つといたしまして、通常のごみには出せない廃棄物、そういった適正処理困難廃棄物というふうに言っておりますが、各町単位で10月、11月の秋口に実施をしております、市が収集運搬、処分費の一部などを負担し、排出者の負担軽減に努めているところであります。

また、各町で1日しか設定がないことから居住地以外の地域でも排出は可能になっているということでございます。特にタイヤなんかが多いことから、料金体制の見直し等も検討をしていながら適正処理をしていただく周知、それから排出のしやすさ、そういったことをしっかりと市民の皆さまに伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

市長に質問いたします。

市長の一丁目一番地の政策は何でしょうか。また、市長が掲げる「愛でつながる北杜市」とは何でしょうか。ここで「愛」とは何かを語るつもりはありませんけれども、「愛」がお金でないこと、またお金でつなぎとめる「愛」でないことを願っております。

以上です。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

16番、野中真理子議員の市長の一丁目一番地についてのご質問にお答えいたします。

私の一番の政策は、「市民や事業者の皆さまとの協働」であり、これまでも「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」の素案の策定や、市民バスを核とした新しい公共交通の在り方において、また公募による市民参加の組織を設置し、そのような中で「第2次北杜市総合戦略」の策定に当たっては、「飛び出せ 市長と未来を語る集い」を中心に、多くの市民の皆さまの声を市政に反映してまいりました。

そのような中で、誰もが母親のお腹に宿ったときから母親の愛情、また多くの方々の愛情に育まれ、人として愛がなければ生きていけないものと考えております。

私の政策姿勢に掲げる「愛」とは、多くの市民、事業者の皆さまと共に、心と心を通い合わせながら、互いに支え合い、慈しみ合いながら、手を携えて市政を推進するものであります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

市民との協働が一番の政策であるという市長の理念は素晴らしいものと思います。たしかに北杜市の一丁目一番地の政策、財政の健全化であると言い続けられたのは白倉前市長でいらっしゃって、そのことは市民の皆さんに周知されて、広く浸透していることを実感しております。

市長におかれましても、財政の健全化については取り組まれているとは思いますが、この北杜市の財政というものは、今、一丁目一番地ということではないように感じたんですけども、胸を張って言えるほど盤石なものなのかどうか、市長は市民にそれを宣言できるのかどうか、その財政の健全化についてお聞きしたいと思います。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

ずっと私も言い続けております。この市を、しっかりとした運営をしていくためには、財政健全化、市の一丁目一番地というふうなことは言い続け、引き継ぎながらしっかりと取り組んでいるところでございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

令和2年第2回北杜市議会定例会にあたり、一般質問を行います。

質問事項につきましては、感染症予防のための地区行政組織を立ち上げるお考えはについてであります。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言は全面解除されましたけれども、「第2波」への一層の警戒が必要な時期であります。「スペイン風邪」で世界を恐怖に陥れた100年前の世界的大流行の教訓を、いま一度再考し臨戦態勢を強めるとともに、今後の対策に生かすことは重要であります。

感染症の収束の見えない現状をふまえて、感染「第2波」・「第3波」への備えの中で、経験したことの無い災害時、台風や地震、大雪等の避難所での感染症対策は、新たな課題となっているところでもあります。また、予想しない財政支出もこれからも十分考えられるわけであり、

感染第2波・第3波に備えて、今できる感染症予防対策を断行することはもちろんのことですが、財源の確保も重要であります。

今後様々な角度から感染症予防対策に万全を期すために、きめ細やかな施策が強く求められています。

私はこれからも市民要求に沿った、きめ細かな施策を強力に求めていきます。

以上を踏まえて、以下質問いたします。

(1)「北杜市行政組織規則」によると、感染症対策に関する所掌事務は、健幸市民部、健康増進課、健康づくり担当が行うと規定されています。今般の感染症予防対策等の住民等への周知、指示、お願いなどについて、現行のどの地区行政組織を通じて行われているのでしょうか。また、その組織は感染症予防対策として十分機能しているのでしょうか、お伺いいたします。

(2)また、感染症予防のための新たな地区行政組織（例えば〇〇地区衛生組合等）を今後立ち上げる考えはないか。併せてお伺いいたします。

以上です。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

9番、齊藤功文議員の感染症予防のための地区行政組織を立ち上げる考えにおける、感染症予防対策の住民等への周知と新たな地区行政組織についてのご質問にお答えいたします。

「新型コロナウイルス感染症」の予防対策は、国、県を問わず呼びかけを行っておりますが、感染予防や感染状況については、緊急を要する場合には、防災行政無線や市ホームページでお知らせを行っており、必要に応じて行政区へは、区長および「保健福祉推進員」を通じて周知のお願いを行っているところであります。

感染症予防には、専門的な知識を必要とすることから、今後も様々な手段で、市内への啓発を行っていくこととし、新たな地区行政組織の立ち上げは考えておりません。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再質問をさせていただきます。

この未曾有の、われわれが経験したことがないような新しい感染症という、すごい、目に見えないものがあるわけですけれども、100年前にスペイン風邪というふうな、通称言われておるもの、またその前の明治31年にも大きい伝染病が流行って山梨県中を蔓延しております。そうした歴史に学ぶということは、とても大切なことだと思うんです。

今は、先ほどの答弁の中にもホームページだとか防災無線で、いろいろ緊急の事態を知らせるということでもありますけれども、このホームページというのは、全然分からない、使われていない方もいるわけでもあります。また、防災無線も聞こえない、聞けないというような、そういう地区もあるわけでもあります。そうしたものを、現在はそういうことでやっているというふうな答弁でございましたけれども、やはりきめ細やかな、そうした下部の地域の組織の方たちにもいろいろな細かい、手洗いだとか消毒だとかいろいろなことを細部にわたって絶えず啓蒙活動、啓発活動をするという、私は地区にいまして、こうした文書で回覧をもらったのは、かなり地区の組織を見ているんですけども、たった1回かなというふうに今回の場合は思っております。あとは市長が何回も防災無線で言ったりとか、それに対してはいろいろなご意見もありましたけれども、そんなようなことで、あとホームページというのは高齢者、高齢化の時代になりまして、皆さん、見ている人というのは高齢者の方では少ないと思います。そういうことが全部、地域の末端まで通じているというご認識というような今の答弁でしたけれども、これはちょっともう少し、過去の歴史に学んで、そして新しい地域組織というものを考えたほうがいいのではないかと私は今の答弁から感じました。いかがでしょうか。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えをさせていただきます。

広報の所管部ということで、お話をさせていただきます。

これまで、先ほど健幸市民部長のほうで答弁をさせていただいた防災無線、市のホームページというのは、これまでの対応で早急な対応を取らなければならない、そういう情報を防災無線、また市のホームページでお知らせをしてきたところでもあります。感染に関するものにつきましては、広報ほくとのほうへしっかりと載せるとともにCATV「週刊ほくとニュース」でもしっかりとお伝えはしてきているところでもあります。

今後につきましても、あらゆる手段ということで使ってまいりますが、現在、感染予防についてはガイドラインの作成もしておりますので、そういうものについては回覧板等も活用しながら市民の皆さんにお伝えしてまいりたいと思います。

以上であります。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

残り時間は37秒です。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

また、答弁の中でケーブルテレビとかというふうな表現が出ましたけれども、ケーブルテレビは入っていない方もいるんです。そういうことを頭の入れた中で、現在の時代に合った予防対策を、知恵を出し合って、市民の声を聞きながら第2波・第3波に備えて立ち上げることが重要であることを再度伺いまして、終わります。

○副議長（清水進君）

当局の答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

いずれにしても、私のほうでお話するいろいろな情報、早急なものについてはどうしても回覧板、また間に合わない部分という、ホームページのように特に高齢者の方が情報を取りづらい部分というのは、承知しております。

今後につきましても、様々な部分についてお知らせはしてまいります。

ただ、感染症というと、やはり人と人との接するという部分も注意をしなければならない部分がありますので、その点も考えながら広報活動等はしてまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 2時40分

○副議長（清水進君）

全員おそろいですので、再開をいたします。

最後に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

新しい生活様式の取り組みについて質問をいたします。

新型コロナウイルスを巡り、政府が発令していた緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、感染の再拡大防止と社会経済活動の再開との両立は決して容易ではないことを改めて感じます。

解除された地域では、飲食店や百貨店、学校などを再開する動きが活発化しています。しかし、新型コロナウイルスに対する警戒心まで緩めてはなりません。密閉・密集・密接の「3密」を避けるなど「新しい生活様式」を私たちの暮らしに根付かせる必要があります。

具体的には、人の距離は、できるだけ2メートル空ける・外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着ける・帰宅したら、まず手や顔を洗い、すぐに着替えるなどが挙げられます。

政府の専門家会議では、新しい生活様式の実践が感染「第2波」への備えに重要だとしています。また、マスクを着用しての子育てでは、幼児がお父さんお母さんの顔を認識しづらい課題と、図書館や図書室で本の貸し借りは、子どもから大人まで大勢の人が利用することから感染対策が必要であり、双方が安心できる環境整備は重要であると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 感染第2波への備えに向けた「新しい生活様式」の取り組みは。
2. 子育て世代の「新しい生活様式」の取り組みは。
3. 図書館や図書室の感染対策の整備として「ブックシャワー」、書籍消毒器の取り組みは。
4. 小中学校の夏休みの対応と体調管理は。
5. GIGAスクール構想の前倒し環境整備の取り組みは。

次に、減災力の強いまちづくりについて質問いたします。

災害が激甚化・頻発化している昨今、北杜市において、2018年の台風24号、2019年の台風19号と2年続けての災害に見舞われたところから、減災力の強いまちづくりに向けて、本年度はトイレトレーラーを購入し、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加することで、非常時におけるトイレ支援を相互に行えるよう、自治体間の共助力を高めていくこととなります。

購入にあたっては、クラウドファンディングを活用する計画と購入後を含めたスケジュールの考え。また、新型コロナウイルス感染リスクが続く中、まもなく集中豪雨や台風の襲来が懸念されつつ、秋に行われる防災訓練は、どのような計画で行われるのかお伺いいたします。

そこで以下、質問いたします。

1. 購入にあたりクラウドファンディングを活用する考えは。
2. 購入後も含めた現在のスケジュールは。
3. 本年度の防災訓練の考えは。

以上で質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、購入後も含めたスケジュールについてであります。

「トイレトレーラー」は受注生産で、本体完成後、本市がPRできるデザインのラッピング、「クラウドファンディング」での支援者の名入れなどを行い、9月26日に納車、同28日に支援者への発表会ができるよう進めております。



その後の予定については、10月3日から広島市で開催される国内最大級の総合防災イベント「ぼうさいこくたい」での車両展示とともに、「災害派遣トイレネットワークプロジェクト協議会」の発足、「トイレトレーラー」所有自治体との「支え合い」の活動について協議を行ってまいります。

次に、本年度の防災訓練についてであります。

「新型コロナウイルス」感染拡大防止のためには、「新しい生活様式」を各ご家庭に定着させることが必要であることから、今年の訓練は、「安心」で「おうち時間」をテーマに、各ご家庭で「自助」「共助」に取り組めるよう、8月下旬から1週間を「ほくと防災週間」として、実施してまいります。

各ご家庭において、一斉に机の下に隠れ、身の安全を図る行動を実践していただく地震の訓練の「シェイクアウト」や、お一人おひとりができる対策のチェックなど、自宅周辺の危険性の確認を主な項目として、計画しているところであります。

市民お一人おひとりが、日頃の準備を確認し家族で訓練することによって「自分の命は自分で守る」ことができるよう支援を行ってまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（清水進君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

新しい生活様式の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、図書館および図書室の感染対策についてであります。

図書館や学校の図書室では、所蔵する資料の閲覧、図書の貸出が主な業務であるため、利用者や職員、館内の設備・備品の消毒のみならず、図書資料の感染症対策が重要であります。そのため、現在、返却された図書を消毒液で拭き取るなどの対応を行っております。

図書資料を殺菌消毒する書籍消毒器は、職員の負担等の軽減が図られることから、今後の感染状況を見ながら、導入経費、施設の規模や利用状況など、費用対効果等を考慮し、導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の夏休みの対応と体調管理についてであります。

小中学校においては、学校休業に伴う不足分の授業時間を確保するため、夏休みを10日程度短縮することといたしました。

児童生徒の健康管理については、家庭において毎朝の「検温」、「健康観察」、「健康チェックシート」の記入をお願いしておりますが、夏休み期間においても、引き続き、毎朝の検温や健康観察をお願いするなど、保護者の協力と理解を得て、家庭における「新しい生活様式」の実践を呼びかけてまいります。

なお、児童生徒および保護者等の体調不良については、連絡体制を整えて、迅速に対応できるよう努めております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

4番、進藤正文議員の新しい生活様式の取り組みにおける、第2波に備えた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

「新しい生活様式」については、すでに国から示されたパンフレットや、市独自のチラシも活用し、市民や事業者の皆さまに、広く周知の徹底を図っているところでありますが、今後も、あらゆる情報発信手段を活用し、周知を強化してまいります。

また、市内小売店、飲食業、宿泊業をはじめとした事業者の皆さまが、「新しい生活様式」に対応した経営努力を、利用者に対しはっきり示せるよう、市全体で統一した「対策の見える化ポップ」を活用し、市内民間施設・店舗、公共施設での掲示を進めております。

現在、国のガイドラインや県の指針などを参考に「北杜市新型コロナウイルスガイドライン」の策定を進めているところであり、策定後は、市民や事業者の皆さまへの周知を行い、「新しい生活様式」への転換を「オール北杜」で推進し、「大切な命」や市内事業者の経済活動を守ってまいります。

以上であります。

○副議長（清水進君）

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

4番、進藤正文議員の減災力の強いまちづくりにおける、購入に当たりクラウドファンディングを活用する考えについてのご質問にお答えいたします。

本市で導入を進めている「トイレレーラー」については、多くの皆さまと減災力の強いまちづくりを進めることや、防災意識を共有することを目的に「クラウドファンディング」を取り入れたところであり、今年29日から8月14日まで募集を行ってまいります。

導入に際し、この仕組みを活用することにより、応援してくださる方や企業と一緒に「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」に参加することで、「共助」の輪を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

4番、進藤正文議員の新しい生活様式の取り組みにおける、子育て世代の「新しい生活様式」の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

「新しい生活様式」の中では、マスク着用により、お互いの表情を読み取りづらく、子どもたちの成長への影響が心配されているところであります。

こうした中、「子育て世代包括支援センター」では、「新しい生活様式」に対応したマニュアルやパンフレットを作成し、感染予防に努めるとともに、マスク着用の際は、子どもの目を見て、やさしい声がけや、スキンシップ等を行うなど、目も心も子どもに向き合うことの大切さなどをお伝えしており、また、オンラインによる相談体制についても準備を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

4番、進藤正文議員の新しい生活様式の取り組みにおける、GIGAスクール構想の前倒し環境整備の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

国は、本年度の第1次補正予算において児童生徒1人1台端末の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」の加速により、すべての子どもたちの学びを保障できる環境を実現することとしました。

本市においても、本定例会において、端末の整備と併せ、オンライン学習に必要な、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置の購入経費の補正予算をお願いしているところであり、端末には、すでに児童生徒が利用している学習ソフトウェアを導入し、授業だけではなく、学校臨時休業時の家庭学習においても、活用を進めていく予定であります。

今後、「GIGAスクール環境」を最大限活かすべく、研修会や研究会で、「新しい生活様式」に対応した学習の在り方や授業の進め方についても、研究してまいります。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

では最初の項目ですけれども、新しい生活様式の取り組みについて再質問をいたします。

私も図書館の状況を確認しましたが、書籍を返却時に消毒していると伺いました。今はコロナ禍での貸出ですが、平時に戻ったときは消毒は非常に大変です。地方創生臨時交付金の活用ができ、改めてブックシャワー、書籍消毒器の整備を前向きに検討していくのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

4番、進藤正文議員の再質問にお答えをいたします。

ブックシャワー、書籍消毒器の導入について、地方創生臨時交付金の活用も視野に入れた中での再度の導入についてのご質問かと思っております。

まず、書籍消毒器の導入につきましては、市立図書館の図書については不特定多数の方が手にするというものでございまして、図書館の返却時の消毒、これにつきましては、感染症対策のみならず、平常時においても必要であるというふうには考えております。

このため、図書館ごとの利用状況を調査・分析の上、図書館運営協議会等の意見をお伺いした上で、また図書館利用者が安全・安心に利用できるよう、この導入につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

次の項目に移ります。減災力の強いまちづくりについて、再質問をいたします。

クラウドファンディングの目標金額をお伺いいたします。

また、本年度の防災訓練は各家庭で実施されるとお伺いしました。自分の命は自分で守る。自助の重要性を確認する重要な訓練になると、私は思います。私は2年前に地域減災リーダーに認定され、災害に対する意識も変わりました。そこで各家庭で取り組みやすいように、例えば防災について話し合いをもったか、ハザードマップを確認したか、シェイクアウトを実施したかなどチェックできるのですが、改めて周知や訓練の内容をお伺いいたします。

○副議長（清水進君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

4番、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

まず最初にクラウドファンディングの目標額でございますけども、このトイレトレーラーの導入費用が1,782万円ございまして、その財源としましては、緊急防災災害事業債を活用してまいります。その事業債を充てた残りの分、これは市費になるわけなんですけども、ここにクラウドファンディングで集めた寄附金を充ててまいりたいというように考えております。

次に防災訓練の関係ですけども、今年はコロナの影響で総合防災訓練ができないということで、新しい生活様式に移行ということも踏まえながら、ご家庭でそれぞれできる防災訓練の方法について検討してまいりまして、先ほども答弁させていただきましたけども、基本に立ち返りまして、まずはチェックシートで自分たちの防災に対する備えがどのようになっているのかということを確認していただきたいと考えています。

そういう中で、非常持出品の準備をしているか、避難先を決めているのかというようなことをチェックシートで簡単に「はい」「いいえ」で確認することができる、そのような訓練を各ご家庭で8月の最終週、1週間を北杜市の防災週間として位置付けまして取り組んでいただきたいと考えております。

このシート、そして防災訓練の対応の仕方については、また市の広報ほくと8月号でお知らせをするとともに、またホームページも通じて幅広く市民の皆さまに訓練に参加していただけるように呼びかけてまいりたいと思います。

やはり繰り返しになりますけども、自分の命は自分で守るという、そういう自助の意識を高めていただくことが大切であります。また、各市民の皆さまにも防災リーダーの講習を受けていただけるように呼びかけているところでもありますので、やはりそういう講習会にも積極的に参加していただきながら、防災に関心を持っていただいて、自分たちの命は自分自身で守っていくということを一人ひとりに心がけていただいて、防災・減災力を高めていただきたいというふうに考えています。

今回はコロナの影響で新しい生活様式の取り組みの1つとして、ご家庭での訓練を予定しております。ぜひ、この訓練を通して防災に対する理解を深め、非常時に備えていただきたいということでありますので、このような形で今年度は減災力の強いまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。よろしくお伺いいたします。

○副議長（清水進君）

答弁が終わりました。

残り時間37秒です。

（ な し ）

これで質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

令和 2 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 5 日

令和2年第2回北杜市議会定例会（5日目）

令和2年6月25日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第56号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第57号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 請願第1号 厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書
- 日程第5 議案第45号 北杜市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第51号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第52号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例及び北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 動産の取得について（軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車）
- 日程第14 議案第59号 動産の取得について（市民バス車両）
- 日程第15 発議第7号 厚生労働省に対し、甲陽病院・塩川病院の「再編・統合」の撤回と地域医療を充実させることを求める意見書の提出について
- 日程第16 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (20人)

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員 (1人)

18番	中嶋新
-----	-----



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

市 長	渡 辺 英 子	副 市 長	土 屋 裕
政 策 秘 書 部 長	小 澤 章 夫	総 務 部 長	山 内 一 寿
企 画 部 長	清 水 博 樹	健 幸 市 民 部 長	浅 川 辰 江
福 祉 部 長	伴 野 法 子	森 林 環 境 部 長	宮 川 勇 人
産 業 観 光 部 長	中 田 治 仁	建 設 部 長	仲 嶋 敏 光
教 育 長	堀 内 正 基	教 育 部 長	中 山 晃 彦
上 下 水 道 局 長	大 輪 弘	会 計 管 理 者	板 山 教 次
監 査 委 員 事 務 局 長	坂 本 孝 典	農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 屋 智
明 野 総 合 支 所 長	浅 川 和 也	須 玉 総 合 支 所 長	堀 込 美 友
高 根 総 合 支 所 長	植 松 宏 夫	長 坂 総 合 支 所 長	興 水 伸 二
大 泉 総 合 支 所 長	八 卷 弥 生	小 淵 沢 総 合 支 所 長	小 泉 雅 人
白 州 総 合 支 所 長	中 山 和 彦	武 川 総 合 支 所 長	清 水 能 行
政 策 推 進 課 長	浅 川 豪	総 務 課 長	加 藤 郷 志
財 政 課 長	加 藤 寿	税 務 課 長	進 藤 聡
市 民 課 長	平 井 ひろ江	健 康 増 進 課 長	浅 川 知 海

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議 会 事 務 局 長	清 水 市 三
議 会 書 記	津 金 胤 寛
〃	進 藤 修 一



開議 午前10時00分

○副議長（清水進君）

改めましておはようございます。

議長 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日は副議長の私が議長の職務を行います。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

---

○副議長（清水進君）

日程第1 議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）から日程第4 請願第1号 厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書までの4件を一括議題といたします。

本件につきましては各委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から請願第4号から請願第2号までの3件について、報告を求めます。

総務常任委員長、相吉正一君。

○総務常任委員長（相吉正一君）

朗読をもって委員長報告をいたします。

令和2年6月25日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 相吉正一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、6月9日の本会議において付託されました事件を、6月16日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

請願第2号 18歳・22歳北杜市民の個人情報防衛省に提供しないでください請願書以上、3件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提

出を求める請願であります。

「戦争と補償について、日本はフィリピン、インドネシア、ベトナム、ビルマの4カ国に対し、国家としてどのように対応したのか。」との質疑に対し、「戦後、日本が東アジアの国々に対し、具体的にどのような補償を行ったのかは承知していない。」との答弁がありました。

質疑の中で、「戦争という悲惨な状況があったことは十分、認識しており二度とこのようなことはあってはならないと思っている。戦争に伴う様々な問題を解決していくには過去の状況をしっかりと検証する必要があるため継続審査とすべき。」との意見が出されました。

また、「この議案は、一昨年9月議会から審議をしている。関係者も高齢化しており、国も過ちを認めている。賠償を急ぐべく採決すべき。」との意見が出されました。

継続審査について起立採決し、賛成多数で継続審査することに決定いたしました。

次に、請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願であります。

「現在、コロナ対応で全国の医療機関の経営が圧迫されている中で、最低賃金を引き上げた場合、地域医療が崩壊するおそれがあるのでは。」との質疑に対し、「診療報酬の抜本的な改定等と平行し、同じ資格を持ちながら地域間格差が著しい賃金を統一し、賃金が高いところへの流出を防ぎたいという趣旨である。」との答弁がありました。

質疑の中で、「コロナ対応等により全国的に病院が疲弊している状況の中で、最低賃金を議論することは得策ではない。まずは国の様々な支援を得て、経営等が安定してからの議論でよい。継続審査とすべき。」との意見が出されました。

継続審査について起立採決し、賛成多数で継続審査することに決定いたしました。

次に、請願第2号 18歳・22歳北杜市民の個人情報を防衛省に提供しないでください請願書であります。

「請願理由(1)に北杜市個人情報保護条例に反しているところがあるが、何が該当するのか。」との質疑に対し、「住民基本台帳法第11条に、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、閲覧させることを請求することができる」とある。事務の遂行のためであっても閲覧までしかできない。個人情報保護の観点から本人の同意なしに、紙媒体で情報を提供することは行きすぎである。」との答弁がありました。

また、「福岡市では名簿の提供をしているが、個人情報保護審議会に諮問し、「公益上の必要性が求められる。」との意見を得て行っている。しかし、希望しない人に関しては名簿から除外している。名簿の提供に反対ではあるが福岡市のような配慮も必要ではないか。」との質疑に対し、「防衛省からの依頼は法定受託事務ではなく自治体の裁量である。北杜市としては紙媒体での提供を中止してほしい。」との答弁がありました。

委員長より①全国的に各自治体間で対応が分かれていること、②として個人情報保護条例との関連について、執行側から説明を受けた上で判断すべきであり、継続審査としたいとの意見が出され、全員異議なく、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長(清水進君)

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から請願第1号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

令和2年6月25日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月9日の本会議において付託されました事件を、6月16日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

請願第1号 厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書

以上、1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程の主な討論、意見等について申し上げます。

請願第1号 厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書であります。

質疑なく討論に入り、「この請願書が提出された令和2年2月17日と現在では大きく状況が異なっている。厚労省が「再編・統合など」が必要として全国の公的病院のリストを公表した際は、多くの自治体の首長、議会は抗議をした。厚労省も強引に進める状況にはなっていない。現在、国は、新型コロナ感染症対策も考慮し、新たな医療体制の構築をしようとしている。北杜市においては、甲陽病院に感染病棟があり、塩川病院は総合的な医療を行っており、地域にとって大事な病院となっている。市長も議会も両病院とも残すという認識でおり、経営も他自治体より安定している。国も第2次補正予算で今後、診療報酬の改定等財政的支援もする。意見書を出すタイミングとしては遅く効果も薄い。これらのことからこの請願を採択することに反対する。」との討論がありました。

一方、「昨年9月26日、厚労省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超に当たる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名の公表を行った。これは、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検証」を求めるものであり、地方自治に対する侵害である。厚労省の「要請」に基づいて再編・統合が進められれば、地域での医療を必要とする患者・住民が、安全で質の高い医療を受けることができなくなる。また、医師や看護師などの医療労働者の不安を増大させ、医療従事者の確保を一層、困難にすることは明らかである。公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関である。厚労省が求める「再検証」は、安倍政権が掲げる地方創生にも逆行する「地方切り捨て」であり、容認できない。市内2病院を含む424病院のリストと「再検証」の要請を白紙撤回し、地域医療を守る観点からより一層の拡

充を図ることが求められている。コロナ危機の下で、安全・安心の医療の実現のために意見書の提出に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決定し、併せて委員会として発議し、国へ意見書を提出することに決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○副議長（清水進君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、補正予算特別委員会から議案第55号から議案第57号までの3件について報告を求めます。

補正予算特別委員長、加藤紀雄君。

○補正予算特別委員長（加藤紀雄君）

補正予算特別委員会委員長報告を行います。

令和2年6月25日

北杜市議会議長 中嶋新様

補正予算特別委員会委員長 加藤紀雄

補正予算特別委員会委員長報告書

補正予算特別委員会は、去る6月9日および6月18日の令和2年第2回北杜市議会定例会において付託された事件を、6月18日に北杜市議会議場において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第3号）

以上、3件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）であります。

「多くの市民が応援券の5万円、給付金の3万円を承知し、期待する方、財政を心配する方がいる。過去のリーマンショックや災害時にどのような財政運営をしたか。」との質疑に対し、「対策に当たっては即効性のある思い切った策ということで予算計上した。財源について様々な検討を行い、まちづくり振興基金、財政調整基金、地方創生臨時交付金等を有効活用することとした。過去の大規模な災害については、国の手厚い補助金、災害復旧事業債等により市費を使うことなくほとんどまかなえている。リーマンショック時の税の減収についても国の減収補填措置を活用してきた。今回の補正後も財政調整基金は20億円以上確保してある。今後、災害等があっても十分対応できる財源はあるので財政運営上問題ない。」との答弁がありました。

次に、「市民は合計8万円の支援はありがたいと考えているが後々の影響も心配している。税収が落ち込むことによる財政運営への影響や市税の税率を上げる可能性についてどう考える

か。」との質疑に対し、「国の支援策として減収補填の交付金があり、一時的な税収減に当たっては減収補填債もある。また地方交付税は財源調整機能があるので税収減部分は交付税で補填されることになる。市税は国が定める課税標準があるので地方自治体に税率を変える裁量はない。」との答弁がありました。

次に、「現在の起債の中身、県内での比較はどうか。」との質疑に対し、「平成30年度の起債残高は一般会計で約233億円ある。本市は、有利な起債が多く、全体として約50%が交付税措置されると思われる。財政調整基金は30年度決算時点では県内で1位、基金全体では2位である。今回のコロナ対策後においては、30年度決算ベースを基準にすると県内中位になると思われる。」との答弁がありました。

次に、「基金の保有額が多すぎることを国は問題としているか。」との質疑に対し、「国が策定する地方財政計画の策定段階において、地方自治体の基金保有額を交付税の算定材料にすべきではないかと問題提起されていると承知しているが、直接的な指導等はない。」との答弁がありました。

次に、「応援券の内訳、基準日等、給付金の基準日等についてどうなるか。」との質疑に対し、「応援券の基準日は4月27日に市内に世帯がある方とし、6月30日までに生まれた方は対象、それまでに亡くなられた方、市外に転出された方は対象外とする。給付金については、給付する日の2カ月前の月の末日までに生まれた方は対象とする。応援券の内訳としては、A券は全店共通1万円、B券は大型店を除くすべての業種用として2万円、C券は観光業、飲食業、宿泊業、旅行業のみとし2万円とする。」との答弁がありました。

次に、「国のコロナ関連第2次補正予算が成立したが、市民に届くのに時間を要する。その間に市民の暮らしを守らなければならない。市の補正予算はどのような考え、根拠で計上したか。」との質疑に対し、「市内の経済が疲弊している中、財源を検討し約50億円を支援に使える見通しが立った。市民1人当たりでは10万円となる。今後のさらなる不測の事態に備え、2万円相当額は残し、8万円を支援に使うとした。すべて現金での給付となると市外に流出する可能性があるため、市民、事業者と一緒に市を活性化するための応援券5万円、国の支援、商品券後に状況を鑑み、第2波、3波への備え、新しい生活様式への対応分として3万円の給付金とし、市民への切れ目のない支援策を考えた。」との答弁がありました。

次に、「GIGAスクール構想に係る経費はどのように積算したか。」との質疑に対し、「端末の整備数は2,407台を予定し、ライセンス代5年間、その他の備品等が含まれている。仕様については、国の標準仕様書と同様を予定している。」との答弁がありました。

次に、「事業者の状況をどのように把握したか。」との質疑に対し、「商工会で実施したアンケート結果、各部局で受けた相談、持続化給付金申請時における調査、各種団体等からの要望、市長による聞き取り等で把握。」との答弁がありました。

次に、「第2波、3波がきても対応できるか。どのようなシミュレーションをしているか。」との質疑に対し、「規模、期間等を見通すことはできない。国の支援を受けながら対応する。」との答弁がありました。

次に、「国の支援があるので8万円は必要ないのではないか。生活に困難を来たしていない人もいる中で、一律給付は雑ではないか。」との質疑に対し、「状況を鑑み、ここで手当てをしないと2波、3波が起きても生き残ることができない。大きく落ち込んでいる業種に付随して影響を受ける業種もあり、すべてを把握するのは困難。スピード感を持って支援するにはこの方

法しかない」と政策判断した。」との答弁がありました。

次に、「今回の施策で、対象者がどうなれば成功となるのか。」との質疑に対し、「事業者が倒産しないことが基準になる。」との答弁がありました。

次に「本当に困っている方へのさらなる支援を検討しているか。」との質疑に対し、「困窮している方に対し、社会福祉協議会等において相談に応じ、緊急小口資金特例貸付等の対応をしている。」との答弁がありました。

次に、「応援券は高齢者にとって使い勝手が悪い。途中での変更はあるか。」との質疑に対し、「商品券について使いやすいものとするため現在、商工会青年部、観光事業者等と検討をしている。」との答弁がありました。

次に、「状況を確認したとのことだがどのくらいの事業者を調査し、被害の状況はどうだったか。今回の施策により、どのような効果があるのか。」との質疑に対し、「248事業所において前年同期の売上高に比べ、平均約50%の減少を確認している。前年同様に戻すことを目標にしている。」との答弁がありました。

次に、「農業者へのアンケートによると、市の独自支援は求めないとの割合が多いがどのようにとらえるか。」との質疑に対し、「現時点では支援策は制度化していないが、今後の状況により必要に応じて対応する。」との答弁がありました。

次に、「建設業、製造業の対策は。」との質疑に対し、「建設業は商品券の活用も検討。製造業は国・県の支援策を受けられるよう相談支援体制を整える。」との答弁がありました。

次に、「すでに観光客が入り始めている。国のG o T oキャンペーンや県の施策に連動する策でいいのではないか。」との質疑に対し、「まずは商品券で市内の需要を喚起し、その後にウエルカムツーリストキャンペーンを展開する。」との答弁がありました。

次に、「応援券の使用期限6カ月の延長はできるか。」との質疑に対し、「国・県にも確認し、可能であるので状況に応じ延長も検討する。」との答弁がありました。

次に、「民間の介護施設、医療機関の調査は行っているか。」との質疑に対し、「介護施設はアンケート調査を行っている。医療機関については、医師会、歯科医師会の代表者にヒヤリングを行っている。」との答弁がありました。

次に、「応援券は使い勝手が悪いのでは。状況に応じ、複数回に分けて支給する方法もあるのでは。」との質疑に対し、「市民が市内業者を応援し、支え合う思いを市民に伝えて状況を勘案しながら使用期間を検討する。複数回での支給は考えていない。」との答弁がありました。

次に、「起債残高、財政力指数の県内での状況は。」との質疑に対し、「起債残高は特別会計を含めると県内でも上位である。財政力指数は中位より下である。」との答弁がありました。

次に、「起債の残高が多いことに伴い、基金を減らすことの財政健全化比率への影響は。」との質疑に対し、「実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字ではないので影響ない。実質公債費比率について補正予算計上に伴う影響はまったくない。将来負担比率も影響ないと認識している。」との答弁がありました。

質疑終了後、野中委員、原委員、岡野委員、齊藤委員、秋山俊和委員、千野委員、井出委員、秋山真一委員、相吉委員、坂本委員、福井委員、清水敏行委員連名で修正案が提出されました。

提出された修正案に対し、「減額したのはどの部分か。」との質疑に対し、「給付金をすべて削り、応援券は5万円を3万円に減額した。」との答弁がありました。

次に、「原案の合計8万円の合理性が見出せない。なぜ応援券3万円ならよいのか。」との質



疑に対し、「財政調整基金が大幅に減ることを憂慮した。まちづくり振興基金のみを使うことを検討し、3万円が議員内で合意できる額であった。」との答弁がありました。

次に、「減額修正に伴い歳入の国庫支出金を減額している。なぜ基金の減額だけにとどめず国庫支出金を減額したのか。事務処理上問題ではないか。」との質疑に対し、「減額の編成上削った。」との答弁がありました。

次に、「今後、国等から目的に対して内示を受けた補助金等を予算編成上、減額し後に別の予算で消化してもよいのか。」との質疑に対し、答弁はありませんでした。

次に、「提案理由に「基金の大幅な減少は北杜市の財政基盤を揺るがすことになる。」とある。財政課長も財政的に問題ないと答弁している。いくらだったら財政基盤を揺るがさないか。」との質疑に対し、「各議員それぞれで考え方に相違があるが、なるべく財政調整基金を取り崩さず、まちづくり振興基金の使用可能額内でできる事業という一致した意見で、応援券3万円のみとした。」との答弁がありました。

次に、「応援金3万円について、今回の議会での補正では否ということだが、いつならよいのか。」との質疑に対し、「状況をみて必要な時に計上すればよい。」との答弁がありました。

次に、「応援券の3万円の目的、内訳、使用方法は。」との質疑に対し、「まず提出者としては、財政調整基金はなるべく残しておきたいとの考えである。応援券について、内容まで規定するつもりはない。」との答弁がありました。

次に、「修正案を提案しておいて中身を考えていないのは無責任ではないか。」との質疑に対し、「われわれは議員として財政調整基金をなるべく取り崩さないことが重要という認識で修正案を提出した。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「市民にとって一律に給付する5万円の応援券、3万円の応援金は間違いなく手元に届くものでコロナ危機の中、明日に向かう活力になる。修正案は、財政課では財政運営上問題ないとしているにもかかわらず、単に財政が心配との理由で、国庫支出金を削除し、応援券の内容、財政基盤を揺るがさない額はいくらなのかとの質疑にも答えられない。やみくもに不安を煽るものであり反対する。」

一方、「新型コロナの関係で大きな影響を受けているとはいえ、基金の3分の1を取り崩すのは異常である。補正予算の大半を占める応援券、応援金について、執行の答弁を受けてもその根拠等、納得できなかった。家庭や事業所の状況を詳細に調査し、本当に必要な方に支援すべきであり、限界まで基金を取り崩し一律に給付する方法には反対である。今後、税込減、感染症の第2波、3波や災害にも備えなければならない。削減した予算によって本当に必要な方への生活支援や経済対策が行える。現状を定期的に調査分析し、最小限の予算で最大限の効果が得られる政策を実行すべき。未来に負を残さないため修正案に賛成する。」

一方、「国の第2次補正予算が成立したが、9月10日以降に自治体に示されると思われる。それまでどうやって市民を救うのか。暮らしを守ることができない。基金を最大限活用した市独自の支援を早急に市民、事業者に届けなければならないため修正案に反対する。」

一方、「応援券3万円とすれば予算は約14億円となり、財政調整基金は取り崩さずに済む。災害等不足の事態に備え余力を持たせるため基金はなるべく残したい。応援券3万円であっても行政、市民が積極的にできることをすれば、市内に活気を取り戻すことができるため修正案に賛成する。」

また、「自治体独自で1人当たり8万円を支給するところが他にあるのか。北杜市はそれほど

裕福なのか。原案はその根拠も不明確であり、各種団体の代表者から広く意見を聴取し施策をつくるべきである。市債残高もまだ多く、災害等に備えるため財政は健全であるべきであり修正案に賛成する。」

また、「一律8万円を給付する原案はその経緯、根拠等が不明確である。大きな影響を受けている方、影響はなく財政を心配している方もいる。市内の実態をどこまで把握しているのか明確な答弁がなかった。財政運営は問題ないとの答弁があったが、今後の不安要因は多い。その中で、基金を目いっぱい使うことは不安である。市内の状況を的確に把握し、長期的な視野で継続的な仕組みが必要である。原案では将来に負担となるため反対である。3万円の応援券に積極的に賛成するものではないが、苦渋の決断で修正案に賛成する。」

また、「原案には合理性が見出せない。現状を把握し課題を見つけ解決策をつくる。課題を探るため現状を把握しているとは思えない。8万円で目的が達成できるとは思えない。生活支援について、公務員や年金受給者等がいる中で一律で現金を給付するのは適当ではないとの声がある。本当に支援が必要な方に長期に渡る支援をしている自治体もある。3万円の応援券には積極的に賛成するものではないが、原案には議会として団結し反対を表すため修正案に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正案を除く原案については、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第3号）については、議案第55号の修正案可決に伴う修正を委員長が行い、質疑、討論はなく、全員異議なく修正後の原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

#### ○副議長（清水進君）

補正予算特別委員長の報告が終わりました。

これから、補正予算特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって補正予算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第55号について討論を行います。

この討論は、原案および委員会で可決すべきものとされた修正案に対する一括討論を行います。

討論の順番について、あらかじめ申し上げます。

最初に原案賛成者、修正案に反対者であります。次に原案反対者、次に修正案賛成者の順番でお願いをいたします。

繰り返します。

最初に原案賛成者、修正案反対者です。次に原案反対者、次に修正案賛成者の順番でお願いをいたします。

討論はありませんか。

最初に、原案賛成者の発言を許します。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の原案に賛成し、修正案に反対の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、私たちの生活を一変させ、世界の感染者数は915万人を超え、死亡者数は47万人を超えました。北杜市では、4月1日に初めて感染者が発表され、15日に議会として新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、24日には議員全員の合議の下で北杜市独自の施策の実施を行い、市民および市内の業者の支援を実施していただけるよう、8項目の提言を渡辺市長に提出しました。

6月18日の補正予算特別委員会では、補正予算（第2号）の修正案が可決されましたが、その質疑の中で、いくらまで基金を取り崩せるのか、いくら基金があれば大丈夫なのかの質疑に根拠を示した答弁ではありませんでした。

また、商品券の使い方や周知についても、それは執行のほうでやってもらい、言われれば協力する、そのような答弁では納得できません。修正案を提出するのであれば根拠を説明し、責任を持って提出しなければなりません。

提案理由に基金を取り崩すことが心配であるのであれば、なぜ一般会計補正予算（第1号）に賛成したのか。では、第2波のときには市独自の支援はどうするのか、疑問を覚えます。

かつてない、この感染症は経済活動にも大きな影響を与えています。私たちの生活を第一に考えますと、命と経済、両方を守らなくてはなりません。暮らしと経済をどのように再建していくのか、今、問われています。今、まさに政治が手を差し伸べなければ自力で生活を立て直すことはできません。市民の生活をこのコロナ禍から守り抜く政策が「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」なのであり、補正予算（第2号）の修正案は、市民の生活を守り抜く政策とは言えません。

以上のことから議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の原案に賛成し、修正案に反対いたします。

○副議長（清水進君）

次に、原案反対者の発言を許します。

修正案賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

私は議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）につき、原案に反対し修正案に賛成の立場で討論を行います。

まずもって、今回の補正は歳入歳出49億15万4千円と非常に大きな補正であります。歳入は基金繰入金40億7,109万7千円で、このうち財政調整基金25億5,866万4千円、まちづくり振興基金12億円、公共施設整備基金3億1,243万3千円という内容となっています。

財政調整基金は、私が言うまでもなく財源不足に備えるものであります。説明では、財政調整基金は標準財政規模の10%が適正と言われているので、平成30年度約47億8千万円、今回約25億5千万円の取り崩しをしても約22億3千万円の残額となり、本市の標準財政規

模は約190億円であることから、財政調整基金は標準財政額の10%を確保しているの、将来なんら問題はないとの見解であります。であるならば、財政調整基金が10%を確保したときに、財政状況もよくなったので、今まで市民に我慢をしていただいてきましたが、今後は市民の要望にも応えることができるようになりましたと、市民に説明があってもよかったですとはという人もいます。

しかしながら、普通交付税については、平成27年度から令和元年度の間で、合併に伴う特例措置による増額が段階的に縮減され、令和元年度の交付税制度に基づき試算した場合、特例措置終了後は約20億円減額となる見込みである。また、少子高齢化により生産年齢人口の減少による減収も見込まれると第5次行財政改革大綱では言っており、財源の不足が予想され、財政状況が厳しくなると予想しています。

さらに第5次行財政改革大綱では、合併特例債事業の発行期限終了などの影響が大きく顕在化してくる令和5年度から実質単年度収支がマイナスとなるなど、財政が大幅に悪化するものと予想しています。

また、一般会計と特別会計を合わせた市債残高は612億円と多額であり、このような将来予想および市債の現状を考慮すると、今回多額の基金を使っても何ら問題はないと言えるのか、理解しがたいところであります。

今回の国難ともいうコロナ禍で、従来の国からの交付金などが従来どおりのように来るのかは分からないと思います。もし、説明のとおり大丈夫であるならば自前の庁舎を持たない、お世辞にも災害に強い庁舎とは言えない、災害が来たら司令塔となる庁舎の建設について考えたかどうか、学校教育現場の整備・充実、災害時の避難場所の整備および上下水道施設整備など大きな予算が必要となる事業があるとともに、ほかにもいろいろ取り組むことがあるはずだという市民からの声も多くありました。

今回の新型コロナウイルスに対し、市民を守る、経済を守るという考えは私も同感であり、ここで基金を使うことは否定はしませんが、今回の補正は将来に負を負わせる結果となる規模であると私は考えます。

今回は困っている人および事業者を的確に調査し、そこに照準を合わせた支援がまず必要であると思います。そして市内経済を活性化させる商品券も市内全市民で市の経済を支えていく目的で出す商品券でありますので、すべてが使われるということが大事でありますので、まず今回は市民1人当たり3万円を、市が説明してきたA券、B券、C券案には賛成でありますので、大きな影響が出ている宿泊業、飲食業などの観光関連業者に利用できる部分と市内業者と市外資本の大型店等との利用可能部分を分けて第1弾を出し、次に必要なら効果などを検証し第2弾を出すことを含め、ほかにも有効な支援があるなら、ほかの支援を検討することも必要と考えます。

新型コロナウイルスの終息が見えない中、第2波・第3波に備えておくことが必要であるとともに近年、台風、大雨などの災害が発生していることも考慮しておかなければならないと考えます。

よって、議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）に対する原案に反対し、修正案に賛成をいたします。

○副議長（清水進君）

討論はありませんか。

原案に賛成ですね。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で、また修正案に反対する立場で討論します。

原案は、いずれも今般の新型コロナウイルス感染拡大から市民の健康と生活、営業を守り支援を行う補正であり、国・県の諸施策と合わせて、またそれを補完するものとして、今後さらに市が独自の支援を行っていくということを前提にですが、基本的に賛成できるものと考えます。

全市民を対象に応援券と応援金、合計8万円の給付については、国の当初の給付金が30万円から10万円に変わったときの議論と同様、細かな資格要件の審査などを経ずに、一人残らずに行き渡る最善の方策として妥当だと考えます。また、これは補正予算（第3号）に関わりますが、国の第2次補正で制度化された、ひとり親世帯への支給事業、約2,900万円ですが、こうしたものをいち早く市の施策として国の施策を取り入れる、こういう追加補正も歓迎したいと思います。

市長は「これまで一丁目一番地として取り組んできた財政再建の結果、生まれた基金を思い切って活用することに舵をきりました」と述べています。その新しい姿勢を支持するものです。

私たち日本共産党の会派は、事あるごとに、また毎年の予算審議や決算審議の際に住民サービスを削って基金積み立てや繰上償還を最優先にしてきた財政運営方針というものを批判して、その結果、児童や高齢者、生活困窮者などに充てる扶助費が県下13市で最低になっていることなどの改善を求めてきました。

今度、活用される財政調整基金の残高が、ほかの市町村との比較でも半分活用してもほかの市並みに残ること、あるいは毎年の会計が黒字で、令和元年度の決算見込みでも約11億円の剰余金が出ることも代表質問のやりとりで明らかにされました。

東京都では、財政調整基金の95%を取り崩してコロナ対応に当たっています。今回の議論、市議会の議論を知った市民からは、市の財政は厳しかったのではなかったんですね、こういう声が多数寄せられています。有り余る財政とは私たちは言いませんが、市民が納めてきた税金の貯まった分を困ったときこそ、全市民のために可能な範囲で返す、届ける、こういう理解で今回の支援策を指示するものです。

ただ、これでよしと考えているわけではありません。一昨日の私への代表質問の答弁では、給食費の通年無料化の考えはないと答弁があり、財政方針を転換せよという質問に対して、財政健全化の歩みを止めない、こう答えて、また黒字分を基金に積み立てていく、こういう考えを示したことは大変残念です。

また、第2・第3波に備え、何より本当に困っている人、医療や介護関係機関も含め応援券の効果を待ちきれない事業者などへの支援策などを独自の実態調査も強めて、国からの第2次の地方創生臨時交付金、4億円になるか分かりませんが、こういうものを活用して困っているところへピンポイントで、応援プロジェクトを追い越すようなスピードで支援措置するように求めたいと思います。

議会中に表明があった9月議会を待たずに、臨時議会の開催の答弁がありましたが、その可能性の答弁がありましたが、次なる支援策の実行を強く市長に求めながら議案第55号への賛

成討論とします。

以上です。

○副議長（清水進君）

討論はありませんか。

修正案賛成の立場での討論ですか。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

私は原案に反対し、修正案に賛成する立場で討論をしたいと思います。

まずもって、補正予算特別委員会委員長報告を尊重するものであります。

令和2年北杜市一般会計補正予算（第2号）の心がつながる応援券、市民1人5万円、24億2,648万2千円と心がつながる応援金、市民1人当たり3万円、14億1,985万4千円の合わせて市民1人8万円、38億4,633万6千円の補正につきましては、財源の大半を基金で賄うとするものであります。

自治体独自の経済対策として、1人8万円を支給する自治体があるのでしょうか。北杜市は他の自治体より財政状況が突出して裕福でしょうか。支給額の決定の根拠にも理解しかねます。

北杜市では、このような施策を考える場合、十分なる状況の把握が大切だと思っています。例えば商工会、観光協会の代表や有識者などで構成するコロナ対策協議会などから幅広い意見を求め、施策に取り組む姿勢が必要であると思います。これができなかったことは残念と思います。

北杜市は合併以来、財政の健全化を一丁目一番に据えて、今日まで歩んでまいりました。このことは、ご承知のとおり市民、職員、議会が心一つとして財政の基盤強化に取り組んできた結果で、前年度末の決算を見ても基金は179億円ではありますが、市債はずっと多く612億円と財政健全化の道のは、現状ではまだ道半ばの状況であると思います。

このような中で、このたびの財政調整基金の取り崩しは、真に北杜市の財政運営が不可能になるろうとしているときの貯えであり、その用途においては、十分な熟慮を有するものだと思います。

長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大は、第2波、第3波も予想されております。先が見えない状況でもありますし、さらに近年多くなった台風、地震、自然災害などを視野に入れなければならない状況下にもあります。

このような意味から財政調整基金の取り崩しについては、十分に考えていかなければならない、貯えが必要であると、このように思い、原案に対して反対し、修正案に対して賛成の討論といたします。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）に賛成、修正案の反対の立場で討論をいたします。

補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ49億15万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ391億1,721万7千円とするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」に基づき、北杜市はこれまでも様々な事業計画と事業展開を行ってまいりました。

個人、世帯向け、事業者向け、国・県の支援、北杜市独自の支援とすみ分けを行い、北杜市議会の感染症対策の提言も尊重して、感染症対策ならびにそれに伴う経済対策に全力で傾注し、国の第1次補正による地方創生臨時交付金約2億1千万円を獲得したところでございます。また、それが第2号に予算計上がされておるところでございます。

市長をはじめ、職員の皆さまの努力の賜物だと高く評価するものでございます。

主な事業については、心がつながる応援券、市民の皆さまに一律5万円の商品券を支給、心がつながる応援金、同じく一律3万円の現金給付を行うものであります。

指定管理者支援事業、これは指定管理者が収入減となっていることで、それを補てんするための市の支援事業でございます。また病院会計事業特別補助金、これについてはコロナ感染症対策に基づく備品の購入等に充てられます。住居確保給付金事業、これについても、住居の家賃等の支払いができないような方に対しての給付金事業でございます。そして、子育てのお母さん・お父さん応援給付金事業、おうちで保育応援給付金事業、またすでにそもそもあったわけでございますが、この感染症対策に基づきまして、子どもたちの教育のためにICT事業を推進するために国のGIGAスクール構想推進事業を使いまして、パソコン端末やモバイル、また通信の環境を整えるという事業に取り組んでいるところでございます。児童生徒等健康管理事業、これらはマスク、消毒等に使われると聞いております。

これらが感染症対策の主なものでございます。これらの事業は臨時交付金をはじめ、国からの財政支援の国費と有事に際し積み立てた基金からの支出であり、起債、借金は一切ございません。

修正案については、心がつながる応援券を5万円から3万円に減額、さらに心がつながる応援金3万円を全額減額するものでございます。基金の大幅な取り崩しにより財政基盤を揺るがすことが提案理由であり、今、皆さん討論の中にありますが、これは財政調整基金の約20何億円ということでございます。財政調整基金につきましては、本年、はじめは47億円くらいあったわけでございますが、さっきの1号補正の中で2億円崩し、今回、約25億円くらい崩すと。残りは20億円ということでございまして、標準財政規模の10%ということでございます。

今回の基金の取り崩しによって、健全化を判断する判断基準が、健全化法というのがありますが、今回のことによりまして実質赤字比率、そして連結赤字比率は、これは赤字ではございません。そして借金を一切行いませんので、実質公債費比率にはまったくの影響がございません。そして今回、この事業をこの予算を計上した中でも将来負担比率はマイナスですので、これも良好ということでございます。

先ほどから多くの皆さまが心配ですとか、今後困るとかということをおっしゃっているわけですが、国の示す基準値の中には十分入っており、今後この財政支出をした中でも、平成30年度規模で比べた場合、財政課長はおそらく各市の中盤くらいにはなるだろうという試算を回答していただいたところでございます。

そして、まず財政調整基金たるものは、どういうものかということでございます。北杜市は財政調整基金を一生懸命積んでまいりましたが、それは財政調整基金というのは、例えば庁舎建設基金の17億円は庁舎を建設するためであります。公共施設整備基金の、たぶん28億

円だったと思いますが、これについては公共施設の整備をします。基金にはそれぞれ目的がございませぬ。その目的の基金がございませぬので、これからしようとする事業や、また今後計画しながら、今やっている事業についても十分財政的に耐えられるというのが財政課長の判断だというふうに私は質疑の中で受け止めております。

そして、修正案の中では、では基金がどのくらいあれば大丈夫なのでしょうかということについては、まったく回答がございませぬ。あればあるほど心配ではないということとございませぬ。財政調整基金は、本当に困ったとき、何とかしたいとき、政策的に市民の一人おひとり、コロナ感染症の中で感染対策や一人おひとりの市民の暮らしが非常に困窮しているという判断の下に、それは商工会への調査を、たしか3月くらいにしたと思ひます。そして各種団体の聞き取りもされた。そういった中で、最大限の、今できる、国は走りながら今、政策を考えています。北杜市も今、まさに走りながら計画を立て、走りながら対応をしていかなければならないのがコロナ対策でありまして、のんびりと構えている場合ではないと。今にも市民の皆さまの生活が成り立たなくなる。国の2次補正、雇用調整助成金につきましても、これフリーランスを対象にするということがあったり、救護支援金もそうです。家賃支援給付もそうです。持続化給付金も枠が広がりました。3号には、低所得者とかのひとり親世帯の交付金があったりします。

また、感染症対策には緊急包括支援交付金事業が拡充されました。ワクチンの治療薬の開発にも当然、落とされる。妊産婦の総合対策事業にも落とされる。そして2兆円といわれる地方創生臨時交付金も拡充された。文化・芸術スポーツ活動の継続支援もしていこうと。そして農業に関して支援していこうと。さらに予備費は10兆円と。国はまさに考えながら、今、制度化に向かって、まい進しているところでございませぬ。

それは残念なことに、まだわれわれの、この第2号補正、第3号補正には反映されておひりませぬ。3号補正にはいくらか反映されましたが、反映されていないということと。いつ反映してくるのかもまだはっきりと明確になっていない。そうなると、このタイムラグを市として独自の政策として、いかに考えるかということだというふうに政策的な判断をされたと思ひておひりませぬ。

その中で、今、10万円の国の給付金、質問等とございませぬけども、約90%の方が申請をし、おそらく6月25日にはその90%ぐらいのお手元にお一人10万円が間違いなく、もう渡っているもおひりませぬし、渡るだろうと、こういう予想値とございませぬ。

国は一律10万円の議論の中で、まったく今と同じ議論があったと思ひます。国は国債を発行してまで、借金をしてまで10万円に舵をきりました。それはなぜか。とにかく今が大変だから、即効性と実効性を先にしたと思ひます。それによって一律10万円。市もまさに即効性と実効性を考えられたと思ひます。それが応援券の5万円。そして応援券の5万円の中には、きちっとどのように使うのか、どの業種が大変なのか、それを明確にしながら飲食、観光、バス、タクシーなどの方々へ手厚く使えるようにしておひりませぬ。

また、スーパー等にもたしかに北杜市以外の大型店、資本が大型店のところにも1万円使えるようにしました。市内業者には、登録店には一律3万円使えるようにいたしました。この修正案には、それが示されておひりませぬ。つまり、まったく、修正案の中で財政が心配だと言ひながら、その財政がなぜ心配なのか、数字的な根拠はまったく持っておひりませぬ。われわれは、数字をもってここで決定し、形にしていく立場であります。そういった中で、数値等を示され



ていないのはあまりにも無責任。そして使う用途をきちっと説明できないのも無責任。

さらにこの修正案には数々の問題点がございませう。国の交付金を5,600万円ほど削除してしまった、これは修正案でございませう。せつかく2億1千万円、一生懸命頑張つて、数々の事業計画を立てて、それをこういうことをやっていますよという報告のもとに2億1千万円がおそらく決まったというふうには私は考えております。その中の5,600万円を削ってしまった。これはあとで付けるからいいという、そういうものではございませう。これは、つまり財政的に大変だ大変だと言いつながら、ではその5,600万円をどういつふうに使つかという提案を考えていないから、こういうことになつています。だったら、その金額を予備費に盛ることも簡単であります。予備費は今回は3千万円になります。盛りかえしましたが、それにまた予備費として盛つておけば、いつでも使えるお金になると。また、そうでなければ事務費として、商品券を配布するときの事務費に組み替えても、それは将来、余れば、ほかに振り替えられる。そういう思いつで、財政をいくら語つても残念なことに、国の交付金の削除をする修正案、これはあまりにも主張することとかけ離れております。

経済効果については、説明がございませうが、1人約5万円の経済効果においては約24億円くらい配布しても33億円くらいはある、大体、約10億円くらい上増しになるだろうと。当然、それに消費税も上増しになる。消費税率は10%でございませうが、地方消費税でいきますと2.2%バックがございませうから、おそらく7,500、7,600億円ぐらいつの、その試算でいくと影響が出る。さらにもし商品券が今、6カ月という間であります、商品券で支払われた業者が、また市内のほかの業者へ仕入れですとか、何かの支払いで払えば、これは二巡するわけがございませう。6カ月ですから、2回くらいまわる可能性もある。そこにはまた、消費税というものも出てくる。そういう循環を考えたとき、そしてこの5万円を握りしめて、タクシーを使いつます。タクシーを使つて小売店やスーパーや病院や、いろんなどころへお年寄りが行けるんではないでしょうか。このコロナの中で病院へ行くのも控えていた患者さんたちは、商品券を手にしてそれを病院で支払うこともできるし、タクシーに支払うこともできる。帰りに買つ物もして帰れる。3万円では、なかなか手が届かなくなつてしまつかもしれない。多くの市内業者は、この5万円の中でどのように使えるかを工夫してくれると思いつます。そして、その工夫によつて、北杜市の今、失速してしまつた経済が少しでも立ち上がり、明日への生きる希望や勇気になると思いつます。それが愛でつながる「支えあいつ北杜！心がつながる応援プロジェクト」だと思いつます。

応援金の3万円については、執行部はこれは予算化をして、時期をみてというふうには言つています。時期がいつであるかは、これは今まさに国の第2次補正予算が成立し、それがどのように落ちてくるかということもあります。その3万円をいつ出すのかということも、これは市内の状況。出す、出さないは地方自治法にある、われわれは予算を確定する、決定する機関であります。しかし、それを執行するのは執行側でございませう。仮に本当に、市民の皆さまが国の施策や今後の動向によつて問題なかつたら、これは地方自治法の方で、市は執行しないという判断だつて今後できるわけであります。

今、出さずして、いつ出すかということがございませう。市民の多くの皆さまは困窮し、そして大きな声を出せない。小さな声しか出せない。小さな声も出せない。そういう人たちに5万円と3万円という応援券、給付金は年を越すための一条の光になります。これからお盆が来て正月が来ます。そのときに応援券は6カ月、まだ使えるではありませんか。5万円が使えます。

そして給付金は先ほど述べたとおり。そういったことで考えますと、国の政策、そして市民全体のことを把握しろ把握しろといってもなかなかできない。国でもできなかった。しかし、その間に走りながら一生懸命把握をして、今後執行していったり、また新たなものにチャレンジしていくということができると思います。

財政的な基盤と言いますが、財政的な基盤が数字で表され、健全であるというのであれば、私は思い切って市民の皆さまに、今まで本当にいろんなことを切り詰めながら貯めてきた市民の皆さまのお金を、今ここで放出することは妥当だと考えるわけでございます。

国は基金を多く持つことによって、総務省等からはあまり快く思われていない現状がございます。それは地方交付税制度の中で、あまりにも基金が多いところ、それは財政上の問題です。財政力指数であるとか、いろんなことを鑑みながら、基金が多いところについて、では本当に苦しくなったら、交付税措置を多少、ではその基金を使ってくださいということも今後考えられる状況に、本当に苦しくなれば、あります。そのときに一番最初に手を付けられるのは財政調整基金であることは間違いない。今このとき、財政調整基金の必要は、市民の状況、財政の運営、そして今後考えられる状況、いろんなことを鑑みたときに、私は崩していても当然だと思ふわけでございます。

長くなりましたが、以上の理由によりまして原案に賛成、修正案に反対といたします。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

私は議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の修正案に賛成、原案の残りの部分に賛成という立場から討論をいたします。

内容の多くにつきましては、特別委員会の内容とも重複しますけども、市民がアクセスしやすい議事録にも残すべきだと思いますので、再度、重複が多いんですが討論をさせていただきます。

市長が提案されてきた合計8万円の商品券、現金について、特別委員会に加えて、ほかにも何日かにわたり、数多くの質疑がされてまいりましたが、一向に合理性を見出すことができませんでした。

まず、大前提としての現状把握ができていないとは到底思えません。市長の思い中心で進んでおり、根拠となる市民生活や市内経済を把握されているとは思えません。そのようなご指摘をしたあとに配布された資料の日付からは、議会から異論が噴出して慌てて市内事業者を市長が回り始めたように、日付からはみえます。また、市民から相談のあった日付を見る限り、8万円給付というのを決定したあとに入ってきた声がほとんどではないでしょうか。そうではないと納得できる説明は、何一つ市長からいただくことはできませんでした。現状把握があつて、はじめて課題が浮き彫りになり、解決案が決定されていくものだと思いますが、これらが終始ぼやけております。事業者支援である、生活支援であるという目的、目標はこうした現状把握の積み上げではなく、唐突に掲げられたというふうに見えてしまっております。

主目的であるというふうに捉えております事業者支援ですが、市長は市内事業者に残ってもらうための8万円支給であると、そういったことを言われておりますが、本当にその目的に合致しているというふうにお考えなのでしょうか。議会に説明したあとに訪問された先には、

様々な業種の事業者がいましたが、例えば市長は本当に宿泊業をこの8万円で支えることができるというふうにお考えなんでしょうか。必要なのは思いに加えて現実的には、事業者にとっては、今、必要なのはキャッシュです。

8万円給付することで、タクシーに乗ってもらうんだとも言われていたと思いますけども、北杜市のような車社会で8万円が給付されたからといって、タクシーに乗る市民がどれほどいらっしゃるというふうにお考えでしょうか。訪問された事業者から、例えば家のリフォームをしようとお考えになる市民が、どれほどいるというふうにお考えになったのかも疑問です。福祉事業者にどんなプラスがあるとお考えになったのでしょうか。訪問された造園業に対しては、いかがでしょうか。8万円給付された市民の方が例えばお庭をきれいにしようと、そういった市民が一体どのくらいいらっしゃるでしょうか。市民による市内観光がどれだけ、この8万円で盛り上がるというふうにお考えなのでしょうか。

飲食店や小売店にはある程度、よい影響がありそうなのは想定できますが、月曜日の山日新聞にもありましたけども、今の現状下では、ほとんどが貯蓄にまわる可能性のほうが高くないでしょうか。これは商品券であっても同じことです。現金を使う予定だったお買い物を商品券で支払うことで、もともと支払う予定だった現金が手元に残ります。その手元に残った現金を予定のなかった支出に充てなければ、経済的な効果はありません。商品券が全額、経済活性化につながるわけではありません。内閣府の調査では、過去の現金、商品券による経済対策での支出増は32%というふうな分析が出ていると理解していますが、先の見えない今の状況では、さらにお財布の紐が固くなることが言われております。断言していいと思いますけども、今回、市長がされようとした8万円の給付、これは市長が目指している市内事業者に生き残ってもらおうという目的とは、まったく合致いたしません。

市長は生活支援が目的とも言われますが、コロナ前から収入が変わらないと思われる市民も大勢いらっしゃいます。ここにいらっしゃる職員の皆さんもそうです。われわれ議員も多少、報酬カットはしていますが、そうです。年金受給者の皆さんや15歳未満の子どもたちなど、おおよそ人口の半数になろうかと思えます。こうした市民以外でも収入が変わらない市民はいるはずですが、市長はお調べになっていません。これでは選挙前のばらまき、ポピュリズムと嫌悪感を抱かれた市民が大勢いたとしても不思議ではありません。実際、そのような市民の声が少なからず届いております。

今、求められるのは、コロナで困っている市民、長期にわたって手厚い支援を届けることではないでしょうか。他の自治体ではできていることを北杜市でできないはずはありません。

このように仮に財政的に問題がないとしても、即効性も実効性も見込めない不適切な政策だというふうには断じざるを得ません。

財政面については、これだけ大きな取り崩しをしても今後のコロナ第2波、第3波、そしてさらに長引くであろう経済停滞に対する対策にも十分な基金が残るといったお話であったと思いますが、それでは第2波ではどのような施策を、どの程度の予算規模でシミュレーションしたのか、第3波ではどうか、コロナ終息後の経済対策ではどうか伺いましたが、具体的な検討はしていないといったお答えだったと思います。それで、なぜ残りの基金で大丈夫というふうに見えるのか。

また、今回は借金をするわけではないとのことですが、基金は借金を返さずに貯めてきたもので、返済にまわしていたら手元には残っていないお金です。過去にわれわれに対しての説明

の仕方として、市債マイナス基金イコール実質の市債残高であるといったような説明の仕方をしてくださっていたことがあると思います。この考えに基づくならば、基金を取り崩すということは、実質借金が増えるというふうに捉えるべきです。ですので、今回は借金をしないので、基金の取り崩しだから問題ないという、その理屈も納得がいきません。

このように商品券と現金で8万円の給付には、まったく理があるとは思えないわけですが、3万円の商品券に減額することで、こうした疑問が晴れるのかと言われれば、それはまったく晴れません。ですので、特別委員会に提出された修正案に私は署名をいたしませんでした。市長から8万円が提案されてから多くの議員の皆さまと喧々諤々議論させていただきましたが、私としては8万円部分を0円に修正するのが今回は筋であろうというふうに考えました。もしくは、事業者支援でも生活支援でもなく、他の自治体を参考にするならば、見舞金といったような形で1万円ほどの支給が、根拠の見えない中では納得できる、ぎりぎりのラインでした。

しかし、このたび、私が3万円の減額修正に賛成するのは、この間の議員各位との議論の過程で0円や1万円の修正では、残念ながら議会過半数の賛同が得られないということから、市長の8万円案に対する議会の「NO」という姿勢を大きな塊で示すことを優先すべきというふうに判断をいたしました。

今回の減額対象となった経費は、感染症予防のために必要な経費、すなわち感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律57条にある消毒や駆除などに要する費用ではないため、みなし不信任には該当しません。しかしながら、それと同じぐらい重く受け止めていただきたいというふうに思います。

それほど理のない支援策とはいえ、市長にはしっかりとこの間のご自身の姿勢を顧みていただきたいというふうに思います。

最後に加えるならば、この間、市長の市民に対する広報の仕方も異様だったと思います。多くの市民をミスリードしたのではないのでしょうか。トップとしていかなものかと言わざるを得ません。市長には改めて設定された目的に対する効果の見込めない、ばらまきではなくて困っている市民へ継続的、長期的な支援が届けられる制度設計を求めます。

繰り返しですが、時間を要すといった説明を受け入れることはできません。他自治体ではできております。

以上の理由から議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算(第2号)の修正に賛成、残りの原案に賛成の立場の討論といたします。

○副議長(清水進君)

ほかに討論はありませんか。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算(第2号)の修正案以外の原案について賛成、修正案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、同じ会派の池田議員と同じく修正案についても積極的に賛成をする立場ではないということをもっと表明しておきたいと思います。

僕は一律ではなく、困っている人のもとに手厚い支援をしていくということが、やはり重要だというふうに考えております。

例えば先ほど志村議員も言いましたが、給食費等を無料にするのですとか、水道料金や家賃の

支払いを猶予するのではなくて、減免の措置をするのですとか、そうしたきめ細やかな対策をしていくということが大切だと考えています。

このような対策というのは、今まで蓄積してきた市の状況、データですとかに基づけば、もしかしたらスピード感をもって、ピンポイントに支援をできたのではないかというふうに考えています。

そのような対応をすることが、今回、掲げたコロナ対策の応援プロジェクト内でのUターンですとか、移住促進にもつながっていくというふうに考えます。

今まで抑えてきた数多くの住民サービスの要望に対して目をつぶって、今回の一律給付をすることに対して、こうした渡辺市長の対応はあまりにも雑すぎるのではないかと感じます。

8万円の一律給付という支援は、私には一過性のもので継続性がないというふうに考えています。こうした渡辺市長の姿勢こそが、申し訳ないのですが、市民一人ひとり、またこれから未来を担っていく子どもたちにとっても安心感を得ること、また現在のこうした緊急事態を乗り越えていくことにはつながらないというふうに考えます。

今までの姿勢について、また今回、混乱が生じたことについても大いに反省をしていただきたいという意味も含めて、こちらの修正案について賛成、原案の修正案以外の部分についての賛成討論といたします。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）、原案に反対し、修正案に賛成の立場より討論をいたします。

6月補正予算が約49億円でございます。今回、1人8万円の、4月27日が基準日として対象者4万6,425人で、合計約38億円にのぼるかと思います。今回、これを1人3万円にするものであります。これですと約14億円で、財政調整基金をほとんど取り崩さずに済み、商品券であり、主にまちづくり振興基金でとを考えます。

今後、国からの臨時交付金2兆円より概算ですが数億円を見込め、そして消費税からの市税収入としても数千億円見込める、必要な財源にできます。

今回、現金給付については国からの10万円で、早く、公平性のため、市民一人ひとりへ商品券3万円をと考えます。

財政調整基金を極力残したい。一にその思いであります。市の税収自体、大幅減が予想されるとき、例年どおりの決算剰余金約3%、約10億円は今後見込めるでしょうか。標準財政規模の考え方に立つと、平成30年度は約190億円であります。総務省、自治財政局資料によりますと市町村の積み立ての理由は、公共施設等の老朽化対策、災害・社会保障関係経費の増大などとあります。また、積み立ての考え方は標準財政規模の一定割合が多く、具体的な水準として5%超10%以下、10%超20%以下が多かったとのこと。例えば10%で見れば20億円は1つの考え方で、ここに市が考える要因があるかと思えます。しかし幅はありますし、20%で考えれば倍数となります。私の調べでは、基金は個々の自治体の判断での積み立てなので、特に国からの基準は示していない。よって、指導もないという回答でありました。過去の財政危機を超えるかもしれない危機感を思えば、大きな取り崩しはできません。予算は

各年度の最適化、平準化という長期的な視点を持ち、財政調整基金などを考える必要があり、何十年で考えなければならない課題であるとき、常に余力を持たせることが重要であり、将来の責任に資することと考えます。

これからの季節、台風の大雨など災害時のために、またコロナ禍の中、台風被害に備える十分すぎる財力確保は長期展望に立ち、市民の安心・安全の見地からも当然の対応策であります。

本来3万円の給付額は大きいはずであります。他市は他市であります。比較でいえば大きい額であることを強調いたします。多くの議員が反対される、このことの重要性を考慮すべきであります。

今回の商品券、予定では8月1日より延長も可能ということも含めながら、まずは6カ月間の市内限定、商工会加入者、未加入者を問わず登録店にこのことをございます。特に影響を受け厳しい飲食業、宿泊業、観光業、運輸、旅行業などに配慮した割合をお願いしたいと思いません。

各事業者へもれなく登録の案内、事業者への早い現金化、市民は使い切る努力はしましょう。近くで泊まれないのではなく、商品券の趣旨や地域を知るために泊まりに行く。国のG o T oキャンペーンと一体的にやっていく。事業者など、個店は個店として情報発信していただく。市は店舗一覧作成配布、登録店舗用の掲示物、例えば旗やステッカーなどを配布。広報や回覧、市ホームページで市民へ確実なご案内をお願いしたいと思いません。

行政、市民一人ひとりがこのコロナ禍をわがこととして捉え、積極的にできることをしていく。財政を直視した上で、今、困窮している個人や事業者へ急いで最大限の支援をする。市内に活気を取り戻す。決して万全ではありませんが、選択肢の中から選んだ今回の商品券、応援券3万円の支援策であります。現金は国からの特別定額給付金で、8万円から考えるので少なく感じるかもしれませんが、3万円という金額の大きさ、1人3万円という重さを考えていただければと思いません。

以上の理由から議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算(第2号)、原案に反対し、修正案に賛成の討論といたします。

○副議長(清水進君)

ほかに討論はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算(第2号)、原案に反対、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

前代未聞といいますか、世界同時多発といえるようなこの感染症の影響は、言うまでもなく、この北杜市も多くの市民が多大な影響を受け、その傷はいまだに癒えるどころか、收拾の見通しさえつかない状態です。

その支援策の一環として、国は10万円の特別給付金を決めるなどしてくれておりますし、今般、市長が市独自の支援をするということで予算を組みました。しかし、先ほど来、いろいろな議員が言っているように、財源が心配だという声があります。主な財源の基金、一般会計の総額の基金のほぼ4分の1を一気に取り崩そうという大型補正ですから、それは心配をするわけです。

財政の心配をする根拠を示さないのは無責任だという声もありましたが、大きな根拠の一つ

を北杜市自身が示しております。ホームページにも載っておりますけども、北杜市の中長期財政見通しでは令和5年以降の実質単年度収支が赤字となり、そこから先は年々、財政に余裕がなくなっていくという予想がされております。これだけ見ても先が厳しいということは明らかです。加えて、今後いつやってくるのか、こないのか分からない感染症の第2波、第3波、これに備えようというときに、今このタイミングで、このように大規模な基金の取り崩しをしてしまえば、第2波、第3波が襲ってきたときに対策や再度の支援をするだけの体力が果たして残っているのか。これは数字を一生懸命言うよりも誰もが心配することだと思います。

国が示す基準値をクリアしているから大丈夫だ、だからやる、そうではなくて、今後何が起るのか分からない事態を想定して、今、温存できる体力は温存するということが良いのではないかという考えは当然だと思います。

国が10万円だ30万円だといってガタガタしているときに、さっと手を打つというタイミングであればまだしも、今、国の10万円が行き渡ろうとしていて、その経済効果はどうかを見極めて、それから手を打つという方法も可能だと思います。

そうはいつでも、今すぐに支援を必要としている人は当然いらっしゃいます。今後のこれからの家計のやりくりで苦慮する人、事業の資金繰りに困っている人、福祉作業所のスタッフに給料が払えないという声、いろいろあります。まずはそういうところをピンポイントで支援し、そのあと、その様子を見ながら次の手、二の矢三の矢を打つ、そういう選択肢もあっていいと思います。

先ほど池田議員が言っていましたように、市長の思いは分かりますよ。ただ思いだけでは駄目だと思います。やはりその効果、少ない予算で最大の効果を生むために何がいいのか。これはもっと議論を尽くすべきだと思います。

ただ、商品券の是非はともかくとして、現金はどこで使われてしまうか分からない。そういう意味では商品券は工夫次第では、有効な面もあると思います。したがって、商品券の使い方のタイプとして、A、B、Cの3案があるというようなアイデアもあったように聞いています。これについては特に異論はありません。ぜひ工夫をして、市内で有効に使われるような方策を考えるべきだと思います。

市長は、今定例会の所信の中で、今ここで思い切った支援をやらなければ明日はないとおっしゃいました。その気持ちも分からないではない。しかし、これも先ほど池田議員が言いましたけども、市民の少なからず市民の声として、逆に今ここでやったら明日はないとおっしゃる声もあります。これはどちらが正しいかという話ではなく、もっと議論をして、良い方法があるんじゃないかということを市民の方々も感覚的に感じている、その声だというふうに私は思います。まったく同感です。

以上のような理由で、私は議案第55号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の原案に反対し、修正案に賛成といたします。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

野中真理子君・・・それではここで、すみません、長時間になりましたので休憩を取りたいと思います。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時20分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時17分

○副議長（清水進君）

それでは、皆さんおそろいですので再開をいたします。

討論はありませんか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

議案第55号 北杜市一般会計補正予算（第2号）に一部反対、補正予算特別委員会委員長報告一部修正案に賛成の立場で討論します。

議案第55号の中で、渡辺市長が提案した市民1人一律8万円、応援商品券5万円、現金3万円の給付に反対し、商品券を3万円に修正することに賛成いたします。

その理由の1つとして、8万円の財源である財政調整基金とまちづくり振興基金、合わせて約38億5千万円の大幅な切り崩しや、令和5年以降の市の財政運営および財政健全化計画に支障をきたすこと。30年末現在、貯金である基金、約161億円に対し借金である起債残高は県下でもトップクラスで、一般会計、特別会計合わせて約612億円の起債残高、借金があります。令和5年度以降は、実質単年度収支が赤字となります。今後は今までと同じように余剰金は少なくなり、基金の取り崩しをしなければ612億円の借金、起債残高を大幅に減らすことはできなくなることが想定されています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で市民税等の収入が激減することが予測されています。もちろん減収補てん債、交付税バック75%ありますが、借金には変わりはありません。

2つ目の理由として、コロナ感染拡大が終息するまで、少なくとも1年から2年がかかるといわれています。長期化が予想されている中で、今なぜ市民1人当たり一律8万円の給付をしなければならないのか。全国の市町村、県内の市町村を見ても特出しています。市の財政規模、標準財政規模191億円から見て、市民への過大な大盤振る舞いは誤解を招いています。

3点目として、市議会全員協議会で過半数の議員の反対意見があったにもかかわらず、市民を代表している市議会を制した行為は、どうしても理解をすることができません。

4点目として、市長の講演会である八栄会後援会ニュースで、5月の臨時会で決定した新型コロナ対策事業費と6月以降の補正予算の概要を新聞折り込みで紹介しています。市長は、本来は広報ほくとで、しっかりと広報すべきです。このことは市民からの便りで、市長としての見識が問われています。

以上の理由により、市民1人当たり一律8万円の多額な給付には反対し、補正予算特別委員会委員長報告一部修正案、市民1人当たり一律商品券3万円の給付に賛成するものです。

○副議長（清水進君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第55号および委員会で可決すべきものとされた修正案に対する採決を行います。

採決の順番を申し上げます。



はじめに、修正案について採決を行い、次に原案について採決を行います。

はじめに、修正案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は修正であります。

委員長の報告のとおり修正することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

したがって、本修正案は補正予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正議決した部分を除く原案について、可決することに異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は補正予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま、議案第55号は修正議決されました。

議案第55号が修正議決されたことに伴い、これに関連します議案第57号は補正予算特別委員長が修正したとおりといたします。

次に、議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は補正予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は補正予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたし

ました。

次に、請願第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、起立採決といたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

したがって、請願第1号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

次に日程第5 議案第45号 北杜市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長(山内一寿君)

議案第45号 北杜市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

最初に概要書をお願いいたします。

趣旨でございますが、災害救助法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用している条にずれが生じたことから所要の改正を行うため、北杜市災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条、損害補償の規定についてでございます。

災害救助法施行令から引用している条について「第14条」を「第8条」に、「第22条」を「第16条」に改めるものであります。

施行日は公布の日からであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(清水進君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第45号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第6 議案第46号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長(山内一寿君)

議案第46号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

趣旨でございます。

地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたため、北杜市税条例の一部を改正するものであります。

3ページ、根拠法令等をお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令であります。

次に、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず最初に、第1条関係であります。

第24条、個人の市民税の非課税の範囲につきまして、第1項第2号において非課税対象の名称を「寡夫」から「ひとり親」と改めるものであります。

また、関連する改正といたしまして第34条の2、所得控除では控除の表記を「寡婦控除額、ひとり親控除額」と改めるものであります。

施行日は令和3年1月1日であります。

2ページをお願いいたします。

下段、第94条、たばこ税の課税標準、3ページにかかります第2項につきまして、葉巻たばこの課税方式の見直しにより、軽量な葉巻たばこ1本をもって紙たばこの0.7本に換算する規定を加えるもので、施行日は令和2年10月1日であります。

関連する改正としまして、22ページを、恐れ入りますがお願いいたします。

第94条、たばこ税の課税標準は第2項におきまして、先ほどの追加規定を改め、軽量な葉巻たばこの課税方式を紙巻きたばこと同じ1本に換算する規定と改正する内容でございまして、施行日は令和3年10月1日であります。

恐れ入ります、6ページにお戻りください。

第17条、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、また次のページに移りまして、第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例は、上記譲渡所得における特別控除の新設により引用する条項の追加であります。

施行日は、関係する法律に定める施行日に属する年の翌年の1月1日となります。

7ページの下段、第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例は、次の8ページにかけまして、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントについて、チケットの払戻請求を放棄した場合、これを寄附金税額控除の適用する旨の規定を追加するものであります。

また、8ページの第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例は、特例法の規定の適用を受けた場合の適用要件を1年間延長する改正となっております。

いずれも令和3年1月1日からの施行となります。

9ページ以降、新旧対象表の第2条関係になりますけれども、ここからは延滞金、市民税に関する規定の改正でありまして、令和4年4月1日から施行するものであります。

15ページをお願いいたします。

第48条の第9項、法人の市民税の申告納付、改正前の規定文の15ページ下段から16ページと関連する改正としまして、20ページ、第52条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、改正前の規定文の第4項から22ページにかけまして、第6項までについて、国税における法人の納税制度が見直されたことに伴い、不要となる規定を削除するものであります。

その他につきましては、字句および引用する条ずれや不要規定の削除、関係法令の改正に合わせた規定の整備となっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第46号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第7 議案第47号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長(浅川辰江君)

議案第47号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

改正の趣旨は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号通知カードが廃止されたことから北杜市手数料条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

法改正により個人番号通知カードが廃止されたことから、別表の戸籍住民基本台帳関係の手数料から個人番号通知カードの再交付にかかる手数料を削るものであります。

施行予定日は公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長(清水進君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第47号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第8 議案第50号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長(伴野法子君)

議案第50号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件について所要の改正を行うため、北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第10条第3項、放課後児童支援員の要件に中核市の長が行う研修を加えるものであります。施行予定日は公布の日からであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長(清水進君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第50号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第9 議案第51号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

議案第51号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の要件を緩和するほか、所要の改正を行うため、北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第6条第4項に連携施設の確保を必要としない場合の規定として1号および2号を加え、めくっていただいて2ページをお願いいたします。

第37項第4号に母子家庭等における居宅訪問型保育事業の提供要件を拡大し、追加するものであります。

施行予定日は公布の日からであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第51号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第10 議案第52号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例及び北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

議案第52号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例及び北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書を願ひいたします。

趣旨であります。市が設置する山小屋について多様化する施設の利用形態に柔軟に対応するとともに、荷揚げ代等の上昇に伴う施設管理費の増大に対応するため、利用区分、使用料等を見直すことから北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例及び北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部を改正するものであります。

次に条例の内容であります。甲斐駒ヶ岳七丈小屋、青年小屋および権現小屋について利用区分を統一した上で、新たな料金を設定するものであります。

施行予定日は令和3年1月1日であります。



次に、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例の一部改正であります。別表第8条関係について利用区分、使用料を改め、寝具付素泊6,500円、テント管理料800円とするものであります。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

北杜市青年小屋及び権現小屋条例の一部改正であります。別表第8条関係について、利用区分、使用料を改め寝具付素泊6,500円、テント管理料800円とするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第52号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第11 議案第53号 北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

議案第53号 北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いします。

改正の趣旨につきましては、国庫補助を受けて整備した市立学校につきまして、財産処分制限期間内の有償貸付による財産処分に対する国庫への返還金を、法令及び国の通知により基金に積み立てる必要があることから、当該積立金の用途を定めるため、北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、基金への積立金を市立学校の施設整備に要する経費にのみ充てるための規定を新たに追加するものであります。

施行予定日につきましては、公布の日から施行するものです。

根拠法令等といたしましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と同施行令及び公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等についてであります。

3枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

処分について、第6条第2項、国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴う基金への積立額については、これを市立の学校の施設整備に要する経費にのみ充てるものとするを加えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第53号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第12 議案第54号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

議案第54号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。概要書を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、白州体育館敷地内のサンドバレーコートに新たに屋外照明を設置したことから、照明使用料を定めるため、北杜市体育施設条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、条例別表中、サンドバレーコートの照明使用料を1時間につき260円と定めるものであります。

施行予定日は令和2年7月1日から施行いたします。

3枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

新たに照明1時間の使用料の額260円を加えるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第54号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長（清水進君）

日程第13 議案第58号 動産の取得について（軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車）および

日程第14 議案第59号 動産の取得について（市民バス車両）

の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

本日、追加提案させていただく契約案件2件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第58号 動産の取得（軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車）についてであります。

北杜市消防車両管理更新計画に基づき進めている小型消防ポンプ積載車の方針に伴い、動産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 動産の取得（市民バス車両）についてであります。

市民バス車両の老朽化に伴い更新するもので、動産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、契約2案件につきましては、一般競争入札により今年11日に仮契約を締結したことから本日、追加提案させていただきました。

内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

はじめに、議案第58号の内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

議案第58号 動産の取得について（軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車）について、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、動産を取得することについて議会の議決をお願いするものであります。

取得する動産 軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車（13台）

取得金額 6,656万6,500円

取得目的 北杜市消防車両管理更新計画に基づき更新するため

契約の相手方 山梨県甲府市伊勢一丁目5番16号

有限会社 中村ポンプ工作所

代表取締役 中村巳春

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第58号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第59号の内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

議案第59号 動産の取得について（市民バス車両）について、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第3条の規定により、動産を取得することについて議会の議決をお願いするものであります。

取得する動産 市民バス車両（1台）

取得金額 2,365万726円

取得目的 車両の老朽化に伴い更新するため

契約の相手方 山梨県甲府市酒折一丁目2番10号

山梨日野自動車 株式会社

代表取締役社長 飯室允敬

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第59号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第15 発議第7号 厚生労働省に対し、甲陽病院・塩川病院の「再編・統合」の撤回と地域医療を充実させることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります文教厚生常任委員長、千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

千野秀一君。

○20番議員(千野秀一君)

発議第7号

令和2年6月25日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

厚生労働省に対し、甲陽病院・塩川病院の「再編・統合」の撤回と地域医療を充実させることを求める意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

北杜市の地域医療を守る甲陽病院・塩川病院については、開設以来、地域の高齢者医療や災害拠点、また、感染症対策にも対応するとともに、峡北地域の2次救急医療機関として重要な役割を果たしており、今後も2病院を堅持し、北杜市の地域医療を守る拠点として充実させる必要があることから、この案を提出するものである。

厚生労働省に対し、甲陽病院・塩川病院の「再編・統合」の撤回と地域医療を充実させることを求める意見書（案）

北杜市の地域医療を守る北杜市立甲陽病院・塩川病院は、その歴史は古く、甲陽病院は、昭和23年に秋田村外7ヶ村国民健康保険組合立山梨甲陽病院として開設され、塩川病院は、昭和28年に穂足村・朝神村一部事務組合立塩川病院として開設された。小淵沢町と合併後、北杜市立の病院として位置づけられ、東京23区とほぼ同じ面積にある北杜市の医療を支える病院としてその役割を果たしている。

特に高齢化が進む北杜市にあつて、身近な病院として高齢者医療に携わり、また、峡北地域においては、2次救急医療機関として重要な役割を果たしている。

2病院の経営状況については、甲陽病院については、厳しい経営状況にあるものの、塩川病院については、利益剰余金は黒字経営を維持しており、令和2年度の病院事業特別会計への繰出金は、地財措置された負担金の7億3千万円ほどである。

平成21年に策定された「第1次北杜市立病院改革プラン」に基づき、経営の改善に努め、公立の病院としては、比較的良好な経営改善につとめており、現在、「第3次北杜市立病院改革プラン」を策定し、自主的な取組方針を示すと共に、経営の黒字化・安定化を目指し、住民に対し適切な医療が提供できるよう経営改善に取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症が広がる中にあつて、甲陽病院は感染症病床を4床確保し、感染者の受け入れに対応しており、市のみならず、県内の医療を受け持つ病院として存在意義を示している。

上記のとおり、災害発生時を含め、市民の命を守るという行政の役割を担う地域医療の核として、北杜市としては北杜市立甲陽病院・塩川病院の2病院を堅持し、今後も充実していく必要がある。

こうしたことから、下記のとおり意見書を提出するものであります。

#### 記

1. 厚生労働省に対し、甲陽病院・塩川病院を含むリストと「再検証」の撤回を求めること。
2. 地域住民の医療を守るため、国は甲陽病院・塩川病院への財政支援・人的支援などを行うよう要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

（提出先）

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 山東昭子殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

厚生労働大臣 加藤勝信殿

総務大臣 高市早苗殿

財務大臣 麻生太郎殿

以上です。

○副議長（清水進君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから発議第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○副議長(清水進君)

日程第16 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

6月9日に開会された本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時13分



会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

北杜市議会副議長

北杜市議会仮議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛

